

官報

号外

令和元年十一月十九日

○第二百回 衆議院會議録 第九号

令和元年十一月十九日(火曜日)

議事日程 第八号

令和元年十一月十九日

午後一時開議

- 第一 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件
- 第三 デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 第四 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件
- 日程第三 デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第四 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) この際、御紹介申し上げます。

ただいまアーティフ・アル・タラウネ・ヨルダン下院議長御一行が外交官傍聴席にお見えになっておりますので、諸君とともに心から歓迎申し上げます。

〔起立、拍手〕

日程第一 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長富田茂之君。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する

法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔富田茂之君登壇〕

○富田茂之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、急速なデジタル技術の進展による社会経済情勢の変化を踏まえ、高度な情報化社会の実現を図るため、企業経営における戦略的な情報処

理システムの利用のあり方を提示した指針を国が策定し、優良な取組を行う事業者を認定する制度を創設するとともに、独立行政法人情報処理推進機構の業務に、情報処理システムを利用した事業者間連携、産業間連携の取組を支援する業務を追加する等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る十一月七日日本委員会に付託され、翌八日梶山経済産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。十三日に質疑に入り、同日、参事人から意見を聴取した後、更に質疑を行い、質疑を終局いたしました。十五日、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(大島理森君) 日程第二、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を

求めるの件、日程第三、デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長松本剛明君。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔松本剛明君登壇〕

○松本剛明君 たいいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

日米貿易協定は、我が国とアメリカ合衆国との間で、農産品及び工業品を対象とする物品の貿易を促進するための法的枠組みについて定めるものであり、日米デジタル貿易協定は、我が国とアメリカ合衆国との間で、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的枠組みについて定めるものであります。

両協定は、本年十月七日にワシントンにおいて署名されました。

両件は、去る十月二十四日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、外務委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同月三十日に茂木外

務大臣から提案理由の説明を聴取し、十一月六日に質疑を行い、七日には農林水産委員会及び経済産業委員会との連合審査会を開会いたしました。八日及び十三日に更に質疑を行った後、質疑を終局し、十五日に討論の後、順次採決を行った結果、両件はいずれも賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 両件につき討論の通告があります。順次これを許します。後藤祐一君。

〔後藤祐一君登壇〕

○後藤祐一君 国民民主党の後藤祐一です。

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムを代表して、たいいま議題となりました日米貿易協定、デジタル貿易協定に対し、反対の立場から討論を行います。(拍手)

冒頭、一言申し上げます。

桜を見る会に八百人以上もの総理の関係者が出席していたことは、公的行事の私物化、税金の私物化そのものであります。

その前夜祭に関し、安倍総理は、昨日、総額を示した明細書はないと発言されました。一体誰がどうやってホテルと交渉し、総額を確定したのでしょうか。旅行会社はホテルとの交渉は行っていないことが明らかになっています。明細書は過去にはあったが廃棄したということなのでしょう。ホテル側には明細書が残っているのではないのでしょうか。また、仮に赤字が出ていたとすれば公職選挙法違反の疑いがあり、黒字だとしても収支報告書に記載すべきであり、政治資金規正法違

反の疑いがあります。

あす予定されております内閣委員会において、安倍事務所会計責任者とホテルの担当者の参考人招致を求めています。自民党はこれを拒否しております。説明責任をどう考えておられるのでしょうか。

安倍総理は、菅原大臣と河井大臣の辞任に関して、十一月六日の予算委員会でご述べておられます。「政治活動については、内閣、あるいは与党、野党にかかわらず、一人一人の政治家がみずから襟を正し、説明責任を果たすべきものであります。」「ぶら下がり会見などではなく、明細書など必要な文書を提出した上で、予算委員会の場合において、一人の政治家として安倍総理には説明責任を果たしていただくよう強く求めます。」

本協定案の審議においても、説明責任はおよそ果たされておりません。

以下、その反対の理由を順次申し上げます。

まず第一に、自動車への二五％の追加関税が本

当に回避できたかどうか不明な点であります。安倍総理とトランプ大統領の間、茂木大臣とライトハイザー代表の間のやりとりを示していただけではないと、追加関税が回避できたかどうか確認できません。大統領選挙を来年に控え、焦っていたのはトランプ大統領であり、日本側が焦る必要はなかったはずであります。にもかかわらず、追加関税というおどしに屈してしまったというのがこの交渉の実態ではないでしょうか。

第二に、アメリカの自動車関税の撤廃が獲得できなかった点であります。

今後の交渉について、当初は、さらなる交渉に

よる関税撤廃と意図的に誤訳し、その後、ホームページ上でこっそりと、関税の撤廃に関して更に交渉と修正しました。最初の和訳はうその説明だったんじゃないでしょうか。アメリカが関税撤廃を納得した上でいつ下げるのか、これからの交渉ということなのか、それとも、関税撤廃自体アメリカはまだ納得していないのか、一体どちらなのかと何度茂木大臣に聞いても、すれ違いを繰り返すばかり。説明責任の放棄であります。

第三に、約九割を自由化しなければならぬとするWTOルールに違反する疑いが強い点であります。

アメリカの自由化率九二％から自動車関税撤廃分を除いたら何％になるのか、明確に答弁しません。世界の通商ルールは何でもありということになってしまいかねません。

第四に、農林水産品の市場開放に対する不安であります。

例えば、牛肉のセーフガードについては、基準数量自体も、セーフガードを打つたびに基準数量が上がっていくことも、TPP合意の範囲内とする当初の約束違反であります。また、日米貿易協定の附属書Iには、「アメリカ合衆国は、将来の交渉において、農産品に関する特恵的な待遇を追求する」と明記されています。今後の第二段階の交渉において、新たに農産品の市場開放をしなれば自動車関税の撤廃はかち取れない構図になってしまったのではないのでしょうか。

第五に、農林水産品への影響試算がいかにげんな点であります。

農林水産品への影響額約六百億から千億億円と

いう試算は、十分な対策を講じるので国内生産量は一切減らないということが前提になっていいます。いわば、そうあってほしいという、大本営発表ともいべき数字であります。しかも、対策とは来年の国会に出てくるかもしれない予算案のことであって、この国会で前提とするのはおかしく、農家は心配になるだけであります。

また、GDPへの影響は、輸出がプラス〇・二％、輸入がマイナス〇・二％で収支とんとん、ウイン・ウインだという説明ですが、輸出には将来の実現する怪しい自動車関税撤廃が含まれ、輸入には農林水産品の生産量は一切減らないという希望的前提が含まれています。ウイン・ウインはフィクションではないでしょうか。

第六に、日米貿易協定がFTAであるか不明な点であります。

茂木大臣は、一年前の交渉入りの際、FTAではありません、TAGですと断言しておりました。包括的なFTAではないという説明でございすが、包括的ではないFTAですかという質問に答えておりません。今回、物品とデジタルが別の協定となりましたが、今後、サービス、投資、著作権など個別に協定を結ぶのでしょうか。一年前にFTAではないと虚偽の説明をした茂木大臣の責任は重大だと考えます。

第七に、日米デジタル協定に関し、国内法たるプロバイダー責任制限法との関係についても疑問がありました。わずか九時間二十一分という審議時間が不足していたのは明らかであります。この審議時間のほかにも、外務委員会における審議の仕方に問題がありました。合計九つの資料

提出が理事会で求められたにもかかわらず、実質的な資料提供は一つもありませんでした。すれ違い答弁の繰り返しの質問時間を浪費する茂木大臣に対し、松本委員長は、聞かれたことに答弁するように促すどころか、時計をとめずに時間稼ぎに加担、私の質問終了時には委員長として不適切な発言をなさいました。大変残念であります。

桜を見る会も日米貿易協定も、政府が説明責任を果たさず、与党がこれに加担する、国民が知りたい事実は明らかにならず、国民の政治に対する期待は下がっていく。

国会は何のためにあるのでしょうか。

さて、本日で安倍政権は、第一次、第二次合わせて二千八百八十六日となり、歴代最長の桂太郎政権と並びます。そのこと自体には敬意を表しますが、桂政権の最後に何があつたか、総理は御存じでしょうか。

第三次桂内閣は長州藩出身の藩閥政治であるとして国民世論の批判が高まり、明治から大正にわたって半年後の大正二年二月五日、私の地元、相模原市緑区又野で生まれた尾崎行雄代議士が、桂太郎内閣弾劾決議案の趣旨説明を行っていました。

この桂太郎総理に対し、「常二玉座ノ蔭ニ隠レテ、政敵ヲ狙撃スルガ如キ挙動ヲ執ツテ居ルノデアル」と批判。その十五日後に、桂太郎内閣は総辞職、いわゆる大正政変が起こり、時代は大正デモクラシーに向かっていくわけでありました。

玉座の陰に隠れているとは申し上げませんが、予算委員会を開きもせず、説明責任を逃れようとする安倍総理を強く弾劾するとともに、同じく説明責任を果たしていない日米貿易協定、日米デジ

タル貿易協定に反対を申し上げ、討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 鈴木憲和君。

(鈴木憲和君登壇)

○鈴木憲和君 自由民主党・無所属の会の鈴木憲和です。

私は、与党を代表して、ただいま議題となつております日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求める件及びデジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件につきまして、賛成の立場から討論をいたします。(拍手)

まず、日米貿易協定については、日米双方にとつてウイン・ウインかつバランスのとれた協定になっていると考えます。

日本の農林水産品については、全て過去の経済連携協定の範囲内となつており、これまでの貿易交渉でも常に焦点となつてきた米は調整品も含め完全除外となつたほか、林産品、水産品、さらにはTPPワイド関税割当て対象の三十三品目など、全く譲許していません。

過去のさまざまな経済連携協定の交渉があるたに、全国の農林水産業者の皆さんが心配の声を伝えるために農繁期にもかかわらず何度も上京され、現場の不安の声について意見交換をしてきました。そのたびに、もう二度と現場の皆さんにこのような思いをさせてはならないとの思いを強くし、議員活動に当たってきたところであります。が、今回の協定の交渉に当たっては、交渉開始前に生産現場の不安を解消するメッセージを出した

上で交渉に当たり、結果を出したことにについて、率直に評価をすべきだというふうに思います。

本協定の署名以降、私の地元山形県の農業関係者の皆さんとも断続的に意見交換をしてきておりますが、その中では、特に心配をしていた米が除外となつたことについて、米の主産地として安心の声が多く聞かれ、その上で、これまでの経済連携協定への対策を更に前進させることにより、国内農林水産業の体質強化を図り、若い世代が安心して農林水産業に取り組める環境の整備をしっかりとやるべきとの意見が多数あります。

和牛や日本酒、焼酎等の対米輸出についても、また工業品についても、日本企業の輸出関心が高く貿易量も多い品目を中心に、早期の関税撤廃、削減が実現することとなります。

特に、自動車及び自動車部品については、協定において、関税撤廃に関して更に交渉することで合意をしているほか、日米の首脳、閣僚間で、米通商拡大大法第二百三十二条に基づく追加関税を発動しないこととし、数量規制のような管理貿易的措置も排除されています。

また、厳しい原産地規則など、保護主義的でグローバルサプライチェーンをゆがめるような措置を幅広く排除した点でも大きな意義があると考えます。

今後、我が国の人口減少が進む中では、アメリカを含む世界の成長するマーケットをとっていくことが国内産業の発展には不可欠です。

世界第三位のGDPを占める日本と世界第一位のGDPを占める米国、この二カ国で世界のGDPの約三割を占めておりますが、本協定が発効す

ることで、これまでに発効したTPP11、日・EU・EPAを加えれば、世界経済の約六割をカバーする自由な経済圏が日本を中心として誕生することになります。

現在、グローバル化の急速な進展による不安や不満が、時に保護主義への誘惑を生み出し、国と国との間に鋭い対立を生み出している中で、我が国が引き続き自由貿易の旗手として自由で公正なルールに基づく貿易体制の強化を推進していくことは、極めて重要と考えます。

次に、日米デジタル貿易協定は、日米間で、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的基盤を確立することにより、両国間のデジタル貿易促進を目的としているものであります。

本協定の締結により、今後、拡大が期待されるデジタル貿易が日米間で一層促進され、両国間の経済的な結びつきが強固になることを通じ、両国間の貿易が安定的に拡大し、ひいては自由で開かれた国際経済の発展につながることが期待をされています。

本協定は、まさに、これからの時代の経済を牽引するデジタル貿易のルールづくりにおいて日米両国が主導的な役割を果たしていく基盤になるものでもあり、本年六月のG20大阪サミットにおいて立ち上げられた大阪トラックの推進を始め、デジタル貿易に関する国際的なルールづくりに向けて、我が国が引き続きしっかりと対応していく上でも意義があるものと考えます。

最後に、アメリカを相手に、国益を最大化するために、守るべきは守り、攻めるべきは攻め、粘

り強く交渉に当たられた茂木大臣を始めとする交渉担当者の皆さんに心から敬意を表するとともに、農林水産業の生産現場の気持ちに寄り添ったさらなる国内対策をお願いし、これらの協定の締結を速やかに承認することについて議員諸君の賛同を求め、賛成の討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 田村貴昭君。

(田村貴昭君登壇)

○田村貴昭君 私は、日本共産党を代表して、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定について、断固反対の立場から討論を行います。(拍手)

まず、桜を見る会で問われているのは、安倍総理が、内閣の公的な行事を私物化し、八百五十名に上る地元後援会を招待し、まさに国民の税金を使って買収を行っていたという疑惑であります。

しかも、安倍晋三後援会が主催した前夜祭の収支を政治資金収支報告書に一切記載していないことの違法性は明白です。

これに対して、総理は、八日の参議院予算委員会で、招待者の取りまとめに関与していないなどと述べましたが、その後次々に発覚した事実と疑惑から逃げることはもう許されません。安倍総理が速やかに予算委員会に出席し、疑惑に対する説明責任を果たすことを強く求めるものであります。

日米貿易協定は、五カ月という前代未聞のスピードで、交渉内容も経過も国会や国民に一切秘匿したまま合意されたものであり、既に発効しているTPP11、日欧EPAに加えて、日本側の関税、非関税措置を縮小させ、農産物の市場開放、自由化を一層もたらしめるのです。

しかも、政府は、野党が求めた協定の審議の前提となる資料の提出を拒み続け、国会軽視、国民無視の姿勢を露骨に示しました。

にもかかわらず、わずか十一時間の審議で採決を行うことなど、許されません。

安倍首相は、本協定を日米双方にとってウィン・ウィンの中身になったと誇示していますが、その実態は、日本が七十二億ドル分の米国産農産物の関税を撤廃、削減することを認める一方、米国は日本製自動車や同部品の関税撤廃を見送りしました。日本の一方的な譲歩であることは明白です。特に、譲許表に自動車関連の関税撤廃を明記したとうその説明までして国民と国会を欺こうとしていたことは、極めて重大です。

政府は、本協定がTPPの範囲におさまったと主張しています。しかし、TPPは、もともと、輸出大国や多国籍企業の利益を最優先し、際限のない市場開放を推進するもので、TPP水準でも大問題なんです。

本協定は、米国産牛肉の関税率をすぐにTPP参加国と同じ税率まで引き下げます。加えて、その税率での輸入枠をTPPとは別に設けました。しかも、輸入量がそれを超えると、即座に低関税輸入枠自体を拡大するための協議をする規定まで盛り込んでいます。米国を特別扱いする、TPP超えは明らかです。

政府は、本協定の発効で実質GDPを約〇・八%押し上げるとしています。しかし、この試算は、継続協議となった日本製自動車や同部品の対米輸出関税の撤廃を見込んだ架空の計算です。そうした試算でも、国内農産物の生産額が最大千百

億円減少すると見込まれています。

特に、大幅な関税削減で、熾烈な価格競争を強いられる畜産農家は大打撃です。九州のある肉牛農家は、将来が不安で後を継がせられない。北海道のある酪農家は、米国産チーズは日本よりずっと安く、やめざるを得ない農家が出てくる。養豚農家は今でも採算ぎりぎりだと。これが全国の農家の声です。本協定が離農を加速させ、食料自給率を更に低下させることは必至です。

日米共同声明は、本協定の発効後、関税やほかの貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁などで交渉を開始するとしており、文字どおり、日米FTAにつながるものです。日米デジタル貿易協定は、まさにその先取りであり、独占的利益を追求する米国のIT企業を保護する協定にほかなりません。

食料主権、経済主権を破壊する両協定の国会承認は、断じて認められません。日米FTA交渉は直ちに中止すべきであることを強調し、討論とします。(拍手)

○議長(大島理森君) 杉本和巳君。

(杉本和巳君登壇)

○杉本和巳君 維新の杉本和巳です。

私は、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の承認の件について、賛成の立場から討論申し上げます。(拍手)

貿易交渉では、現在及び将来の国益をど真ん中に据えて、過去の反省を生かして、最大限を獲得し、最小限を譲歩するという要請があると理解しています。

もちろん、各国とも、地理的、歴史的背景があ

る中、交渉の分野ごとに事情があり、かつ政治的な事情を抱えていることは自明の理であります。外交は相手があることで、かつ相手側が強烈な個性を有する場合もある中で、交渉当事者への信頼と負託をして、冷静沈着でしたたかな国と国の交渉を委ねているわけで、単なる是非かだけで評価することは難しいものであると理解しています。

その上で、今次日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定交渉を鑑みると、日米安保を背景とする最大の同盟国の米国との交渉であることは大前提であります。一方、過去の日米自動車交渉や日米半導体協議などの教訓を踏まえているかを再点検してみると、十分に教訓と生かされていないと言わざるを得ない点も見受けられます。

茂木大臣は、今次交渉後の状況を、試合は一度終わり、次なる試合となると表されました。すなわち、次なるステージは、発効後四カ月で開始されること、次回以降は、双方が話し合い、合意の上に分野が決まるとのことですが、今次交渉をした物品分野から、知財、サービスや金融などの分野へと交渉が広がることが予想されます。また、今次交渉で積み残しとなったと解される自動車及び自動車部品の関税削減の時期の明確化は必達で、宿題とも言えます。

また、今後の交渉においては、過去や今次教訓が、行政当局自体、また、ポリティカルアポインティである政治家の総理大臣を始め所管担当大臣に十分に周知徹底され、交渉相手に言質を与えないしたかな交渉が必要であります。

今次協定の交渉は、政府が表するようなウイ

ン・ウインという高い評価はしがたいのですが、次なるステージ以降において、過去の、また今次交渉で共通する反省すべき点や教訓を生かしていくこと、また、宿題は完遂することを強く求め、あわせて、デジタル貿易協定においては、マルチのステージを展望することと国内法整備を早急に行うことを強く求めて、ひつきよう、賛成することといたします。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 両件を一括して採決いたします。

○議長(大島理森君) 賛成者起立

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第四 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。文部科学委員長橋慶一郎君。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔橋慶一郎君登壇〕

○橋慶一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年、我が国の教師の業務の長時間化が極めて深刻となる中、教師の働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務であることから、公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するための所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、教育職員について労働基準法第三十二条の四の規定による一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにすること、

第二に、文部科学大臣は、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することなどがあります。

本案は、去る十一月七日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌八日、萩生田文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。十二日には参考人から意見を聴取し、翌十三日、十五日と質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論、採決を

行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること等を内容とする附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。城井崇君。

〔城井崇君登壇〕

○城井崇君 国民民主党の城井崇です。

私は、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムを代表して、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、反対の立場から討論を行います。(拍手)

冒頭、一言申し上げます。

大学入試改革をめぐる混乱が続いています。

大学入試共通テストへの英語民間試験導入については、成績比較の仕組みの欠陥、経済的不公平、地理的不公平、運営上の利益相反など多くの問題を野党から指摘し、文部科学大臣がようやく延期を決断しました。遅きに失したとはいえ、受験生の大混乱を避けることができました。

一方、国語や数学への記述式問題の導入については、全国の大学の八八％で二次試験での記述式問題を導入済みであり共通テストで使う妥当性がないこと、採点を請け負った業者が事前に問題や正答例、採点基準を知る、試験前に採点者に問題

傾向が明らかになるといふ露骨な利益相反、情報漏えいの危険があること、採点未経験の短時間採点アルバイトがまじるなど五十万人規模の記述式答案を間違いなく採点するのは物理的に無理だということ、自己採点ができず志望校選びがままならないことなど、導入の問題点や弊害を野党からも指摘をしております。

文部科学大臣、受験生のために記述式問題導入は中止すべきであります。

共同会派、立国社と日本共産党から、記述式問題導入中止法案を過日衆議院に提出しました。業者ファーストではなく、受験生ファーストの大学入試にしていくなため、この記述式問題導入中止法案の成立へ与野党各議員の御協力を強く求めます。

さて、教員の勤務時間の長時間化が深刻となる中、教員が子供と向き合う時間を確保し、子供たちに対するきめ細やかな教育を学校の中で実現するため、学校における働き方改革を推進することが重要です。何としても長時間労働の是正を実現せねばなりません。

この法律案の二つの柱は、業務時間削減のための上限ガイドラインの指針化、休日のまとめどりを実現するための一年単位の変形労働時間制の導入です。法案審議を通じて、これらの問題点、懸念などを丁寧に確認をしました。

客観的な勤務時間管理を徹底しながら在校等時間の縮減に努めていくとの決意が政府から述べられました。しかし、政府の政策では、施行期日の二〇二〇年四月一日に全国の公立学校でこの客観的な勤務時間管理が一〇〇％導入されるまでは道

のりが遠いと言わざるを得ない状況でした。

持ち帰り業務の削減に向けたその時間把握も課題ですが、外形的に把握することは困難で、これまでの調査では在校等時間に含まずとの答弁で、持ち帰り業務の常態化への懸念は払拭できていません。在校等時間の記録は行政文書である旨確認しましたが、地方公務員公務災害補償における障害補償及び遺族補償を受けるべき消滅時効が五年間であることを踏まえるなど、その記録と保存に万全を期すべきであります。

長時間労働の是正に向けた学校における条件整備について、専門スタッフや外部人材の活用も議論となりました。部活動指導員、スクールサポートスタッフ、学校徴収金の徴収、管理の負担軽減、統合型校務支援システムの活用による負担軽減など、具体的な施策による業務時間削減を目指す旨政府から説明がありました。

しかし、例えば、部活動指導員は全国に二割強の学校にしか配置をされず、国、都道府県、市町村でそれぞれ三分の一負担するという地方負担もハードルとなつて配置が進まない現状も一方で明らかになりました。

このように、業務時間削減を目指した政策も学校現場でまちまちの状況となり、業務時間が削減されない学校、業務時間を削減できない教員が出てきてしまいます。この法律ができて長時間労働が是正されない教員が残ることは、大きな問題です。指針の遵守に罰則が設けられていないこともあわせて考えれば、その実効性には疑問を呈せざるを得ません。

一年単位の変形労働時間制の導入についてです

が、休日のまとめどりに限定しての導入だ、その旨を省令に書く、まとめどりに使うこと以外は考えていないとの大臣答弁でしたが、本来は法律に明記すべきであります。

また、繁忙期の勤務時間が延長されることで、現在の長時間勤務が追認、黙認されてしまうのではないかなど、関係者から不安の声が上がっております。過労死により御家族を亡くされた御遺族の方からも、過労死事案を増加させかねない、休日のまとめどりが予定されている夏休み等の長期休業期間まで心身ともにもたないといった強い懸念が示されました。大臣が言うような、教職の魅力向上に資するものであるとは断言できません。

三六協定同様に学校ごとの労使協定締結、あるいは勤務条件主義を念頭に置きながら地公法五十五条による職員団体との交渉や書面協定が可能との認識から、教育委員会、校長と職場代表者の話し合いの場が確保されるべきと私たちから訴えました。勤務時間の変更は勤務条件に当たり、交渉事項だとの政府答弁はありましたが、少なくとも、都道府県の条例ができた場合に、学校ごとにも、都道府県の条例ができた場合に、学校ごとにも教育委員会、校長と職場代表者の話し合いの場を確保するべく省令等で促すべきです。

この法律案は教員の働き方改革の一里塚だという説明が政府・与党から繰り返し述べられました。私たちからすれば、一里塚で終わらせてはならない。教職調整額の見直しを含めて給特法の抜本的な見直しは必須である旨訴えてまいりました。

質疑の中で、大臣からは、持ち帰り業務の把握等を含めた二〇二二年度の教員勤務実態調査を行

い、それを踏まえて、給特法の見直しを行う旨、文部科学大臣として力強く答弁いただいたことは評価したいと思っております。給特法の抜本的な見直しを行う際には、在校等時間を労働基準法上の労働時間としてしっかりと把握し、時間外労働には労働基準法三十七条に基づく割増し賃金を支払うことで、教職調整額の仕組みに甘えて改善を怠つてきたサービス残業を撲滅し、労働の正当な対価を実現すべきであります。

このように精力的に質疑を続け、野党からはさらなる法案質疑を求めましたが、結果として、委員長職権によつて委員会採決が行われました。前向きな質疑が続いただけに、残念でなりません。

以上、一里塚よりも懸念がまさる状況にあるとの判断から、共同会派として本法律案に反対することといたしました。

なお、政府に、教育現場から指摘があつた懸念事項等への対応を立法院の意思として促すべく、附帯決議を付させていただきました。

以上の理由により、本法案に反対することを改めて申し上げ、討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 森夏枝君。

〔森夏枝君登壇〕

○森夏枝君 日本維新の会の森夏枝です。

私は、我が党を代表して、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論いたします。(拍手)

働き方改革として、労働基準法を改正して、多様な働き方が選択できる制度が導入されてきておりますが、労働基準法が適用されない公務員、特

に学校現場の教職員の超過勤務についての改善が求められています。

教育の質の向上のためには、教師みずからが授業の内容を磨くことや教師自身の人生を豊かにすることが大事な要素となりますが、今のよう、働き過ぎているために教育の質を高めるための時間がとれない現状は、児童生徒たちのためにもなりません。

部活動がある中学校の場合、月約八十一時間の時間外勤務をしているという推計もあり、超過勤務が多過ぎる大きな要因には部活動への指導があるにもかかわらず、政府の改正案には部活動の改善内容はありませんでした。

そこで、日本維新の会として、附帯決議に、外部指導員の増員と学校外のスポーツクラブチームの活用を促進する施策を検討することという内容を入れることを提案しました。

また、多様で複雑な対応が迫られる教育職員において、精神疾患による休職者数が全国で五千人を超えるという現状を踏まえて、公立学校の教職員への労働安全衛生法によるストレスチェックの完全実施に努める旨の内容を入れることを提案いたしました。

本法施行による効果の確認について、施行後三年をめどに教員の勤務実態調査を行い、施策の効果を確認することについても提案をいたしました。

以上、提案した三項目が盛り込まれたことにより、日本維新の会は、本法案に対して賛成することといたします。

本法案が成立することにより、児童生徒たちと直接接する教職員に、みずからを向上させるだけでなく、

の心の余裕を持ってもらうことにより、教育、そして生徒の指導という本来の職務について質的な向上が図られることを期待するということを表明いたしました。私からの賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございます。 (拍手)

○議長(大島理森君) 畑野君枝君。

〔畑野君枝君登壇〕

○畑野君枝君 私、日本共産党を代表し、公立学校教員給与特別措置法改正案に断固反対の討論を行います。 (拍手)

先日の委員会、委員長職権で質疑を打ち切り、採決を強行したことに強く抗議します。

本法案は、教員の長時間労働の是正をいいながら、公立学校の教員に一年単位の変形労働時間制を導入し、残業代を支払うことなく、いわゆる繁忙期に一日八時間、週四十時間を超えて働かせることができるようになるものです。今でも深刻な長時間労働を一層助長するものにほかなりません。

今回の変形労働時間制は、八時間労働制の原則を崩す、労働条件の重大な変更です。にもかかわらず、一般の労働者にある時間外労働の歯どめがないことは、極めて重大です。

法案は、当事者である教員の意見を反映させる労使協定なしに、地方自治体の条例で導入できるとしています。条例で労働基準法上の原則を踏みにじることは断じて許されません。

また、給特法第三条の時間外勤務手当、休日勤務手当を支給しないという規定はそのまま、労働基準法第三十七条の割増し賃金の支払いを適用除外し、時間外労働を規制する手段を奪っています。

さらに、特別な事情がある場合の時間外勤務の上限である月百時間、年七百二十時間を超えた場合の使用者に対する罰則もありません。

政府は、指針で超過勤務を月四十五時間以内に制限するといいますが、罰則のない指針では、到底歯どめになりません。

政府は、夏休み期間中に休日をもとめどりとありますが、夏休み中も教員には研修、補習、部活動指導等の業務があり、しかも、休日はまとめてとれさえすればいいものではありません。

一方、繁忙期とされる授業期間中の労働時間は確実に増加します。政府は、所定勤務時間を延長する時期を、学校行事等で多忙となり、教員の過労死事案が多いと言われる四月、六月、十月と答弁しました。まさに教員の過労死促進法案ではありませんか。

教員の長時間労働改善には、業務の抜本的縮減、教員の大幅増員とともに、四％の教職調整額の支給と引きかえに残業代を支給せず、際限のない長時間勤務の実態を引き起こしてきた給特法の抜本改正こそ必要です。

以上のことを申し上げ、討論を終わります。

(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十三分散会

出席国務大臣

外務大臣 茂木 敏充君
文部科学大臣 萩生田光一君
経済産業大臣 梶山 弘志君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

古賀 篤君 堀内 詔子君
遠藤 敬君 串田 誠一君
堀内 詔子君 古賀 篤君
串田 誠一君 遠藤 敬君

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

黄川田仁志君 福山 守君
国光あやの君 百武 公親君
小林 茂樹君 根本 幸典君
中曽根康隆君 小寺 裕雄君
古川 康君 佐藤 明男君
吉川 赳君 谷川 とむ君
百武 公親君 安藤 高夫君
福山 守君 牧島かれん君
安藤 高夫君 国光あやの君
小寺 裕雄君 中曽根康隆君
佐藤 明男君 古川 康君
谷川 とむ君 吉川 赳君
安藤 高夫君 百武 公親君
牧島かれん君 福山 守君

黄川田仁志君 根本 幸典君
国光あやの君 本田 太郎君
小林 茂樹君 黄川田仁志君
中曽根康隆君 吉川 康君
佐藤 明男君 古川 赳君
谷川 とむ君 小寺 裕雄君
安藤 高夫君 牧島かれん君
国光あやの君 中曽根康隆君
小寺 裕雄君 佐藤 明男君
谷川 とむ君 吉川 赳君
安藤 高夫君 百武 公親君
牧島かれん君 福山 守君

黄川田仁志君 根本 幸典君
国光あやの君 本田 太郎君
小林 茂樹君 黄川田仁志君
中曽根康隆君 吉川 康君
佐藤 明男君 古川 赳君
谷川 とむ君 小寺 裕雄君
安藤 高夫君 牧島かれん君
国光あやの君 中曽根康隆君
小寺 裕雄君 佐藤 明男君
谷川 とむ君 吉川 赳君
安藤 高夫君 百武 公親君
牧島かれん君 福山 守君

黄川田仁志君 根本 幸典君
国光あやの君 本田 太郎君
小林 茂樹君 黄川田仁志君
中曽根康隆君 吉川 康君
佐藤 明男君 古川 赳君
谷川 とむ君 小寺 裕雄君
安藤 高夫君 牧島かれん君
国光あやの君 中曽根康隆君
小寺 裕雄君 佐藤 明男君
谷川 とむ君 吉川 赳君
安藤 高夫君 百武 公親君
牧島かれん君 福山 守君

黄川田仁志君 根本 幸典君
国光あやの君 本田 太郎君
小林 茂樹君 黄川田仁志君
中曽根康隆君 吉川 康君
佐藤 明男君 古川 赳君
谷川 とむ君 小寺 裕雄君
安藤 高夫君 牧島かれん君
国光あやの君 中曽根康隆君
小寺 裕雄君 佐藤 明男君
谷川 とむ君 吉川 赳君
安藤 高夫君 百武 公親君
牧島かれん君 福山 守君

根本 幸典君 黄川田仁志君
本田 太郎君 鈴木 貴子君

辞任

補欠

谷川 弥一君 渡辺 孝一君
福井 照君 大岡 敏孝君
宮路 拓馬君 木村 哲也君
村上 史好君 初鹿 明博君
山本和嘉子君 矢上 雅義君
初鹿 明博君 村上 史好君
大岡 敏孝君 福井 照君
宮路 拓馬君 木村 哲也君
渡辺 孝一君 谷川 弥一君
山本和嘉子君 矢上 雅義君

矢上 雅義君 山本和嘉子君
渡辺 孝一君 谷川 弥一君
木村 哲也君 宮路 拓馬君
大岡 敏孝君 福井 照君
初鹿 明博君 村上 史好君
山本和嘉子君 矢上 雅義君
初鹿 明博君 村上 史好君
大岡 敏孝君 福井 照君
宮路 拓馬君 木村 哲也君
渡辺 孝一君 谷川 弥一君
山本和嘉子君 矢上 雅義君

野中 厚君 今枝宗一郎君
柿沢 未途君 篠原 豪君
今枝宗一郎君 野中 厚君
柿沢 未途君 篠原 豪君
野中 厚君 今枝宗一郎君
柿沢 未途君 篠原 豪君
野中 厚君 今枝宗一郎君
柿沢 未途君 篠原 豪君
野中 厚君 今枝宗一郎君
柿沢 未途君 篠原 豪君

安全保障委員
江渡 聡徳君 高村 正大君
熊田 裕通君 宮内 秀樹君
左藤 章君 國場幸之助君
鈴木 貴子君 佐藤 明男君
本多 平直君 山川百合子君
下地 幹郎君 串田 誠一君
高村 正大君 牧島かれん君
佐藤 明男君 百武 公親君
宮内 秀樹君 工藤 彰三君

江渡 聡徳君 高村 正大君
熊田 裕通君 宮内 秀樹君
左藤 章君 國場幸之助君
鈴木 貴子君 佐藤 明男君
本多 平直君 山川百合子君
下地 幹郎君 串田 誠一君
高村 正大君 牧島かれん君
佐藤 明男君 百武 公親君
宮内 秀樹君 工藤 彰三君

江渡 聡徳君 高村 正大君
熊田 裕通君 宮内 秀樹君
左藤 章君 國場幸之助君
鈴木 貴子君 佐藤 明男君
本多 平直君 山川百合子君
下地 幹郎君 串田 誠一君
高村 正大君 牧島かれん君
佐藤 明男君 百武 公親君
宮内 秀樹君 工藤 彰三君

江渡 聡徳君 高村 正大君
熊田 裕通君 宮内 秀樹君
左藤 章君 國場幸之助君
鈴木 貴子君 佐藤 明男君
本多 平直君 山川百合子君
下地 幹郎君 串田 誠一君
高村 正大君 牧島かれん君
佐藤 明男君 百武 公親君
宮内 秀樹君 工藤 彰三君

山川百合子君 高木錬太郎君
工藤 彰三君 長尾 敬君
國場幸之助君 左藤 章君
長尾 敬君 熊田 裕通君
百武 公親君 鈴木 貴子君
牧島かれん君 江渡 聡徳君
高木錬太郎君 本多 平直君
串田 誠一君 下地 幹郎君

高木錬太郎君 長尾 敬君
左藤 章君 熊田 裕通君
鈴木 貴子君 江渡 聡徳君
本多 平直君 下地 幹郎君
串田 誠一君 下地 幹郎君
高木錬太郎君 長尾 敬君
左藤 章君 熊田 裕通君
鈴木 貴子君 江渡 聡徳君
本多 平直君 下地 幹郎君

高木錬太郎君 長尾 敬君
左藤 章君 熊田 裕通君
鈴木 貴子君 江渡 聡徳君
本多 平直君 下地 幹郎君
串田 誠一君 下地 幹郎君
高木錬太郎君 長尾 敬君
左藤 章君 熊田 裕通君
鈴木 貴子君 江渡 聡徳君
本多 平直君 下地 幹郎君

高木錬太郎君 長尾 敬君
左藤 章君 熊田 裕通君
鈴木 貴子君 江渡 聡徳君
本多 平直君 下地 幹郎君
串田 誠一君 下地 幹郎君
高木錬太郎君 長尾 敬君
左藤 章君 熊田 裕通君
鈴木 貴子君 江渡 聡徳君
本多 平直君 下地 幹郎君

高木錬太郎君 長尾 敬君
左藤 章君 熊田 裕通君
鈴木 貴子君 江渡 聡徳君
本多 平直君 下地 幹郎君
串田 誠一君 下地 幹郎君
高木錬太郎君 長尾 敬君
左藤 章君 熊田 裕通君
鈴木 貴子君 江渡 聡徳君
本多 平直君 下地 幹郎君

高木錬太郎君 長尾 敬君
左藤 章君 熊田 裕通君
鈴木 貴子君 江渡 聡徳君
本多 平直君 下地 幹郎君
串田 誠一君 下地 幹郎君
高木錬太郎君 長尾 敬君
左藤 章君 熊田 裕通君
鈴木 貴子君 江渡 聡徳君
本多 平直君 下地 幹郎君

高木錬太郎君 長尾 敬君
左藤 章君 熊田 裕通君
鈴木 貴子君 江渡 聡徳君
本多 平直君 下地 幹郎君
串田 誠一君 下地 幹郎君
高木錬太郎君 長尾 敬君
左藤 章君 熊田 裕通君
鈴木 貴子君 江渡 聡徳君
本多 平直君 下地 幹郎君

高木錬太郎君 長尾 敬君
左藤 章君 熊田 裕通君
鈴木 貴子君 江渡 聡徳君
本多 平直君 下地 幹郎君
串田 誠一君 下地 幹郎君
高木錬太郎君 長尾 敬君
左藤 章君 熊田 裕通君
鈴木 貴子君 江渡 聡徳君
本多 平直君 下地 幹郎君

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百九十八回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案(川内博史君外五名提出)

一、去る十五日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十五日、参議院から、次の議案を撤回する旨の申出があった。
地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案(細田博之君外十二名提出、第百九十八回国会衆法第三三三号)

一、去る十五日、参議院から、次の議案を撤回する旨の申出があった。
地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案(細田博之君外十二名提出、第百九十八回国会衆法第三三三号)

一、去る十五日、参議院から、次の議案を撤回する旨の申出があった。
地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案(細田博之君外十二名提出、第百九十八回国会衆法第三三三号)

一、去る十五日、参議院から、次の議案を撤回する旨の申出があった。
地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案(細田博之君外十二名提出、第百九十八回国会衆法第三三三号)

(質問書提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

寡婦(寡夫)控除制度に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

祝賀御列の儀で天皇皇后両陛下を護衛したサイドカーに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

皇位継承に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

地域医療構想に基づく病院の再編統合案と臓器移植体制に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

特定技能に移行した技能実習生に対する評価調書作成に関する質問主意書(大西健介君提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

給特法改正に当たっての地方公務員(教育職員)に関する質問主意書(長尾秀樹君提出)

企業主導型保育事業の新たな実施機関の公募に関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

北方領土観光ツアーにおける北方領土の呼称についての注意喚起に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

(答弁書受領)

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員丸山穂高君提出認知症傾向のある受刑者に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出北朝鮮産石炭密輸が疑われる船舶の日本港湾寄港の対応に関する質問に対する答弁書

令和元年十一月十九日 衆議院会議録第九号 議長報告

衆議院議員大河原雅子君提出照射牛生レバーの安全性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出異動を伴う公務員に対して支給される手当等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出日本型修正現代貨幣理論に基づく景気刺激策の実現に関する質問に対する答弁書

令和元年十一月一日提出
質問 第六四号

認知症傾向のある受刑者に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

書 認知症傾向のある受刑者に関する質問主意書

全国の刑務所では、近年、六十五歳以上の高齢入所受刑者数が一貫して上昇しており、この高齢化に伴う問題が深刻化している。法務省矯正局が平成二十八年一月に公表した「認知症傾向のある受刑者の概数調査」では、刑事施設職員による改訂長谷川式簡易知能評価スケールの実施により、六十歳以上で認知症傾向のある受刑者はおよそ十四％で、全国におよそ千三百人いると推計している。この調査結果を受けて、平成三十年度から、大規模な刑事施設八庁において、認知症スクリーニング検査等が開始された。

以下、認知症傾向のある受刑者について質問する。一 認知症傾向のある受刑者と、認知症スクリー

ニング検査で該当した高齢受刑者はそれぞれ何名か。

二 認知症傾向のある受刑者を含め、身体介助を要する高齢受刑者に対して刑務官の個別の処遇時間や介助負担が重いとの報道もあるが、これらの高齢受刑者への処遇に従事する刑務官の負担はどれほどになっているのか。また、全国の刑務所に介護資格者の職員の配置はどれほどか把握しているか。把握しているならば、その従事時間と配置人数を具体的に示されたい。

三 認知症傾向のある受刑者は、認知機能が更に衰えていくと、受刑することについての認識自体が失われてしまう場合もあり得ると考える。刑事施設には人的体制や予算上の制約があるため、認知症傾向のある受刑者への治療や処遇を刑事施設内で行うのは限度があり、症状の悪化を防げないという話も聞く。認知症が進行した受刑者について、刑事訴訟法第四百八十条又は同法第四百八十二条に基づく刑の執行停止が行われた事実を政府として把握しているか。把握しているならば、過去五年間の件数等を具体的に示されたい。また、認知症が進行した受刑者については、刑事施設内で処遇するよりも、医師の認知症の診断と基礎的自治体である市町村の要介護認定を経て、介護対応の可能な更生保護施設や民間の介護施設に移行すべきではないか、政府の見解を問う。

四 高齢受刑者の再犯対策として特別調整制度による支援が行われているが、当該受刑者の同意が前提条件となっている。しかし、認知症により同意が行えず、特別調整の対象とならなければ、通常の出所となってしまう、福祉につながらないことから、再犯を防げないこともなげられない。出所後の受け入れ先確保を確実に進めること、再犯防止につながるのではないかと、政府の見解を問う。

五 認知症傾向のある受刑者や介助を要する高齢受刑者については、受刑者による介助も行われている。刑務所においては、介護職員初任者研修が職業訓練として導入されている施設もあるが、その実施結果をとりまとめているか。とりまとめているのであれば、研修を修了した出所者数、介護分野の協力雇用主の採用者数はそれぞれ何名か、詳細を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二〇第六四号

令和元年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出認知症傾向のある受刑者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員丸山穂高君提出認知症傾向のある受刑者に関する質問に対する答弁書

一について

「受刑者に対する認知症スクリーニング検査

等の実施について(平成三十年三月二十九日付け法務省矯正第九百五十四号法務省矯正局成人矯正課長・矯正医療管理官通知)に基づく認知症スクリーニング検査(以下「検査」という。)は、全受刑者に対して実施することとしていないため、認知症傾向がある(検査の得点が基準点以下であるときをいう。以下同じ。)受刑者の全人数についてお答えすることは困難である。

また、平成三十年に、札幌刑務所、宮城刑務所、府中刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、広島刑務所、高松刑務所及び福岡刑務所に入所した受刑者のうち、これらの刑事施設に入所した時点で年齢が六十歳以上のもの九百四名を対象として検査を実施した結果、認知症傾向がある者は百九名であった。

二について

お尋ねの「負担はどれほど」及び「従事時間」の具体的に意味するところが明らかではないため、これらのお尋ねについてお答えすることは困難であるが、刑事施設においては、刑務官が必要に応じて、認知能力や身体機能の低下した受刑者に対し、食事、入浴等の日常生活の介助を行っているところ、高齢入所受刑者(刑事施設に入所した時点で年齢が六十五歳以上の受刑者をいう。)の人員数が平成十年以降増加傾向にあることから、刑務官の業務負担が増加している状況にあるものと認識している。

そのため、法務省においては、このような刑務官の業務負担の軽減を図るとともに受刑者の介護体制の充実強化を図るため、令和元年度予

算において、介護福祉士八人分の非常勤職員手当及び介護専門スタッフ(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者等をいう。)四十二人分の賃金を経費として計上しているところである。

三について

前段のお尋ねについては、「認知症が進行した受刑者について・・・刑の執行停止が行われた事実」及び「過去五年間の件数等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、刑の執行停止に関してその事由別の統計をとっていないことから、お答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、御指摘の「移行」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)に基づき、認知症の受刑者についても、その心身の状況を把握し、必要に応じて医療上の措置を執るなどして適切に対応しているところである。

四について

御指摘の「刑事施設の長の職権」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について」(平成二十八年三月三十一日付け法務省保釈第七号法務省矯正局長・保護局長通達)に基づく特別調整(以下「特別調整」と

いう。)については、受刑者が特別調整の対象者となることを希望していることをその要件の一つとしており、対象者に改善更生の意欲があることが円滑な社会復帰を図る上で重要であると考えている。

なお、刑事施設においては、認知症の受刑者を含め、高齢又は障害を有する等の理由により円滑な社会復帰が困難と認められる受刑者に対し、「社会復帰支援指導(一般改善指導)」の実施について(平成二十九年八月二十四日付け法務省矯正第二千三百三十一号法務省矯正局成人矯正課長通知)に基づく社会復帰支援指導の標準プログラムを平成二十九年年度から各刑事施設において実施し、基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせるとともに、出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高め、特別調整等につながるよう促している。

五について

お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

令和元年十一月一日提出
質問 第六五号

北朝鮮産石炭密輸が疑われる船舶の日本港湾寄港の対応に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

北朝鮮産石炭密輸が疑われる船舶の日本港湾寄港の対応に関する質問主意書

北朝鮮による日本人拉致等の諸情勢を踏まえ、平成十六年、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)の改正、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法の制定が行われ、我が国単独の経済制裁措置を講じることが可能となった。これに基づき、政府は、北朝鮮に対する輸出入の全面禁止及び北朝鮮関連船舶の入港禁止の措置をとっているが、今般の報道によると北朝鮮産の石炭輸入に關与したとして、韓国政府が入港禁止にした複数の北朝鮮密輸船が日本各地に寄港したと報じられている。

実効性のある北朝鮮関連船舶の入港禁止措置及び北朝鮮に対する輸出入全面禁止措置を維持するため、以下、質問する。

一 我が国は、外為法上の措置として、北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物について輸入を全面禁止しており、北朝鮮と第三国との間の取引の仲介についても禁止している。北朝鮮産の石炭の不正輸入に關わつたとして韓国から入港禁止措置を受けた貨物船が我が国に入港していることが報じられているが、これらの貨物船から我が国に貨物が輸入され、もしくは我が国企業が貿易を仲介した事実等、政府が把握しているものはあるか。

二 北朝鮮産の石炭の密輸に關与した疑いのある貨物船は、日本に入港する前後にロシア、中国等に訪れることで産地を北朝鮮以外に見せかけ、制裁を逃れる不正取引に日本の港湾が利用

されたおそれが報じられている。日本に寄港した貨物船の貨物の取引に北朝鮮が関わっていないということをごのように調査しているのか。

報道によると、国土交通省の検査は、通常の船舶が安全に航行するための基準を満たしているかなどを確認するもので、制裁違反を調べることを目的とした検査は行っていないとされているが、それは事実か。事実であるならば、制裁違反を調べることを目的とした検査を行う必要があるのではないか。

三 韓国が、北朝鮮産の石炭を積んだり、洋上で船から船に積み荷を移し替えるいわゆる「瀬取り」に関わった北朝鮮関連船舶についての入港を禁止する独自制裁を行っていることに對し、我が国は特定船舶の入港禁止措置として、①北朝鮮籍船舶、②北朝鮮の港に寄港歴のある船舶、③国連安全保障理事会制裁対象船舶の入港を禁止しているものの、韓国と同等の独自制裁を行っていることから、「瀬取り」に関わった北朝鮮関連船舶は国内法の取り締まりの対象としていない。我が国においても、「瀬取り」に関わった北朝鮮関連船舶については入港禁止とすべきと考えるが、当該措置を講ずることは現行法上可能か。

四 国連安全保障理事会の制裁決議に違反した疑いのある船舶等について、我が国に情報提供したと韓国の国家情報院は国会に報告したとの報道(令和元年七月十六日付NHKニュース等)があるが、情報提供があったことは事実か。また、その情報を知りながら、当該船舶三隻の秋

田県能代港、沖縄県那覇港への入港を許可したのは事実か。

五 国連安全保障理事会の制裁決議では、北朝鮮の制裁逃れを助けるすべての資産凍結を加盟国に義務付けているが、日本では船舶を資産凍結、拘留するための根拠法が存在しない。今後どのような対応をしていくのか回答されたい。右質問する。

内閣衆質二〇〇第六五号

令和元年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出北朝鮮産石炭密輸が疑われる船舶の日本港湾寄港の対応に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員丸山穂高君提出北朝鮮産石炭密輸が疑われる船舶の日本港湾寄港の対応に関する質問に對する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、関係機関の検査や情報収集活動の具体的内容に関わる事柄であり、お答えを差し控えたい。

三及び五について

御指摘の「瀬取り」に関わった北朝鮮関連船舶及び「国連安全保障理事会の制裁決議では、北朝鮮の制裁逃れを助けるすべての資産凍結を加盟国に義務付けているが、日本では船舶を資産凍結、拘留するための根拠法が存在しない」

の意味するところが必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、我が国の対北朝鮮措置の在り方について、拉致、核、ミサイルといった諸懸案をめぐる北朝鮮の対応や国際社会の動きを総合的に勘案し、不断の検討を行っているところである。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

四について

個々の報道を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

令和元年十一月六日提出
質問 第六六号

照射牛生レバーの安全性に関する質問主意書

提出者 大河原雅子

照射牛生レバーの安全性に関する質問主意書

厚生労働省は二〇一二年七月、食品衛生法に基づいて、牛の生レバーを安全に食べる方法がないとして販売・提供を禁止した。しかし、今後、研究などが進み、安全に食べられる方法が見つれば、この規制の見直しを検討していくとした。

厚労省の厚生労働科学研究費補助金で「畜産食品の安全性確保に関する研究(平成二十五年～二十七年)」と、「畜産食品の生物学的ハザードとその低減手法に関する研究(平成二十八年～三十年度)」(以後六力年の研究という)が行われ、この

六力年の研究で「放射線照射」による殺菌に効果が認められるとして、薬事・食品衛生審議会に諮り、食品安全委員会に諮問する予定という。

現在、食品衛生法第十一条で食品への放射線照射は禁止されている。しかし、細菌性食中毒予防として放射線を照射することが認められると、照射による他の危険を消費者は受ける事になる。また、照射牛レバーの解禁で照射食品が急激に拡大する可能性がある。この六力年の研究報告書には記述の間違い等があり、このまま薬事・食品衛生審議会に諮られ、食品安全委員会に諮問されることは重大な問題があるので以下質問する。

一 「畜産食品の安全性確保に関する研究(平成二十五年～二十七年)」と、「畜産食品の生物学的ハザードとその低減手法に関する研究(平成二十八年～三十年度)」が厚労省に提出された。厚労省は牛生レバーへの放射線照射を薬事・食品衛生審議会に審議する日程を決めているのか。決まっているならその日時を記されたい。

二 二〇一〇年五月十八日、厚労省は薬事・食品衛生審議会食品規格部会を開催し、照射スパイスについて説明を行っているが、この時、さらに審議データの収集が必要として、資料の収集を行うよう原子力委員会、全日本スパイス協会など関係者に要請している。

この時「照射食品中のアルキルシクロブタン類の生成量及びその推定暴露量、また、アルキルシクロブタン類の毒性(特に、遺伝毒性、発がんプロモーション作用)」を求めている。アルキルシクロブタン類について要請に

応える研究データが今回の六力年研究の報告書や、要請された関係者から提出されているのか。

三 「畜産食品の安全性確保に関する研究」に、

「アルキルシクロブタノン類」は照射線量が増えると生成量が増えると報告されている。二〇〇二年、バースツール大学のF・ラウルらによって、発ガン促進物質として働くことが報告されている。アルキルシクロブタノン類の一日摂取許容量(ADI)はどのくらいになるか。厚労省はその一日摂取許容量の根拠となる科学的な報告を持っているか。持っているなら、その報告の出典を記されたい。

四 薬事・食品衛生審議会の開催にあたっては牛レバーの「殺菌法」を審議する予定か。それとも「放射線照射牛レバー」の細菌性中毒以外の安全性に関して審議する予定か。

五 六力年研究には誘導放射能の研究は入っていないが、照射牛レバーの誘導放射能については薬事・食品衛生審議会で審議を行うことになっているのか。

六 六力年の研究で照射牛レバーはトランス脂肪酸の増加と線量を調べているが、トランス脂肪酸についても薬事・食品衛生審議会で審議する予定か。

七 照射牛レバーでは細菌が減ると報告されている。一〇キログレイ(以下KGYという)の照射で牛レバーに生成されるアルキルシクロブタノン類やトランス脂肪酸、また同定されていない未知の成分などについては十分なデータがない。

い。厚労省は細菌性食中毒以外の安全性については慢性毒性、発がん実験、催奇形性実験、遺伝毒性などの実験データも準備した上で薬事・食品衛生審議会で審議するののか。

八 放射線を照射すると特有な照射臭があると言われるが、六力年の研究報告書にも照射臭があると報告されているが、照射牛レバー刺しは生食に耐えうるかどうかは判断がない。照射臭について薬事・食品衛生審議会で審議する予定か。

九 一九八〇年のIAEA(国際原子力機関)とWHO(世界保健機関)とFAO(国連食糧農業機関)の合同専門家委員会のレポートで「一〇KGYまでの照射は安全とする」という結論を安全の根拠にして、牛レバーへの照射線量を一〇KGY以下にするよう試みている。しかし、この専門家委員会のモノグラフには一〇KGYという結論に至った根拠データが示されていない。

一〇 KGY以下でも卵巣重量や体重の減少、死亡率の低下、奇形など重大な実験結果が「放射線照射による馬鈴薯の発芽防止に関する研究成果報告書(昭和四十六年)」および「放射線照射による玉ねぎの発芽防止に関する研究成果報告書(昭和五十五年)」にも記載されている。照射ベビーフード事件裁判でも一〇KGYを安全とするには問題があるとしている。

IAEA(国際原子力機関)、WHO(世界保健機関)、FAO(国連食糧農業機関)の合同専門家委員会のレポートはその表紙に「このレポートの内容は国際的専門家グループの見解をまとめたものであり、必ずしも国連のFAO、

WHO、IAEAの決定又は政策を意味するものでない」と断りが入っている。食品衛生法第十一条の放射線照射禁止が国内法として優位であると考えるが厚労省はどのように考えているか。

十 平成二十八年度の「畜産食品の生物学的ハザードとその低減手法に関する研究」で中心部の線量が九・七一KGYから一〇・一KGY照射で十検体中七検体(七十%)にサルモネラ菌が検出されている。接種した牛生レバーの大きさは二十五グラムで厚さ十四ミリの切り身である。しかし、平成三十年度の報告では、牛レバーを二十cm×二十五cm×5cm(一・八キログラム)という実用的な大きさに変更しているが、七十二倍も大きいレバー塊で放射線の透過率が違うが、大腸菌〇一五七とサルモネラ菌の接種実験は行われていない。実用化される形状での牛レバーの大きさにしながら、中心部の線量のみを測っただけで、「八・二KGYから一〇KGYの範囲以内で照射できる可能性が示された」と線量を推定し結論としている。殺菌の根拠データとなる実験をしていない。国はこのような「可能性」ということを結論とするために六力年の研究に研究費を出したのか。

十一 「畜産食品の安全性確保に関する研究(平成二十五年〜二十七年)」と、「畜産食品の生物学的ハザードとその低減手法に関する研究(平成二十八年〜三十年度)」の研究の目的は何であったか。

十二 六力年の報告書の牛生レバーの照射サンプル

ルでのサンプル数が少なく、また、実測値が記述されていないため他者が再分析できない。実際の実験では一〇KGYでもサルモネラ菌が生存したと報告している。食中毒防止のため細菌の生存数の確定は重要なデータである。信頼区間から予測するという統計の用法を間違っている可能性がある。この報告書の統計解析部分を統計専門家に検討させる用意があるか。

十三 この六力年間の報告書は、照射直後の牛レバーは励起状態となり、少し安定するまで数カ月を要すると言われているが、照射直後の牛レバーを構成する成分の変化、特に酸化物、過酸化、活性酸素、誘導放射能などについて国は研究する必要があると考えているか。

十四 食品衛生法に基づいて、牛や豚の生レバーの販売・提供を禁止したが、その後、禁止の解除を要する申し入れが多くあるというが、どのような団体、個人から何件の要請が出されているか具体的に回答されたい。

十五 仮に解禁された照射牛レバーから二次汚染でない、レバー由来の菌が検出された場合は生食をしてもよいとするのか。その生食によって食中毒事故が起きた場合、その責任は安全として解禁した国が負うことになるのか。

十六 六力年の研究の各年度の研究費を記されたい。

十七 研究が三年から六年に延長されているが、どのような理由によって三年間の延長となったのかその理由を記されたい。

内閣衆質二〇〇第六六号

令和元年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大河原雅子君提出照射牛生レバーの安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大河原雅子君提出照射牛生レバーの安全性に関する質問に対する答弁書
一及び四から八までについて

御指摘の「牛生レバー」、「照射牛レバー」及び「照射牛レバー刺し」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点で、薬事・食品衛生審議会において、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一条第一項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)において生食用牛肝臓の規格基準を定めることについて審議を行う予定はない。

二について

お尋ねの「研究データ」については、「今回の六カ年研究の報告書」には記載されておらず、また、「要請された関係者」からは提出されていない。

三について

お尋ねの「アルキルシクロブタンノンの一日摂取許容量」に関する知見は有していない。

九について

お尋ねの「食品衛生法第十一条の放射線照射

禁止」及び「国内法として優位」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

十及び十一について

御指摘の「このような『可能性』ということを経験と結論とする」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十五年度から平成二十七年までの厚生労働科学研究費補助金による「畜産食品の安全性確保に関する研究」(以下「畜産食品の安全性確保に関する研究」という。)の目的は、食肉及び内臓の生食リスクを明確化すること並びに微生物を低減する非加熱殺菌法の効果と問題点を検証することであり、また、平成二十八年度から平成三十年度までの同補助金による「畜産食品の生物学的ハザードとその低減手法に関する研究」(以下「畜産食品の生物学的ハザードとその低減手法に関する研究」という。)の目的は、牛肝臓の内部に存在する微生物に対する効果的な殺菌方法について検証することである。

十二について

御指摘の「信頼区間から予測するという統計の用法」及び「統計専門家」の意味するところが必ずしも明らかではないが、畜産食品の生物学的ハザードとその低減手法に関する研究の平成二十九年度分担当研究報告書の四十九ページにおける「二. 牛肝臓中におけるE.coli O157ならびにSalmonellaのガンマ線による殺菌効果」の記載については実測値に基づくものであることから、お尋ねの「統計解析部分」について

検討する予定はない。

十三について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

十四について

お尋ねの「禁止の解除を要望する申し入れ」、「団体」及び「要請」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

十五について

お尋ねの「生食をしてもよいとする」、「食中毒事故」及び「安全として解禁」の意味するところが明らかではなく、また、仮定の質問であることから、お答えすることは困難である。

十六について

お尋ねの「研究費」の意味するところが必ずしも明らかではないが、まず、畜産食品の安全性確保に関する研究に対する厚生労働科学研究費補助金の交付額を年度ごとにお示しすると、次のとおりである。

平成二十五年度	千万円
平成二十六年度	七百九十万円
平成二十七年	七百一十万円
次に、畜産食品の生物学的ハザードとその低減手法に関する研究に対する同補助金の交付額を年度ごとにお示しすると、次のとおりである。	
平成二十八年度	千万円
平成二十九年度	千万円
平成三十年度	七百八十万円

十七について

御指摘の「研究が三年から六年に延長されている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、畜産食品の安全性確保に関する研究と畜産食品の生物学的ハザードとその低減手法に関する研究は別個のものである。

令和元年十一月六日提出
質問 第六七号

異動を伴う公務員に対して支給される手当等に関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

異動を伴う公務員に対して支給される手当等に関する質問主意書

国家公務員に支給される「広域異動手当」は、二〇〇六年の人事院勧告において、六十キロ以上の広域異動を行った職員に三年間支給するものとされ、二〇〇七年・二〇〇八年度に順次導入されたものと認識している。この手当は、「広域的に転勤のある民間企業の従業員の賃金水準が地域の平均的な民間賃金水準よりも高いことを考慮し、広域異動等を行った職員に対して支給される」、つまりはもっと分かりやすく言えば、「民間企業でも異動が多い従業員は平均給料が高いから、公務員に対しても給料を上げよう」という趣旨である。

公務員は定期的に異動が発生する職種であるが、異動先によっては引越が必要場合もあり、費用的にも、またワークライフバランスの観

点からしても大きな負担を強いられている。異動による当該公務員の負担を軽減することは非常に重要であると考えられることから、支給される手当などについて確認したく、以下質問する。

一 「広域異動手当」は国家公務員にのみ導入されており、地方自治法の手当には列挙されていない。地方公務員への広域異動手当の設置に対して、総務省は「国においては、他県に支店を有するような広域的に転勤のある民間企業の従業員の賃金水準が地域の平均的な民間賃金水準より高いことを考慮し、新たに広域異動手当を設けることとされたところであるが、地方公共団体においては、制度の趣旨を踏まえ、導入しないこととした」と慎重な姿勢だと承知している。しかしながら、例えば北海道などの広域な自治体においては、六十キロを超える異動というのは通常の考えられることであり、千葉県でいえば船橋から勝浦、静岡県では静岡から浜松、というように、全国の自治体でも十分に想定される異動である。同じ都道府県内における異動でも、都道府県職員には手当が支給されず、域内の国家公務員には手当が支給されるというのは、公正均衡な手当とは程遠く、このことは、優秀な人材確保が必要とされている昨今の問題意識からすれば改善が必要だという声が地方から上がってきている。広域異動手当の趣旨に当てはまらないのであれば、別の手当を検討することも含めて、域内で異動がある地方公務員の賃金水準について、まずは官民較差の調査研究をおこない実態を調査する必要があると

考えるが、政府の見解は如何か。所見を伺いたい。

二 昨今は異動に係る引越しにおいて、時期によつては引越し費用が非常に高騰する傾向がみられる。特に三・四月においては、報道などでは引越し代が五十万とも百万になるとも言われている。公務員の異動も例外ではなく、実際に、北海道庁職員に対して実施した引越しに関するアンケートでは、九百人弱の方から回答を得た結果、引越し業者を利用した方の六割が自己負担が発生しているという結果も出ている。この問題は国家公務員、地方公務員の区別なく、公務員全体に関わる問題だと考える。

逢坂誠二議員が平成三十年三月八日に提出した「いわゆる「引越し難民」の緩和のための政府の取り組みに関する質問主意書」の政府答弁書の中で、「旅費法第四十六条第二項の規定に基づき、各庁の長は、旅行者が旅費法又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、財務大臣に協議して定める旅費を支給することができることとされている」と述べているが、実際にこのケースに当てはまり、いわゆる赴任旅費（旅費法第六条第九十一項に基づく「移転料」〔着後手当〕「扶養親族移転料」の合算）の定額を超えて支給された異動は、どの程度であると承知しているのか。政府の見解を伺いたい。

三 先に述べたアンケート結果からも分かるように、地方公務員においては異動に係る引越し費用を自己負担するケースが生じている。このことは、公務員の働き方の問題や優秀な人材確保の問題にも直結すると考える。地方公務員の「赴任旅費」に関しては、国家公務員への支給状況に基づき、各地方自治体が条例で定めているのが実情であり、国家公務員の「赴任旅費」を適正な支給に改めることが求められている。

その為にも、まず、現状を把握することが最も重要だと考えるが、国家公務員の異動に伴い支給される、いわゆる「赴任旅費」について、この支給額だけでは足りず、当該国家公務員が個人負担している現状はあると把握しているか。把握していないのであれば、実態調査を行う必要があると考えるが、如何か。政府の見解を伺いたい。

内閣衆質二〇〇第六七号
令和元年十一月十五日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員中谷一馬君提出異動を伴う公務員に
対して支給される手当等に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員中谷一馬君提出異動を伴う公務員に
対して支給される手当等に関する質問
に対する答弁書
一について
国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律

第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。に支給される広域異動手当については、平成十八年度から五年間で段階的に実施された給与構造改革において、地域の民間賃金水準を適切に反映させるための取組の一環として、国家公務員の俸給水準を民間賃金水準の低い地域の水準を考慮して引き下げる中で、他県に支店を有するような広域的に転勤のある民間企業の従業員の賃金水準が地域における平均的な民間の賃金水準より高いことを考慮して、広域的な人事異動が行われる国家公務員の給与水準の調整を図るため設けられた手当であり、地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）については、制度の趣旨を踏まえ、広域異動手当を導入しないこととしたものである。

また、地方公務員の給与については、同法第二十四条の規定により、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して地方公共団体の条例で定めることとされており、御指摘のような「域内で異動がある」者の「賃金水準」に係る「官民較差」も十分に踏まえた上で、各地方公共団体において適切な水準に決定されているものと認識している。

したがって、現時点において、政府としては、御指摘の「別の手当」の「検討」や「官民較差の調査研究」を行うことは考えていない。

二について
御指摘の「いわゆる赴任旅費（旅費法第六条第

九十一項に基づく「移転料」着後手当「扶養親族移転料」の合算の定額を超えて支給された異動の意味するところが必ずしも明らかではないが、移転料、着後手当又は扶養親族移転料について、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号。以下「旅費法」という。）第四十六条第二項の規定に基づき、各庁の長が、財務大臣に協議して定める旅費を支給した件数は、平成二十八年度は零件、平成二十九年度は一件、平成三十年度は十四件となっている。

三について

御指摘の「いわゆる赴任旅費」について、この支給額だけでは足りず、当該国家公務員が個人負担している現状」及び「実態調査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、財務省においては、各府省等における支給された移転料等についてサンプル調査を行っているところである。

いずれにせよ、移転料等については、旅費法において定額により支給することとされ、また、旅費法第四十六条第二項においては、各庁の長は、旅行者が旅費法又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、財務大臣に協議して定める旅費を支給することができることとされており、各府省等において旅費法に基づいて支給が行われているところである。

令和元年十一月六日提出
質問 第六八号

日本型修正現代貨幣理論に基づく景気刺激策の実現に関する質問主意書

提出者 松原 仁

日本型修正現代貨幣理論に基づく景気刺激策の実現に関する質問主意書

アメリカ合衆国（以下「米国」という）バード教授のランダル・レイ教授などが提唱している現代貨幣理論（Modern Monetary Theory、以下「MMT」という）が、内外で論争を巻き起こしている。

私は、MMTとは分かり易く言うなら、自国通貨を持つ日本のような国では、中央銀行を政府と一体と考え、一万円札を無限に印刷することで資産を生み出すことが可能である以上、政府が債務超過になることはないとして、インフレ率が目標に達成するまで、国債を発行しても破綻しないという理論であると考えている。そして、米国をはじめ、世界で論争が繰り広げられているMMTには、端的に大きく二つの問題点があると考えている。一つは、紙幣は刷れば刷るほどその価値は下がるので、物価が高騰し、悪性インフレが家計を直撃しかねないという点である。もう一つは、このような財政規律を無視した紙幣の増刷は、貨幣への信頼を喪失させ、ひいては通貨政策及び財政政策への信頼を喪失させ、結局、ヒト、モノ、カネについての国境の壁が低くなっている今日の世界で、マネーの逃避を促すことになるのではない

かという点である。

したがって、「政府が破綻することはない」というMMTの考え方は経済理論としては成り立ちうるものの結果的には、国内外からの通貨に対する信頼を喪失させることになることが予想される。しかしながら、日本の場合、日本国債保有者に占める海外比率が十二％程度にとどまるということから、国外における信頼低下を他国ほどは気にする必要がないという特異な状況がある。また、主流派経済学に基づく金融政策に基づいた景気刺激策により、マネーサプライ（M2）が膨張している中で、マイナス金利が継続しているという、極めて異常な状況にもある。このようなマイナス金利が継続している状況においては、今も尚、財政政策及び通貨政策に十分なバッファが見込めると考えられる。

私は、こうした日本経済の特異な状況から、日本に限れば、「資金使途を明確化して、支出金額以上の経済効果が将来に見込めることを国民が納得できる形で、必要かつ効率的な財政支出を行う」という条件の下で、日本型修正現代貨幣理論（Japan Modern Monetary Theory、以下「JMMT」という）は、日本では、一定期間成り立つと考える。

日本経済は、アベノミクスの経済効果により、深刻な不況になることなく、土俵際に辛うじて踏みとどまっている状況にある。しかし、それでも、日本の経済成長率が長期にわたり低迷していることから、国際社会における経済的影響力は相対的に低下を続けている。早期にデフレ脱却を行

い、経済を再度成長軌道に乗せなければ、日本経済が、国際社会において埋没する危険性がある。

マイナス金利が継続しているという現状は、主流派経済学に基づく金融政策に基づいた景気刺激策が、現状有効に機能していない証左と捉えることもできる。そこで、財政政策への信頼を毀損しない範囲で、財政均衡（プライマリーバランス）にも配慮したJMMTをデフレ脱却の駄目押しの政策として導入することで、アベノミクスの集大成としては如何か。

そこで、「資金使途を明確化して、支出金額以上の経済効果が将来に見込めることを国民が納得できる形で、必要かつ効率的な財政支出を行う」という条件の下で、次のとおり質問する。

一 令和の時代をデフレ脱却の時代とするための日本型修正現代貨幣理論（JMMT）に基づく景気刺激策について

1 過去に納めた法人税納税額の総額に一定割合を乗じた額を上限に、希望する法人に対して、①Beyond 5G、②量子コンピュータ、③AI（人工知能）など特定の投資対象への投資資金に充当し、自発的将来投資を促すための無議決権無配当型優先株による出資を行う景気刺激策を行うことを政府として検討するか。

2 前項の景気刺激策の実施のために、前項優先株の償還資金を返済原資とする満期五十年の超長期国債を発行するとともに、JMMT特別会計ともいふべき特別会計による管理を行うことを政府として検討するか。

令和元年十一月十九日 衆議院会議録第九号

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一六

3 デフレからの完全脱却のための日本型修正現代貨幣理論に基づく景気刺激策については、前項の特別会計による管理を行い、一般会計については、財政再建を進めることで、早期の一般会計におけるプライマリーバランスの健全化を行うことを政府として検討するか。

右質問する。

内閣衆質二〇〇第六八号

令和元年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出日本型修正現代貨幣理論に基づく景気刺激策の実現に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出日本型修正現代貨幣理論に基づく景気刺激策の実現に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の施策について、現時点で検討を行う予定はない。いずれにせよ、政府としては、引き続き、経済再生と財政健全化の両立を図り、令和七年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指してまいりたい。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和元年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律

情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 独立行政法人情報処理推進機構」を「第三章 情報処理システムの運用及び管理」を「第四章 独立行政法人情報処理推進機構」に関する指針等(第三十条―第三十七条)に、「第三十条―第三十七条」を「第三十八条―第四十五条」に、「第三十八条―第四十二条」を「第四十六条―第五十条」に、「第四十三条―第四十六条」を「第五十一条―第五十四条」に、「第四十七条―第五十条」を「第五十五条―第五十八条」に、「第四」

章」を「第五章」に、「第五十一条―第五十四条」を「第五十九条―第六十三条」に改める。

第一条中「円滑にし」の下に、「情報処理システムの良好な状態を維持することでの高度利用を促進し」を加え、「情報化社会の要請にこたえ」を「情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図り」に改める。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条

第三項中「ソフトウェア業」を「ソフトウェア業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次の一項を加える。

3 この法律において「情報処理システム」とは、電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。

第三条第四項中「きく」を「聴く」に改める。

第十条第一項中「この節」の下に「及び第三十三条」を加え、「第四十三條第二項」を「第五十一条第二項」に改める。

第十五条に次の二項を加える。

2 前項の登録(以下単に「登録」という。)は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第十七条中「第十五条の」及び「(以下単に「登録」という。)」を削り、「同条」を「第十五条第一項」に改める。

第二十二条中「第四十三條第二項」を「第五十一条第二項」に改める。

第二十六条中「単に」講習を「機構の講習」という。又はこれと同等以上の効果を有すると認められる講習として経済産業省令で定めるもの(同条において「特定講習」に改める。

第二十八条中「講習」を「機構の講習、特定講習」に改める。

第二十九条第二項中「第四十三條第二項」を「第五十一条第二項」に改める。

第五十四条第一号中「第四十三條第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条第二号中「第四十五條第一項」を「第五十三條第一項」に改め、同条を第六十三條とし、第五十三條を第六十一條とし、同条の次に次の一條を加える。

第六十二条 第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第五十二条中「第四十一條」を「第四十九條」に改め、同条を第六十條とし、第五十一條を第五十九條とする。

第四章を第五章とする。

第三章第四節中第五十條を第五十八條とし、第四十九條を第五十七條とする。

第四十八條第一項中「第四十四條第一号」を「第五十二條第一号」に、「第四十三條第一項第一号」を「第五十一條第一項第一号」に、「第四十六條第一項」を「第五十四條第一項」に改め、同条第二項中「第四十六條第一項」を「第五十四條第一項」に改め、同条を第五十六條とする。

第四十七條第二項中「第四十三條第一項第一号」を「第五十一條第一項第一号」に改め、同条を第五十五條とする。

第四十六條第一項中「第四十三條第一項第三号」を「第五十一條第一項第三号」に、「第三十五條第二項」を「第四十三條第二項」に改め、第三章第三節中同条を第五十四條とする。

第四十五條第一項中「第四十三條」を「第五十一條」に改め、同条を第五十三條とし、第四十四條を第五十二條とする。

第四十三条第一項中「第三十二条」を「第四十条」

に改め、同項第三号中「ソフトウェア業」を「ソフトウェア業」に改め、同項第五号中「電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。」「

を削り、「評価」の下に「及び情報処理サービス業」を営む者の技術的能力その他事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を加え、同項中第十四号を第十六号とし、第八号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）又は事業者（情報処理システムを設計し、開発し、又は利用する者に限る。）の依頼に応じて、運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及その他の当該連携を促進するために必要な取組を行うこと。

九 認定事業者の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に關し必要な協力を行うこと。

第四十三条第二項中「という。」の下に「若しくは認定審査事務」を加え、同条を第五十一条とする。

第三章第二節中第四十二条を第五十条とし、第三十八条から第四十一条までを八条ずつ繰り下げ

 γ_0

第三十七条第一項ただし書中「第四十六条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、第三章第一節中同条を第四十五条とし、第三十六条を第四十四条とする。

第三十五条第二項中「第四十三條第一項第一号」を「第五十一條第一項第一号」に、「第四十六條第一項」を「第五十四條第一項」に改め、同条を第四十三條とし、第三十四條を第四十二條とし、第三十三條を第四十一條とする。

第三十二条中「確保」の下に、「情報処理システム」の高度利用の促進を加え、同条を第四十条とし、第三十一条を第三十九条とし、第三十条を第三十八条とする。

第二章を第四章とする。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 情報処理システムの運用及び管理に関する指針等

（情報処理システムの運用及び管理に関する指針）

第三十条 経済産業大臣は、情報処理システムを

良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用することが重要であることに鑑み、情報処理システムを良好な状態に維持するために必に必要となる情報処理システムの運用及び管理（以下この章及び第五十一条第一項第九号において単に「情報処理システムの運用及び管理」という。）に関する指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 情報処理システムの運用及び管理に関する基本的事項

二 情報処理システムの運用及び管理を適切に

行うために必要な体制の整備に関する事項

三 情報処理システムの運用及び管理に係る具体的な方法に関する事項

四 その他情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために必要な事項

3 経済産業大臣は、指針を定めるに当たつては、我が国産業における情報処理システムの利用の状況及び情報処理技術の動向を勘案するものとする。

4 経済産業大臣は、指針を定めようとするときは、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 経済産業大臣は、おおむね二年ごとに指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による指針の変更について準用する。

(基準に適合する事業者の認定)

第三十一条 経済産業大臣は、事業者からの申請に基づき、経済産業省令で定めるところにより、当該事業者について、前条第二項各号に掲げる事項に関する取組の実施の状況が優良なものであることその他の経済産業省令で定める基

準に適合するものであることの認定を行うことができる。

(認定の更新)

第三十二条 前条の認定は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条の規定は、前項の更新について準用する。

(認定に関する事務)

第三十三條 經濟産業大臣は、第三十一條の認定（前條第一項の更新を含む。）に關する事務（申請の受付、第三十一條の基準に適合するかどうかの審査その他これらに準ずるものとして經濟産業省令で定めるものに限る。第五十一條第二項において「認定審査事務」という。）を機構に行わせるものとする。

(報告の徴収)

第三十四条 経済産業大臣は、第三十一条の認定を受けた事業者（以下この章及び第五十一条第一項第九号において「認定事業者」という。）に対し、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第三十五条 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十一条の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 不正の手段により第三十一条の認定又は第三十二条第一項の更新を受けたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(助言及び指導)

第三十六条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の適確な実施に必要な助言及び指導を行うものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十七条 中小企業信用保険法(昭和二十五年

法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下この条において「普通保険」という。)、同法第三条の二第二項に規定する無担保保険(第三項において「無担保保険」という。)、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(第三項において「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、情報処理システム運用・管理関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第二項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業者の情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。))を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証(以下「情報処理システム運用・管理関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該借入金金の額のうち	情報処理システム運用・管理関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金金の額のうち
第三条の二第三項及び第三条の三第三項	当該債務者	情報処理システム運用・管理関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、情報処理システム運用・管理関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、情報処理システム運用・管理関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(情報処理安全確保支援士の登録の更新に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の情報処理の促進に関する法律第十五条の登録を受けている情報処理安全確保支援士(当該登録を受けた日がこの法律の施行の日の前日の三年前の日以前である場合に限る。)の施行の日後の最初のこの法律による改正後の情報処理の促進に関する法律第十五条第二項の更新については、同項中「三年」とあるのは、「情報処理の促進に関する法律の一部を改正す

る法律(令和元年法律第 号)の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日まで」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

第四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第四十三条第一項第三号」を「第五十一条第一項第三号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(二十三)の二中「第十五条」を「第十五条第一項」に改め、「の登録」の下に「更新の登録を除く。」を加える。

(中小企業等経営強化法の一部改正)

第六条 中小企業等経営強化法平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第七十条第二項中「第三十五条第二項」を「第四十三条第二項」に、「第四十六条第一項」を「第五十四条第一項」に、「第四十七条第二項」を「第五十五条第二項」に、「第四十八条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第三項中「第四十九条」を「第五十七条」に改める。

理 由

情報処理システムが戦略的に利用され、多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図る観点から、情報処理システムを良好な状態に維

持するために必要な情報処理システムの運用及び管理に関する指針の策定、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の状況に関する認定制度の創設並びに当該認定を受けた者に対する支援を行うとともに、情報処理システムの高度利用を促進するための独立行政法人情報処理推進機構の業務の追加等の措置を講じる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、急速なデジタル技術の進展による社会経済情勢の変化を踏まえ、高度な情報化社会の実現を図るため、情報処理システムの運用及び管理に関する指針の策定、認定制度の創設並びに独立行政法人情報処理推進機構の業務の追加等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 企業のデジタル経営改革の促進

経済産業大臣は、企業経営における戦略的な情報処理システムの運用及び管理に関する指針を策定し、申請に基づき、指針を踏まえ、優良な取組を行う事業者を認定する制度を創設すること。

2 独立行政法人情報処理推進機構の機能強化

(一) 各省各庁の長又は事業者の依頼に応じ、情報処理システムを利用した事業者間連携・産業間連携の取組を支援する業務を追加すること。

(二) クラウドサービスの安全性評価制度の実施業務を追加すること。

令和元年十一月十九日 衆議院会議録第九号

3 情報処理安全確保支援士の規定の見直し
情報処理安全確保支援士に三年毎の更新制を導入すること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、高度な情報化社会の実現を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和元年十一月十五日

経済産業委員長 富田 茂之

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 デジタル経営改革の推進については、個人情報保護の保護に万全を尽くすとともに、我が国の産業競争力の強化を図られるよう、外部専門家の知見、アドバイスを積極的に取り入れ適切な指針の策定を行い、超少子高齢化及び労働力人口の減少を踏まえた経済社会情勢の急激な変化、デジタル技術の進化に対応できるよう適時見直しを行うこと。また、認定制度の導入に当たっては、企業規模を問わない制度設計を行うこととし、「二〇二五年の崖」の克服に向けてレガ

シーシステム刷新への集中的な取組を加速させるとともに、レガシーシステムを持ち合わせていない企業についても新たなデジタル経営改革への取組の促進に資するよう更なる支援措置を検討すること。

二 IoT、AI、ビッグデータなど先進的なデジタル技術を活用するためのアーキテクチャ構築に当たっては、様々な産業や事業者が関わることから二つの把握を十分に行うとともに、日本企業が世界規模で進んでいる技術開発や標準化、ルール形成等をリードすることができるよう、コネクテッド・インダストリーズの重点分野を中心に戦略的な取組を進めること。

三 クラウドサービスの安全評価体制の構築に当たっては、官民双方が安全・安心にクラウドサービスを採用し、継続的に利用していくため、利用者の権利保護の観点を踏まえ、個人情報保護の保護に特に配慮し、災害やサイバー攻撃といったあらゆるリスクに備えるとともに、政府においてもクラウドサービス関連技術の利用に適した体制整備を進めること。

四 デジタル社会において重要性を増す高度IT人材・セキュリティ人材の育成・確保については、求められる人材像を明確にするほか、産学連携による実践的な人材育成など、地方の実情も踏まえた具体的な取組を総合的に進めること。情報処理安全確保支援士については、資格保有者、企業の双方にとって制度を活用するインセンティブが高まるような取組も含め、質の高いセキュリティ人材の確保に資する制度運営に努めること。

五 ソサエティ五・〇の実現に向け、企業におけ

るデジタル経営改革の必要性について、中小企業を含め経営者、従業員、関係者からの理解が得られるよう、具体例をわかりやすく明示するなどの方法により、更なる普及啓発に努めること。また、企業だけでなく、個人のITリテラシーを向上させるための取組を進めること。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

令和元年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国とアメリカ合衆国との間において、関税の撤廃又は削減の方法等を定めることにより、両国間の物品貿易を促進し、両国の経済的な結び付きをより強固なものにするともに、自由で開かれた国際経済の発展につなげるため、令和元年十月七日にワシントンで、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定に署名した。よって、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
いて承認を求めるの件及び同報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定

日本国及びアメリカ合衆国（以下「両締約国」という。）は、次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

- (a) 「関税」とは、產品の輸入に際し、又は產品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の課税金並びに產品の輸入に関連して課される付加税及び加重税をいう。ただし、次のものを含まない。
- (i) 千九百九十四年のガット第三条２の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金
- (ii) 輸入に関連する手数料その他の課徴金であつて、提供された役務の費用に応じたもの
- (iii) ダンピング防止税又は相殺関税
- (b) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。
- (c) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。
- (d) 「原産」とは、日本国においては附属書 I の規定に従つて原産品とされることをいい、アメリカ合衆国においては附属書 II の規定に従つて原産品とされることをいう。
- (e) 「WTO」とは、世界貿易機関をいう。
- (f) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第二条

各締約国は、世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づいて他方の締約国に対して自国が有する現行の権利及び義務を確認する。

第三条

千九百九十四年のガット第二十条の規定及びその解釈に係る注釈は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第四条

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。
- (b) 締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

第五条

- 1 各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、世界貿易機関設立協定に基づく自国の現行の約束に加え、附属書 I 又は附属書 II の規定に従つて、市場アクセスを改善する。
- 2 この協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガット第十九条の規定及び世界貿易機関設立協定附属書一 A セーフガードに関する協定に基づく両締約国の現行の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- 3 この協定のいかなる規定も、締約国が関税の維持又は引上げを含む行動であつて、WTO の紛争解決機関によつて承認されるものをとることを妨げるものと解してはならない。

第六条

両締約国は、いずれかの締約国の要請の後三十日以内に、この協定の運用又は解釈に影響を及ぼす可能性のある問題について、六十日以内に相互に満足すべき解決に達するために協議を行う。

第七条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

第八条

両締約国は、この協定の改正につき書面により合意することができる。改正は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続に従つて当該改正の承認を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

第九条

この協定は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

第十条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。その終了は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行った日の後四

箇月で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

第十一条

この協定は、日本語及び英語をひとしく正文とする。ただし、附属書Ⅱは、英語のみを正文とする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年十月七日にワシントンで、日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

杉山晋輔

アメリカ合衆国のために

ロバート・E・ライトハイザー

附属書Ⅰ 日本国の関税及び関税に関連する規定

第A節 一般規定

1 この附属書の規定の適用上、

(a) 「類」とは、統一システムの類をいう。

(b) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システム（解釈に関する通則、各部の注釈、各級の注釈及び各号の注釈を含む。）であつて、日本国により日本国の法令の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(c) 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

(d) 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

(e) 「年」とは、一年目については、この協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

2 この附属書における日本国の関税分類番号の九桁番号は、日本国の品目表（二千十九年四月一日現在の

輸入統計品目表）に基づく。これらの番号は、日本国の法令又は告示に従つて変更の対象とされるものと

し、日本国の品目表が変更される場合には、公表される対照表とともに参照される。この附属書は、二十

十七年一月一日に改正された統一システムに基づいて作成されたものである。

3 日本国は、この附属書の規定の実施又は適用に係る事項に関する利害関係者からの照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定し、又は維持するとともに、当該照会を行うための手続に関する情報をオンラインで公に入手可能なものとする。

第B節 日本国の関税に係る約束

第一款 一般的注釈

1 第五条1の規定に基づく関税の毎年の撤廃又は引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a) 一年目の引下げは、この協定が効力を生ずる日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

2 この節の規定の適用上、「基準税率」とは、関税の撤廃又は引下げの実施における最初の関税率をいう。

3 この節に別段の定めがある場合を除くほか、この節の規定に従つて行われる関税の撤廃又は引下げについては、

(a) 従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを切り捨てる（〇・一五パーセントは、〇・一パーセントとする。）。

(b) 従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。

4 1及び前節1(e)の規定にかかわらず、この協定が二十二十年三月三十一日後に効力を生ずる場合には、日本国は、この協定がこの協定の署名の日と二十二十年三月三十一日との間に効力を生じたものとしてこの節の規定を適用する。

5 アメリカ合衆国は、将来の交渉において、農産品に関する特惠的な待遇を追求する。

第二款 関税の撤廃又は削減

1 一の品目に対する関税の基準税率及び当該一の品目に対する削減のそれぞれの段階における関税率を決定するための実施区分については、第五款に規定する日本国の表（以下「日本国の表」という。）におい

て当該一の品目ごとに掲げる。

2 日本国は、第五条1の規定に基づき、次の実施区分に従って、関税を撤廃し、又は削減する。

- (a) 実施区分の欄に「E1E」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定が効力を生ずる日から無税とする。
- (b) 実施区分の欄に「B4」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、三年目の四月一日から無税とする。
- (c) 実施区分の欄に「B5」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の三分の一を削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。
- (d) 実施区分の欄に「PB6*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に、基準税率の二十パーセントを削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。
- (e) 実施区分の欄に「PB6*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

- (f) 実施区分の欄に「PB6***」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に、従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。
- (g) 実施区分の欄に「PB8****」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に、従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。
- (h) 実施区分の欄に「B8」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の二十五パーセントを削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。
- (i) 実施区分の欄に「PB8*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の七分の一を更に削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。
- (j) 実施区分の欄に「PB8*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の二十パーセントを削減する。

- (ii) 二年目の三月三十一日までは、(i)の規定による税率とする。
- (iii) 三年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの五回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。
- (k) 実施区分の欄に「B88**」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に、基準税率の三分の一を削減し、これにより得られる税率の七分の一を更に削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。
- (1) 実施区分の欄に「B88**」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に従価八・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき三十五円七十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日に従価七・一パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき二十六円八十銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
 - (iii) 三年目の四月一日に従価五・七パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき十七円八十七銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
 - (iv) 四年目の四月一日に従価四・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき八円九十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
 - (v) 五年目の四月一日に従価二・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いときは、当該従量税率）まで削減する。
 - (vi) 六年目の四月一日に従価一・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より

- 高いときは、当該従量税率）まで削減する。
- (vi) 当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。
- (m) 実施区分の欄に「B88**」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に従価八・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき三十八円二十九銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日に従価七・一パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき三十一円九十銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
 - (iii) 三年目の四月一日に従価五・七パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき二十五円五十二銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
 - (iv) 四年目の四月一日に従価四・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき十九円十四銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
 - (v) 五年目の四月一日に従価二・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき十二円七十六銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
 - (vi) 六年目の四月一日に従価一・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき六円三十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
 - (n) 当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。
 - (o) 実施区分の欄に「B88**」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の九分の一を削減する。

- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの七回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。
- (o) 実施区分の欄に「PB10*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

- (i) この協定が効力を生ずる日に、従価二・二パーセントまで削減し、これにより得られる税率の九分の一を更に削減する。

- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの八回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、九年目の四月一日から無税とする。

- (b) 実施区分の欄に「B11」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の十一分の一を削減する。

- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

- (q) 実施区分の欄に「PB11*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のとおりとする。

- (i) この協定が効力を生ずる日から九年目の三月三十一日までは、次の(A)と(B)との差額とする。

- (A) 次の(1)と(2)との合計額

- (1) 一キログラムについての課税価格に係数を乗じて得た一キログラムについての額

- (2) 次の表の2欄に掲げる一キログラムについての額

- この(A)の規定の適用上、係数は、次の(3)と(4)との差とする。

- (3) 次の表の3欄に掲げる率に百パーセントを加えた率

- (4) 次の表の2欄に掲げる額を八百九十七円五十九銭で除して得た値

1	2	3
年	一キログラムについての額(円)	率(パーセント)
一	二六九・五〇	三・七
二	一三三・二三	三・二
三	一九二・七五	二・七

- (B) 一キログラムについての課税価格

四	五	六	七	八	九
一五四・三八	一二八・六五	一〇二・九一	七七・一九	五一・四六	二五・七二
二・二	一・八	一・四	一・一	〇・七	〇・三

- (ii) 十年目の四月一日から無税とする。

- (r) 実施区分の欄に「PB11*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

- (i) (A) 一年目については、従価三・七パーセント

- (B) 二年目については、従価三・二パーセント

- (C) 三年目については、従価二・七パーセント

- (D) 四年目については、従価二・二パーセント

- (ii) 五年目の四月一日から毎年行われる(i)(D)に規定する税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

- (s) 実施区分の欄に「PB11*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

- (i) この協定が効力を生ずる日に、基準税率の二十五パーセントを削減し、これにより得られる税率の十パーセントを更に削減する。

- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

- (t) 実施区分の欄に「PB11*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

- (i) この協定が効力を生ずる日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の十

パーセントを更に削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

(u) 実施区分の欄に「PB3*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の十二分の一を更に削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十一回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十二年目の四月一日から無税とする。

(v) 実施区分の欄に「PB3*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii) 五年目の三月三十一日までは、(i)の規定による税率とする。

(iii) 六年目の四月一日に端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率から基準税率の二十五パーセントを削減する。

(iv) 十一年目の三月三十一日までは、(iii)の規定による税率とする。

(v) 十二年目の四月一日に撤廃し、当該原産品は、同日から無税とする。

(w) 実施区分の欄に「B16」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の十二・五パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十五年目の四月一日から無税とする。

(x) 実施区分の欄に「PB16*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に、従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の十五分の一を更に削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十五年目の四月一日から無税とする。

(y) 実施区分の欄に「PB16*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に、従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の十五分の一を更に削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十五年目の四月一日から無税とする。

(z) 実施区分の欄に「PB3*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に、従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の五パーセントを更に削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、二十年目の四月一日から無税とする。

(aa) 実施区分の欄に「PB1*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に、従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の五パーセントを更に削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、二十年目の四月一日から無税とする。

(bb) 実施区分の欄に「PB3」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) 一年目については、従価二十六・六パーセント

(ii) 二年目については、従価二十五・八パーセント

(iii) 三年目については、従価二十五パーセント

(iv) 四年目については、従価二十四・一パーセント

- (v) 五年目については、従価二十三・三パーセント
- (vi) 六年目については、従価二十二・五パーセント
- (vii) 七年目については、従価二十一・六パーセント
- (viii) 八年目については、従価二十・八パーセント
- (ix) 九年目については、従価二十パーセント
- (x) 十年目の四月一日から毎年行われる(ix)に規定する税率からの六回の引下げにより、従価九パーセントまで削減する。
- (xi) 十五年目以降、従価九パーセントとする。
- (cc) 実施区分の欄に「PR3」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
- (i) 一年目については、従価三十六・八パーセント
- (ii) 二年目については、従価三十四・七パーセント
- (iii) 三年目については、従価三十三・六パーセント
- (iv) 四年目については、従価三十・五パーセント
- (v) 五年目については、従価二十八・四パーセント
- (vi) 六年目については、従価二十六・三パーセント
- (vii) 七年目については、従価二十四・二パーセント
- (viii) 八年目については、従価二十二・一パーセント
- (ix) 九年目については、従価二十パーセント
- (x) 十年目の四月一日から毎年行われる(ix)に規定する税率からの六回の引下げにより、従価九パーセントまで削減する。
- (xi) 十五年目以降、従価九パーセントとする。
- (dd) 実施区分の欄に「PR」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のいずれか低い額とする。
- (i) 一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき三百九十三円に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た一キログラムについての額との差額

(ii) 次の表の2欄に掲げる額

1	2	3
年	一キログラムについての額(円)	率(パーセント)
一	九三・七五	一・九
二	九三・七五	一・七
三	九三・七五	一・四
四	五二・五〇	一・二
五	四九・五〇	〇・九
六	四六・五〇	〇・七
七	四三・五〇	〇・四
八	四〇・五〇	〇・二
九年目以降	三七・五〇	〇

(ee) 実施区分の欄に「PR3」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のいずれか低い額とする。

(i) 一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき五百二十四円に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た一キログラムについての額との差額

(ii) 次の表の2欄に掲げる額

1	2	3
年	一キログラムについての額(円)	率(パーセント)
一	一一五	一・九
二	一一五	一・七
三	一一五	一・四
四	七〇	一・二
五	六六	〇・九
六	六二	〇・七

七	五八	〇・四
八	五四	〇・二
九年度以降	五〇	〇

- (ff) 実施区分の欄に「PR7」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、この協定が効力を生ずる日に、基準税率の十パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。
- (gg) 実施区分の欄に「PR9」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の六分の一を削減する。
- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより、基準税率の五十パーセントまで削減する。
- (iii) 五年目以降、(ii)の規定による税率とする。
- (hh) 実施区分の欄に「PR12」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の二十五パーセントを削減する。
- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより、基準税率の二十五パーセントまで削減する。
- (iii) 五年目以降、(ii)の規定による税率とする。
- (ii) 実施区分の欄に「PR13」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の十一分の一を削減する。
- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの九回の引下げにより、基準税率の五十パーセントまで削減する。
- (iii) 十年目以降、(ii)の規定による税率とする。
- (jj) 実施区分の欄に「PR20」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の十五分之二を削減する。
- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの七回の引下げにより、基準税率の四十パーセントまで削減する。
- (iii) 八年目以降、(ii)の規定による税率とする。
- (kk) 実施区分の欄に「PR21」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

- (i) (A) 一年目については、一キログラムにつき二十九円八十四銭
- (B) 二年目については、一キログラムにつき二十七円七十七銭
- (C) 三年目については、一キログラムにつき二十五円六十九銭
- (D) 四年目については、一キログラムにつき二十三円六十一銭
- (E) 五年目については、一キログラムにつき二十一円五十三銭
- (F) 六年目については、一キログラムにつき十九円四十六銭
- (G) 七年目については、一キログラムにつき十七円三十八銭
- (H) 八年目については、一キログラムにつき十五円三十銭
- (ii) 八年目以降、(i)(H)に規定する税率とする。
- (ll) 実施区分の欄に「PR22」を掲げる品目に該当する原産品であつて世界貿易機関設立協定に基づく関税割当ての対象となるものについて、日本国が最低売渡価格を設定するに当たつて、当該原産品に対して支払う額に加えることができる最大の額（以下この2において「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」という。）は、次のとおりとする。
- (i) 一年目については、一キログラムにつき十五円三十銭
- (ii) 二年目については、一キログラムにつき十四円五十銭
- (iii) 三年目については、一キログラムにつき十三円六十銭
- (iv) 四年目については、一キログラムにつき十二円八十銭
- (v) 五年目については、一キログラムにつき十一円九十銭
- (vi) 六年目については、一キログラムにつき十一円十銭
- (vii) 七年目については、一キログラムにつき十円二十銭

(mm) 八年目及びその後の各年については、一キログラムにつき九円四十銭
実施区分の欄に「TRQ2」を掲げる品目に該当する原産品であつて世界貿易機関設立協定に基づく関税割当ての対象となるものについて、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、次のとおりとする。

- (i) 一年目については、一キログラムにつき七円二十銭
(ii) 二年目については、一キログラムにつき六円八十銭
(iii) 三年目については、一キログラムにつき六円四十銭
(iv) 四年目については、一キログラムにつき六円
(v) 五年目については、一キログラムにつき五円六十銭
(vi) 六年目については、一キログラムにつき五円二十銭
(vii) 七年目については、一キログラムにつき四円八十銭
(viii) 八年目及びその後の各年については、一キログラムにつき四円四十銭
(nn) 実施区分の欄に「TRQ3」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、当該品目に適用可能な関税割当ての条件であつて、次款に定めるものに従うものとする。

3 2に規定する関税の撤廃又は削減のために毎年行われる引下げは、2において別段の定めがある場合を除き、毎年均等であるものとする。

第三款 関税割当て

1 この款において、各関税割当ての表題における品名は、必ずしも網羅的ではない。当該品名は、専ら利用者がこの款の規定を理解するに当たつての便宜のために付するものであり、関連する品目に応じて設定される各関税割当ての適用範囲を変更するものではなく、又は当該適用範囲に代わるものではない。

2 日本国は、この協定が効力を生ずる日における年の残存期間が十二箇月未満の場合には、この協定が効力を生じた後最初の年の期間中、この款に定める割当数量に、分母を十二とし、分子をこの協定が効力を生ずる日における年の残余の月数（この協定が効力を生ずる日が属する月を含む。）から成る整数とする分数を乗じて得た割当数量を、割当ての申請者が利用可能なものとする。この2の規定の適用上、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

3 TRQ-JP1 混合物及び練り生地並びにケーキミックス

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年		合計割当数量（メートル・トン）
一		一〇、八〇〇
二		一一、一〇〇
三		一一、四〇〇
四		一一、七〇〇
五		一二、〇〇〇
六	六年目及びその後の各年	一二、〇〇〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最惠国税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇二・〇・二二・三、一九〇二・〇・二二・三、一九〇二・〇・二二・三及び一九〇二・〇・二二・四の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP1の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

4 TRQ-JP2 小麦

(a) アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(f)及び(g)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量並びに当該原産品の各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益については、次のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益（ドル）（一キログラムについての額）	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益（ドル）（一キログラムについての額）
一	一一〇、〇〇〇	一五・三	一五・一
二	一二六、〇〇〇	一四・五	一四・二

三	一三、一〇〇〇	一三・六	一三・二
四	一三八、〇〇〇	一二・八	一二・三
五	一四四、〇〇〇	一一・九	一一・三
六	一五〇、〇〇〇	一一・一	一〇・四
七	一五〇、〇〇〇	一〇・二	九・四
八	一五〇、〇〇〇	九・四	八・五
九年目及びその後の各年	一五〇、〇〇〇	九・四	八・五

(b) このTRQ-JP2の規定の適用上、

(i) グループ1とは、ダーク・ノーザン・スプリング、ハード・レッド・ウインター及びウエスタン・ホワイトの小麦の銘柄をいう。

(ii) グループ2とは、(i)に規定する小麦の銘柄以外の全ての小麦の銘柄をいう。

(c) アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時に定める最恵国税率とする。

(d) (a)から(c)までの規定は、関税分類番号一〇〇一一・一〇一〇、一〇〇一一・九・一〇一〇、一〇〇一一・一・一〇一〇、一〇〇一一・一・一〇一九、一〇〇一一・一・一〇一九、一〇〇一九・一・一〇一九、一〇〇一九・一・一〇一九及び一〇〇八六・一・一〇一九の品目に該当する原産品について適用する。

(e) このTRQ-JP2の規定による関税割当については、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当の外に設定するものとし、農林水産省（以下「MAFF」という。）又はMAFFを承継する者が、国家貿易企業として、売買同時契約（以下「SBS」という。）方式を用いて運用する。

(f) このTRQ-JP2の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、MAFF又はMAFFを承継する者が最低売渡価格を設定するに当たつて、MAFF又はMAFFを承継する者が製品に対して支払う額に加えることができる最大の額をいう。MAFF又はMAFFを承継する者は、SBS入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該SBS入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。

(g) SBS取引の際に産品に対して購入者が支払う額とMAFF又はMAFFを承継する者が支払う額との差額については、MAFF又はMAFFを承継する者が当該産品についての輸入差益として保有する。当該輸入差益については、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

5 TRQ-JP3 煎つてない麦芽

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	二二、四〇〇
二	二四、八〇〇
三	二七、二〇〇
四	二九、六〇〇
五	三三、〇〇〇
六	三三、〇〇〇
六年目及びその後の各年	三三、〇〇〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時に定める最恵国税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号二〇七一〇・〇二九の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP3の規定による関税割当を運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当の証明書を発給する。

6 TRQ-JP4 煎つた麦芽

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	七三五

二	七・七〇
三	八〇・五
四	八四・〇
五	八七・五
六	九一・〇
七	九四・五
八	九八・〇
九	一〇一・五
一〇	一〇五・〇
一一年目及びその後の各年	一〇五・〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時ににおける実行最恵国税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇七二〇・〇二〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP4の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

7 TRQ-JP5 プロセスチーズ

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の各年における合計割当数量及び当該原産品の各年における枠内税率については、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)	枠内税率(パーセント)
一	一〇・五	三二・七
二	一一・〇	二九・〇
三	一一・五	二五・四
四	一二・〇	二二・八
五	一二・五	一八・一
六	一三・〇	一四・五

七	一三・五
八	一四・〇
九	一四・五
一〇	一五・〇
一一年目及びその後の各年	一五・〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時ににおける実行最恵国税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号〇四〇六三〇・〇〇〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP5の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

8 TRQ-JP6 ホエイ

(a) アメリカ合衆国からの関税分類番号〇四〇四一〇・一三五、〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・一八五、〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一二八の品目に該当する原産品の枠内税率については、無税とする。アメリカ合衆国からの関税分類番号〇四〇四一〇・一二五及び〇四〇四一〇・一六五の品目に該当する原産品の枠内税率については、次のとおり削減する。

年	枠内税率(砂糖を加えたものに限る。)(パーセント)	枠内税率(砂糖を加えてないものに限る。)(パーセント)
一	二八・六	二〇・四
二	二五・四	一八・一
三	二二・二	一五・九
四	一九・〇	一三・六
五	〇	〇
六	〇	〇
七	〇	〇
八	〇	〇
九	〇	〇

一〇	〇	〇
一年目及びその後の各年	〇	〇

(b) (a)に定める枠内税率については、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合に適用する。

(i) アメリカ合衆国からの(a)に規定する原産品の各年における合計輸入数量が次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量 (メートル・トン)
一	五、四〇〇
二	五、八〇〇
三	六、二〇〇
四	六、六〇〇
五	七、〇〇〇
六	七、四〇〇
七	七、八〇〇
八	八、二〇〇
九	八、六〇〇
一〇	九、〇〇〇
一年目及びその後の各年	九、〇〇〇

(ii) 次のいずれかの条件を満たすこと。

(A) 関税分類番号〇四〇四一〇・一二五及び〇四〇四一〇・一六五の品目に該当する原産品の灰分の含有率が十一パーセント以上であること。

(B) 関税分類番号〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・一八五、〇四〇四九〇・一二八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品がホエイ（乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものに限る。）又はミルクの天然の組成分から成る製品（乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものに限る。）であること。

(C) 関税分類番号〇四〇四一〇・一二五及び〇四〇四一〇・一四五の品目に該当する原産品が、たんばく質の含有率が五パーセント未満のホエイパーミエイトであること。

(c) (i) 関税分類番号〇四〇四一〇・一二五、〇四〇四一〇・一三五、〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・一六五及び〇四〇四一〇・一八五の品目に關し、アメリカ合衆国からの原産品であつて、(b)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、次の実施区分に従つて決定する。

(A) 乳たんばく質の含有率が二十五パーセント未満の原産品については、前款2(x)及び(y)にそれぞれ定める実施区分「[PB16**]」及び「[PB16***]」

(B) 乳たんばく質の含有率が二十五パーセント以上四十五パーセント未満の原産品については、前款2(z)及び(aa)にそれぞれ定める実施区分「[PB21*]」及び「[PB21**]」

(C) 乳たんばく質の含有率が四十五パーセント以上の原産品については、前款2(f)及び(g)にそれぞれ定める実施区分「[PB6***]」及び「[PB6****]」

(D) 着色料を加えた原産品であつて、配合飼料を製造するためのものについては、前款2(a)に定める実施区分「[B1F]」

(ii) アメリカ合衆国からの関税分類番号〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品であつて、(b)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時にける実行最惠国税率とする。

(d) (i) (a)、(b)及び(c)(i)の規定は、関税分類番号〇四〇四一〇・一二五、〇四〇四一〇・一二六、〇四〇四一〇・一二七、〇四〇四一〇・一二八、〇四〇四一〇・一三五、〇四〇四一〇・一三六、〇四〇四一〇・一三七、〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・一四六、〇四〇四一〇・一四七、〇四〇四一〇・一四八、〇四〇四一〇・一六五、〇四〇四一〇・一六六、〇四〇四一〇・一六七、〇四〇四一〇・一八五、〇四〇四一〇・一八六及び〇四〇四一〇・一八七の品目に該当する原産品について適用する。

(ii) (a)、(b)及び(c)(ii)の規定は、関税分類番号〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP6の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

9 TRQ-JP7 ぶどう糖及び果糖

- (a) アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品の各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	五四〇
二	六三〇
三	七二〇
四	八一〇
五	九〇〇
六	九九〇
七	一、〇八〇
八	一、一七〇
九	一、二六〇
一〇	一、三五〇
一一年目及びその後の各年	一、三五〇

- (b)(i) アメリカ合衆国からの(d)(i)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率については、無税とする。
- (ii) アメリカ合衆国からの(d)(ii)に規定する品目に該当する原産品に対する調整金以外の枠内税率については、当該原産品に含まれる砂糖の重量一キログラムにつき二十一円五十銭とし、日本国は、当該原産品に含まれる砂糖に調整金を課することができる。当該調整金の額については、輸入の時に関税分類番号一七〇・一九九・二〇〇の品目に該当する原産品に対して適用される調整金の額を上回ってはならない。アメリカ合衆国からの(d)(ii)に規定する品目に該当する原産品に含まれる砂糖の重量については、当該原産品に含まれる乾燥状態におけるしよ糖の重量により決定する。
- (c) アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。
- (d)(i) (a)、(b)(i)及び(c)の規定は、関税分類番号一七〇・二三〇・二二一、一七〇・二三〇・二二九、一七〇・

四〇・二二〇、一七〇・二六〇・二三〇及び一七〇・二九〇・五二九の品目に該当する原産品について適用する。

- (ii) (a)、(b)(ii)及び(c)の規定は、関税分類番号一七〇・二三〇・二二〇、一七〇・二四〇・二二〇及び一七〇・二六〇・二二〇の品目に該当する原産品について適用する。

- (e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP7の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

10 TRQ-JP8 とうもろこしでん粉及びばいしょでん粉

- (a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。ただし、当該原産品が、でん粉糖、デキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルの製造に使用するでん粉である場合には二十五パーセントを超えない範囲の調整金が課されることを条件とするものとし、それ以外の用途に使用するでん粉である場合には調整金が課されることはない。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	二、六五〇
二	二、八〇〇
三	二、九五〇
四	三、一〇〇
五	三、二五〇
六一年目及びその後の各年	三、二五〇

- (b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。
- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一〇八・二・〇九一、一一〇・八・二・〇九九、一一〇・八・二・〇九一及び一一〇・八・二・〇九九の品目に該当する原産品について適用する。
- (d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP8の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

11 TRQ-JP9 イヌリン

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	二〇五
二	二二〇
三	二二五
四	二二〇
五	二二五
六	二二〇
七	二二五
八	二四〇
九	二四五
一〇	二五〇
一一年目及びその後の各年	二五〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇八二〇・〇九〇の品目に該当する原産品について適用する。
日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP9の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

第四款 農産品セーフガード措置

1 この款は、次の事項を定める。

- (a) 農産品セーフガード措置の対象となる原産農産品
- (b) (a)に規定する措置の発動水準
- (c) (a)に規定する原産農産品のそれぞれについて各年において適用される最高の関税率

2 日本国は、第五条1の規定にかかわらず、9から15までに規定する特定の原産農産品に対するセーフガード措置をとることができる。

3 日本国は、この款に定める条件が満たされる場合には、農産品セーフガード措置として、次の関税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで2に規定する原産農産品の関税を引き上げることができる。

- (a) 当該農産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率
- (b) この協定が効力を生ずる日の前日における実行最恵国税率
- (c) この款に定める関税率

4 日本国は、透明性のある方法で農産品セーフガード措置を実施する。日本国は、農産品セーフガード措置をとった日から六十日以内に、アメリカ合衆国に対して書面により通報を行い、及びアメリカ合衆国に対して当該農産品セーフガード措置に関する関連データを提供する。日本国は、アメリカ合衆国の書面による要請があつた場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に関し、電子メール、電話会議、ビデオ会議、対面等により、アメリカ合衆国の個別の質問に応じ、及びアメリカ合衆国に対して情報を提供する。

5 9(b)、10(a)(iii)(B)及び(iv)(B)、12(a)、13(a)並びに14(b)に定める農産品セーフガード措置の適用のための条件については、日本国とアメリカ合衆国との間の協議の後に修正することができる。その修正された条件は、日本国とアメリカ合衆国との間の書面による合意により効力を生ずる。

6 3(c)に規定する関税率が零となる日以後は、農産品セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。

7 日本国は、第一款4の規定が適用される場合において、この協定が効力を生ずる日における最初の年の残存期間が十二箇月未満のときは、当該年の期間中、この款の関連する規定に定める発動水準に、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得た発動水準を適用する。ただし、14の規定の適用については、「十二箇月」及び「三百六十五」をそれぞれ「四箇月」及び「百二十二」と読み替えるものとする。適用される発動水準を第一文及び第二文の規定に従つて決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする。)。

8 この款の規定の適用上、

9

- (a) 「会計年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。
 - (b) 「四半期」とは、次のいずれかの期間をいう。
 - (i) 四月一日から六月三十日まで
 - (ii) 七月一日から九月三十日まで
 - (iii) 十月一日から十二月三十一日まで
 - (iv) 一月一日から三月三十一日まで
- 牛肉についての農産品セーフガード措置
- (a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG*」又は「SG**」を掲げる品目に該当する原産農産品について、(b)に定める条件が満たされる場合のみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。
 - (b) 日本国は、各年におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が次に定める発動水準を超える場合のみ、当該原産農産品に対して(a)の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。
 - (i) 一年目については、(k)に定める発動水準
 - (ii) 二年目については、二十四万二千メートル・トン
 - (iii) 三年目から九年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたもの
 - (iv) 十年目から十四年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を二千四百二十メートル・トン引き上げたもの
 - (v) 十五年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたもの
 - (c) (b)の規定にかかわらず、日本国及びアメリカ合衆国は、四年目の前半の終わりに、また、いずれかの締約国の要請によりいつでも、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置の五年目及びその後の各年における適用の条件を修正するために協議する。協議の結果として修正された条件は、日本国とアメリカ合衆国との間の書面による合意により効力を生ずる。
 - (d) (i) 「SG*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

- (A) 一年目及び二年目については、三十八・五パーセント
 - (B) 三年目から九年目までについては、三十パーセント
 - (C) 十年目から十三年目までについては、二十パーセント
 - (D) 十四年目については、十八パーセント
 - (E) 十五年目及びその後の各年については、
- (1) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を一パーセント引き下げたもの
- (2) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの
- (ii) 「SG**」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
 - (A) 一年目及び二年目については、三十八・五パーセント
 - (B) 三年目については、三十二・七パーセント
 - (C) 四年目については、三十・六パーセント
 - (D) 五年目から九年目までについては、三十パーセント
 - (E) 十年目から十三年目までについては、二十パーセント
 - (F) 十四年目については、十八パーセント
 - (G) 十五年目及びその後の各年については、
- (1) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を一パーセント引き下げたもの
- (2) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの
- (iii) (b)に定める条件が一の年において満たされ、その結果として(i)又は(ii)の規定に基づき農産品セーフガード措置がその翌年においてもとられている場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に当たつての3(c)に規定する関税率は、当該農産品セーフガード措置がとられている間、当該条件が満た

された年について適用される関税率とする。

(e) (a)及び(b)に規定する農産品セーフガード措置については、次の期間維持することができる。

(i) 合計輸入数量が(b)に定める発動水準を一月三十一日以前に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日が属する会計年度の終了までの期間

(ii) 合計輸入数量が(b)に定める発動水準を二月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から四十五日の期間

(iii) 合計輸入数量が(b)に定める発動水準を三月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から三十日の期間

(f) (i) この9の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、原産農産品の合計輸入数量が(b)に定める発動水準を超えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。

(ii) この9の規定の適用上、日本国の税関当局は、この9の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次の期間におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量を各公表期間の終了後五執務日以内に公表する。

(A) 会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間

(B) 十年目から十四年目までについては、四半期の開始から各公表期間の終了までの期間

(iii) この9の規定の適用上、「公表期間」とは、次のそれぞれの期間をいう。

(A) 各月の初日から当該月の十日までの期間

(B) 各月の十一日から当該月の二十日までの期間

(C) 各月の二十一日から当該月の末日までの期間

(g) (i) 日本国は、(b)の規定にかかわらず、十年目から十四年目までの各年について、四半期におけるアメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG4*」を掲げる品目に該当する原産農産品の合計輸入数量が(ii)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、3の規定に従って当該原産農産品に対する関税率を九十日の期間引き上げることができる。当該九十日の期間は、当該四半期における当該原産農産品の合計輸入数量が当該四半期のセーフガードの発動数量を超えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。この(g)に定める条件が満たされる場合には、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(A) 十年目から十三年目までの間に当該条件が満たされる場合には、二十パーセント
(B) 十四年目に当該条件が満たされる場合には、十八パーセント

(ii) この(g)の規定の適用上、「四半期のセーフガードの発動数量」とは、各年について、(b)(iv)に定める発動水準の四分の一のものの百七十七パーセントをいう。

(iii) 日本国は、(b)の規定にかかわらず、十年目から十四年目までの各年について、アメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG4*」を掲げる品目に該当する原産農産品の合計輸入数量が(b)(iv)に定める各年における発動水準を超え、同時に、四半期における当該原産農産品の合計輸入数量が(ii)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、(i)に定める九十日の期間の終了の日又は(e)に定める期間の終了の日のいずれか遅い日まで、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置を維持することができる。

(h) 日本国は、十四年目の後の連続する四会計年度の間この9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、その後は、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(i) 日本国は、アメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG4*」を掲げる品目に該当する原産農産品の日本国への輸入を衛生上の懸念のために全面的又は実質的に三年を超える期間停止した場合には、その停止を全面的又は実質的に解除した後四年間は、アメリカ合衆国からの当該原産農産品に対してこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。自然災害(例えば、厳しい干ばつ)によりアメリカ合衆国における生産力の回復が妨げられる場合には、日本国がアメリカ合衆国からの当該原産農産品に対してこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない期間は、五年とする。

(j) 日本国は、日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」を掲げる品目に該当する原産農産品については、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

(k) (b)(i)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、二十四万二千メートル・トンに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(一・五は、一・〇とする)。

10 豚肉についての農産品セーフガード措置

(a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG」を掲げる品目に該当する原産農産品（以下「SG2産品」という。）について、次の条件が満たされる場合にのみ、農産品セーフガード措置をとることができる。

(i) 一年目については、アメリカ合衆国からのSG2産品の合計輸入数量が、(f)に定める発動水準を超える場合

(ii) 二年目及び三年目については、各年におけるアメリカ合衆国からのSG2産品の合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG2産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合

(iii) 四年目及び五年目については、次のとおりとする。

(A) 日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるSG2産品の各年における合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの当該SG2産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(B) 日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2産品及び当該価格で輸入される二十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）の締約国（原署名国に限る。）からのCPTPPの規定に従ってCPTPPにおける原産品とされる産品（以下「CPTPP原産品」という。）であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

- (1) 四年目については、九万メートル・トン
- (2) 五年目については、十万二千メートル・トン

(iv) 六年目から十年目までの各年については、次のとおりとする。

(A) 日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるSG

2産品の各年における合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの当該SG2産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十九パーセントを超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(B) 日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2産品及び当該価格で輸入されるCPTPPの締約国（原署名国に限る。）からのCPTPP原産品であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

- (1) 六年目については、十一万四千メートル・トン
- (2) 七年目については、十二万六千メートル・トン
- (3) 八年目については、十三万八千メートル・トン
- (4) 九年目については、十五万メートル・トン
- (5) 十年目については、十五万メートル・トン

(iii) 及びこの(iv)の規定の適用上、「基準価格」とは、次の価格をいう。

(C) 関税分類番号〇二〇三一一・〇二二三、〇二〇三二二・〇二四四、〇二〇三二二・〇二五五、一九・〇二三、〇二〇三一九・〇二四四、〇二〇三一九・〇二五五、〇二〇三二二・〇二三三、二二・〇二四四、〇二〇三二二・〇二五五、〇二〇三二二・〇二三三、〇二〇三二二・〇二四四、二九・〇二五五、〇二〇六三〇・〇九三三、〇二〇六三〇・〇九四四、〇二〇六三〇・〇九五五、〇二〇六四九・〇九三三、〇二〇六四九・〇九四四又は〇二〇六四九・〇九五五の品目に該当する原産農産品については、一キログラムにつき三百九十九円

(D) 関税分類番号〇二〇三一一・〇二四〇、〇二〇三二二・〇二三三、〇二〇三二二・〇二三三、二二・〇二四〇、〇二〇三二二・〇二三三又は〇二〇三二二・〇二三三の品目に該当する原産農産品については、一キログラムにつき二百九十九円二十五銭

(b) SG2産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(i) 関税分類番号〇二〇三一一・〇四〇四、〇二〇三二二・〇二三三、〇二〇三二二・〇二三三、〇二〇三二二・〇二三三

- (A) 一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第二セーフガード基準輸入価格との差額
- (B) 第二代替税率
- この(四)の規定の適用上、
 - (C) 「第二セーフガード基準輸入価格」とは、一キログラムにつき三百九十三円に、百パーセントに各年について(i)に定める関税率を加えた百分率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。
 - (D) 「第二代替税率」とは、次の関税率をいう。
 - (1) 一年目から三年目までについては、関税分類番号〇二〇三一一・〇二一〇又は〇二〇三二二・〇二一〇の品目について日本国の表に定める関税率
 - (2) 四年目から八年目までについては、一キログラムにつき七十五円
 - (3) 九年目及び十年目については、一キログラムにつき五十二円五十銭
 - (c) この10の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。
 - (d) 日本国は、十年目の終了後は、この10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。
 - (e) 日本国は、SG2産品については、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。
 - (f) (a)(i)の規定の適用上、アメリカ合衆国からのSG2産品に適用される一年目の発動水準は、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG2産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十二パーセントに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする。)。
11. 加工された豚肉についての農産品セーフガード措置
- (a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG3」を掲げる品目に該当する原産農産品(以下「SG3産品」という。)について、次の条件が満たされる場合にのみ、農産品セーフガード措置をとることができる。

- (i) 一年目については、アメリカ合衆国からのSG3製品の合計輸入数量が、(f)に定める発動水準を超える場合
- (ii) 二年目から五年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からのSG3製品の合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG3製品の合計輸入数量のうち最大のものの百十八パーセントを超える場合
- (iii) 六年目から十年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からのSG3製品の合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG3製品の合計輸入数量のうち最大のものの百二十一パーセントを超える場合
- (b)(i) SG3製品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (A) 一年目から三年目までについては、基準税率の八十五パーセント
- (B) 四年目から八年目までについては、基準税率の六十パーセント
- (C) 九年目及び十年目については、基準税率の四十五パーセント
- (ii) この(b)の規定の適用上、基準税率は、従価税である部分又は従量税である部分から成るものとし、3(c)に規定する関税率は、各部分の基準税率に(i)に定める百分率を乗じて得た率に引き下げたものとして決定される。従価税である部分の基準税率については八・五パーセントとし、従量税である部分の基準税率についてはそれぞれのSG3製品の一キログラムにつき六百十四円八十五銭から一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格の六十パーセントの額を減じて得たものとする。
- (c) この11の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。
- (d) 日本国は、十年目の終了後は、この11の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (e) 日本国は、SG3製品については、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。
- (f) (a)(i)の規定の適用上、アメリカ合衆国からのSG3製品に適用される一年目の発動水準は、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG3製品の合計輸入数量のうち最大のものの百十五パーセントに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水

- 準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。
12. ホエイのたんばく質濃縮物についての農産品セーフガード措置
- (a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG*」を掲げる品目に該当する原産農産品について、次の条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。
- (i) 一年目から四年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合
- (A) 一年目については、(f)に定める発動水準
- (B) 二年目については、千メートル・トン
- (C) 三年目については、千五百メートル・トン
- (D) 四年目については、千百メートル・トン
- (ii) 五年目及びその後の各年については、アメリカ合衆国からの当該原産農産品及びCPTPPの締約国（原署名国に限る。）からのCPTPP原産品であって日本国の表の「実施区分」の欄に「SG*」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合
- (A) 五年目については、五千八百八十九メートル・トン
- (B) 六年目については、六千六百六十七メートル・トン
- (C) 七年目については、六千四百四十四メートル・トン
- (D) 八年目については、六千七百二十二メートル・トン
- (E) 九年目については、七千メートル・トン
- (F) 十年目については、七千七百五十メートル・トン
- (G) 十一年目については、八千五百メートル・トン
- (H) 十二年目については、九千二百五十メートル・トン
- (I) 十三年目については、一万二百五十メートル・トン
- (J) 十四年目については、一万二千二百五十メートル・トン
- (K) 十五年目については、一万二千二百五十メートル・トン

- (L) 十六年目については、一万三千二百五十メートル・トン
- (M) 十七年目については、一万四千二百五十メートル・トン
- (N) 十八年目については、一万五千二百五十メートル・トン
- (O) 十九年目については、一万六千二百五十メートル・トン
- (P) 二十年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を千二百五十メートル・トン引き上げたもの
- (b) 「SC*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (i) 一年目から四年目までについては、二十九・八パーセント及び一キログラムにつき百二十円
- (ii) 五年目から九年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき百五十円
- (iii) 十年目から十四年目までについては、十九・四パーセント及び一キログラムにつき九十円
- (iv) 十五年目から十九年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき七十五円
- (v) 二十年目及びその後の各年については、
- (A) 当該年の前年にこの12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該年のものをそれぞれ一・九パーセント及び一キログラムにつき十円七十銭引き下げたもの
- (B) 当該年の前年にこの12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年のものをそれぞれ一パーセント及び一キログラムにつき五円引き下げたもの
- (c) この12の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時まで維持することができる。
- (d) 日本国は、十九年目の後の連続する三会計年度の間この12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、その後は、この12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (e) (i) 日本国は、(a)の規定にかかわらず、次のいずれかの条件が満たされる場合には、この12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (A) 自国において脱脂粉乳が国内的に不足していること。
- (B) 自国において脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がないこと。
- (ii) 日本国がこの12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとる場合において、アメリカ合衆国が(i)に定める条件のいずれかが満たされていると信ずるときは、アメリカ合衆国は、次のことを行うこと

- ができる。
- (A) 日本国に対し、日本国が(i)に定める条件のいずれも満たされていないと考える理由を説明するよう求めること。
- (B) 日本国に対し、当該農産品セーフガード措置がとられた会計年度の残余の期間における当該農産品セーフガード措置の適用を停止するよう要請すること。
- (f) (a)(i)(A)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、千メートル・トンに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする。)。
- 13 ホエイ粉についての農産品セーフガード措置
- (a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SC*」を掲げる品目に該当する原産農産品について、次の条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。
- (i) 一年目から四年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合
- (A) 一年目については、(e)に定める発動水準
- (B) 二年目については、千百メートル・トン
- (C) 三年目については、千七百七十五メートル・トン
- (D) 四年目については、千二百五十メートル・トン
- (ii) 五年目及びその後の各年については、アメリカ合衆国からの当該原産農産品及びCPTTPの締約国(原署名国に限る。)からのCPTTP原産品であって日本国の表の「実施区分」欄に「SC*」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合
- (A) 五年目については、六千六百六十七メートル・トン
- (B) 六年目については、七千メートル・トン
- (C) 七年目については、七千三百三十三メートル・トン
- (D) 八年目については、七千六百六十七メートル・トン

- (E) 九年目については、八千メートル・トン
- (F) 十年目については、八千五百メートル・トン
- (G) 十一年目については、九千メートル・トン
- (H) 十二年目については、九千七百五十メートル・トン
- (I) 十三年目については、一万五百メートル・トン
- (J) 十四年目については、一万二千二百五十メートル・トン
- (K) 十五年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を千メートル・トン引き上げたもの
- (b) 「SGS」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (i) 一年目から四年目までについては、二十九・八パーセント及び一キログラムにつき七十五円
- (ii) 五年目から九年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき四十五円
- (iii) 十年目から十四年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき三十円
- (iv) 十五年目及びその後の各年については、
- (A) 当該年の前年にこの13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年のものをそれぞれ二パーセント及び一キログラムにつき四円引き下げたもの
- (B) 当該年の前年にこの13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年のものをそれぞれ一パーセント及び一キログラムにつき二円引き下げたもの
- (c) この13の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までには維持することができる。
- (d) 日本国は、十四年目の後の連続する二会計年度の間この13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、その後は、この13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (e) (a)(i)(A)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、千百メートル・トンに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする。)。
- オレンジ(生鮮のものに限る。)についての農産品セーフガード措置

- (a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SGS」を掲げる品目に該当する原産農産品について、(b)に定める条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。
- (b) 日本国は、各会計年度の十二月一日から三月三十一日までの間のアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合にのみ、当該原産農産品に対して(a)の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。
- (i) 一年目については、(f)に定める発動水準
- (ii) 二年目については、三万七千五百メートル・トン
- (iii) 三年目については、三万八千九百五十メートル・トン
- (iv) 四年目については、四万八千五百五十メートル・トン
- (v) 五年目については、四万二千七百五十メートル・トン
- (vi) 六年目については、四万四千六百五十メートル・トン
- (c) 「SGS」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (i) 一年目から三年目までについては、二十八パーセント
- (ii) 四年目から六年目までについては、二十パーセント
- (d) この14の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までには維持することができる。
- (e) 日本国は、六年目の終了後は、この14の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (f) (i)(1)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、次のとおりとする。
- (i) この協定が二千九百九十二年十二月一日以前に効力を生ずる場合には、三万五千五百五十メートル・トン
- (ii) この協定が二千九百九十二年十二月一日後に効力を生ずる場合には、三万五千五百五十メートル・トンに、分母を百二十一とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする。)。
- 競走馬についての農産品セーフガード措置
- (a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SGS」を掲げる品目に該当する原産農産品

產品について、日本円で表示された一頭当たりの当該原産農產品の保険料及び運賃込みの輸入価格が発動価格の九十パーセント未満である場合にのみ、当該原産農產品に対して農產品セーフガード措置をとることができる。当該発動価格は、(d)の規定に従って合意される価格又は八百五十万円（(d)の規定による発動価格に関する特別の合意が存在しない場合に限る。）とする。

(b) 「566」を掲げる品目に該当する原産農産品に関して、3(c)に規定する関税率は、日本国の表に定める実施区分「116」に従って当該原産農産品について決定される関税率に次のものを加えたものとする。

(i) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価額と発動価格との差額が発動価格の十パーセントを超え四十パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最惠国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の三十パーセント

(ii) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の四十パーセントを超え六十パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の五十パーセント

(iii) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の六十パーセントを超え七十五パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B」に従つて当該原産農産品に適用される関税率との差の七十パーセント

(iv) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の七十五パーセントを超える場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の百パーセント

(c) 日本国は、十四年目の終了後は、この15の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(d) 日本国及びアメリカ合衆国は、いずれか一方の要請に基づき、この15に定める農産品セーフガード措置の運用について協議を行うものとし、発動価格を定期的に評価し、及び改定することについて、相互に合意することができる。

第五款 日本国の表

[illegible]

[illegible][illegible]

9040 10	ホネイ（砂糖着しであるかない又は砂糖着その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルキの砂糖組成から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） ホネイ及び類似ホネイ（砂糖着しであるかない又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） 1 製造し、希釈し、保存するに際して、砂糖着し又は砂糖その他の甘味料を加えるもの	29 83及び146につき 425円	JPB16***, SC4** JPB31***, SC4**
90410 125	（1）脂肪分が全重量の55%以下のもの （2）その他のもの （3）無糖菓を含有したホネイ	29 83及び146につき 425円	TR0-J76
90410 126	その他のもの ー その他のもの ー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの ー 砂糖着を加えたもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	JPB16***, SC4** JPB31***, SC4**
90410 127	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	TR0-J76
90410 128	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	JPB16***, SC4** JPB31***, SC4**
90410 135	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	TR0-J76
90410 136	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	JPB16***, SC4** JPB31***, SC4**
90410 137	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	JPB16***, SC4** JPB31***, SC4**
90410 145	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	TR0-J76
90410 146	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	JPB16***, SC4** JPB31***, SC4**
90410 147	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	JPB16***, SC4** JPB31***, SC4**
90410 148	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	JPB16***, SC4** JPB31***, SC4**
90410 165	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	TR0-J76
90410 166	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	JPB16***, SC4** JPB31***, SC4**
90410 167	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	JPB16***, SC4** JPB31***, SC4**
90410 175	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	TR0-J76
90410 176	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	JPB16***, SC4** JPB31***, SC4**
90410 177	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	JPB16***, SC4** JPB31***, SC4**
90410 178	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	JPB16***, SC4** JPB31***, SC4**
90410 185	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	TR0-J76
90410 186	その他のもの ー 製造したホネイ	29 83及び146につき 425円	JPB16***, SC4** JPB31***, SC4**

004010 187	004010 187	— 一 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの	20.8g及び1kgにつき657円	JF0214、SC4
004010 200	004010 200	— 2 その他のも	21.3%	B11
004010 900	004010 900	1 飼育し、希釈し、保存に達する処理をし、濃縮乳又は塊状濃縮乳又は乾燥その他の甘味料を加えたもの (1) 脂肪分が全重量の1.5%以下のもの (2) 脂肪分が全重量の1.5%以上のもの		
004010 118	004010 118	— その他のもの	22.8g及び1kgにつき4,000円	T00-118
004010 128	004010 128	(2) 脂肪分が全重量の1.5%を超えるもの — その他のもの	22.8g及び1kgにつき679円	T00-128
004010 138	004010 138	(3) 脂肪分が全重量の30%を超えるもの — その他のもの	22.8g及び1kgにつき1,023円	T00-138
004010 148	004010 148	— その他のもの	22.4%	B16
004010 150	004010 150	— 一 クリームチーズ（クリームチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカードチーズ（クリームチーズを含むものとし、1割の重量がクリームチーズの屑にし、希釈し、又は圧搾処理をクリームチーズを加える直接製造にしたものに限る。） — その他のもの		
004010 160	004010 160	— 一 クリームチーズ（クリームチーズの屑は、乾燥（CODEX STANDARD 275-1972）に乾燥されているもの、軟質で連続的なある熟成していないリンスチーズであって、乾燥面形状における乳脂肪、無脂肪状態における水分及び全重量における乾燥面形状が、それぞれ乾燥時に記載されている最小値を超えるものに限る。） — 一 脂肪分が全重量の45%未満のもの	22.8%	B15
004010 170	004010 170	— 一 リンズチーズ及び粉チーズ（チーズの濃縮を問わない。）	22.8%	B15
004010 180	004010 180	1 リンズチーズのもの	40.0%	B16
004010 190	004010 190	2 その他のも	22.3%	B16
004010 200	004010 200	3 リンズチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	40.0%	T00-195
004010 210	004010 210	4 リンズチーズ（おろしチーズ及びその他のニンジュラム、ロツゾナグスにより得られる塊状を含む）	22.8%	JF0113
004010 220	004010 220	— その他のもの	22.8%	B16
004010 230	004010 230	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 240	004010 240	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 250	004010 250	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 260	004010 260	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 270	004010 270	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 280	004010 280	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 290	004010 290	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 300	004010 300	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 310	004010 310	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 320	004010 320	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 330	004010 330	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 340	004010 340	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 350	004010 350	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 360	004010 360	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 370	004010 370	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 380	004010 380	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 390	004010 390	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 400	004010 400	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 410	004010 410	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 420	004010 420	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 430	004010 430	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 440	004010 440	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 450	004010 450	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 460	004010 460	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 470	004010 470	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 480	004010 480	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 490	004010 490	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 500	004010 500	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 510	004010 510	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 520	004010 520	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 530	004010 530	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 540	004010 540	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 550	004010 550	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 560	004010 560	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 570	004010 570	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 580	004010 580	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 590	004010 590	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 600	004010 600	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 610	004010 610	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 620	004010 620	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 630	004010 630	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 640	004010 640	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 650	004010 650	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 660	004010 660	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 670	004010 670	— その他のチーズ	22.8%	B16
004010 680	004010 680	— その他のチーズ	2	

令和元年十一月十九日 衆議院会議録第九号 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

[illegible]

[illegible]

100119 010	その他のもの	一 政府が主要な通関の簡便及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法律 43 条の規定による通関に準じて行う貨物の買入及び売渡に供するもの、同法律 43 条の規定による通関に準じて行う貨物の買入及び売渡に供する貨物として輸入されるもの並びに同法律 46 条第 1 項第 3 号に規定する貨物として輸入されるもの及びこれらにより農林水産大臣の許可を受け輸入されるもの	無税	世界貿易組織設立協定の日本国の譲渡表における関税割当	JPN	100119 010
100191 011	その他のもの	一 政府が主要な通関の簡便及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法律 43 条の規定による通関に準じて行う貨物の買入及び売渡に供するもの、同法律 43 条の規定による通関に準じて行う貨物の買入及び売渡に供する貨物として輸入されるもの並びに同法律 46 条第 1 項第 3 号に規定する貨物として輸入されるもの及びこれらにより農林水産大臣の許可を受け輸入されるもの	無税	世界貿易組織設立協定の日本国の譲渡表における関税割当	JPN	100191 011
100191 019	その他のもの	一 政府が主要な通関の簡便及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法律 43 条の規定による通関に準じて行う貨物の買入及び売渡に供するもの、同法律 43 条の規定による通関に準じて行う貨物の買入及び売渡に供する貨物として輸入されるもの並びに同法律 46 条第 1 項第 3 号に規定する貨物として輸入されるもの及びこれらにより農林水産大臣の許可を受け輸入されるもの	無税	世界貿易組織設立協定の日本国の譲渡表における関税割当	JPN	100191 019
100199 011	その他のもの	一 政府が主要な通関の簡便及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法律 43 条の規定による通関に準じて行う貨物の買入及び売渡に供するもの、同法律 43 条の規定による通関に準じて行う貨物の買入及び売渡に供する貨物として輸入されるもの並びに同法律 46 条第 1 項第 3 号に規定する貨物として輸入されるもの及びこれらにより農林水産大臣の許可を受け輸入されるもの	無税	世界貿易組織設立協定の日本国の譲渡表における関税割当	JPN	100199 011
100210 020	その他のもの	一 政府が主要な通関の簡便及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法律 43 条の規定による通関に準じて行う貨物の買入及び売渡に供するもの、同法律 43 条の規定による通関に準じて行う貨物の買入及び売渡に供する貨物として輸入されるもの並びに同法律 46 条第 1 項第 3 号に規定する貨物として輸入されるもの及びこれらにより農林水産大臣の許可を受け輸入されるもの	無税	世界貿易組織設立協定の日本国の譲渡表における関税割当	JPN	100210 020
100290 010	その他のもの	一 政府が主要な通関の簡便及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法律 43 条の規定による通関に準じて行う貨物の買入及び売渡に供するもの、同法律 43 条の規定による通関に準じて行う貨物の買入及び売渡に供する貨物として輸入されるもの並びに同法律 46 条第 1 項第 3 号に規定する貨物として輸入されるもの及びこれらにより農林水産大臣の許可を受け輸入されるもの	無税	世界貿易組織設立協定の日本国の譲渡表における関税割当	JPN	100290 010
100290 090	その他のもの	一 政府が主要な通関の簡便及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法律 43 条の規定による通関に準じて行う貨物の買入及び売渡に供するもの、同法律 43 条の規定による通関に準じて行う貨物の買入及び売渡に供する貨物として輸入されるもの並びに同法律 46 条第 1 項第 3 号に規定する貨物として輸入されるもの及びこれらにより農林水産大臣の許可を受け輸入されるもの	無税	世界貿易組織設立協定の日本国の譲渡表における関税割当	JPN	100290 090

11042 000	その他の加工・修繕（例えば、磨き、塗装等）によう精し、磨く（切り又は研ぐ（ひいたもの））	12 0%	B11
11043 000	スチールもの		
11043 090	スチールもの	13 0%	B6
11043 100	その他のもの		
11043 110	スチールもの	17 0%	B1F
11049 310	その他のもの		
11049 390	その他のもの	20 0%	B6
11050 000	磨き及びニール		
11050 010	磨き及びニール	20 0%	B11
11060 000	フレーズ、磨き及びニール		
11060 010	フレーズ、磨き及びニール	13 0%	B11
11060 200	研磨した互（磨 07 13 項のものに属する）、サヤシ又は研し又は研磨（磨 07 14 項のものに属する）の磨き及びニール並びに第8項の物品及びニール		
11060 210	研磨した互（磨 07 13 項のものに属する）のもの	21 3%	B6
11060 220	サヤシ又は研し又は研磨（磨 07 14 項のものに属する）のもの	15 0%	B6
11060 230	その他のもの		
11060 240	その他のもの		
1107 000	変形（削つてあるか）を問わない。）		
1107 10	削つてあるもの		
1107 11	削つてあるもの		
1107 12	削つてあるもの		
1107 20	その他のもの		
1107 21	その他のもの		
1107 22	その他のもの		
1107 23	その他のもの		
1107 24	その他のもの		
1107 25	その他のもの		
1107 26	その他のもの		
1107 27	その他のもの		
1107 28	その他のもの		
1107 29	その他のもの		
1107 30	その他のもの		
1107 31	その他のもの		
1107 32	その他のもの		
1107 33	その他のもの		
1107 34	その他のもの		
1107 35	その他のもの		
1107 36	その他のもの		
1107 37	その他のもの		
1107 38	その他のもの		
1107 39	その他のもの		
1107 40	その他のもの		
1107 41	その他のもの		
1107 42	その他のもの		
1107 43	その他のもの		
1107 44	その他のもの		
1107 45	その他のもの		
1107 46	その他のもの		
1107 47	その他のもの		
1107 48	その他のもの		
1107 49	その他のもの		
1107 50	その他のもの		
1107 51	その他のもの		
1107 52	その他のもの		
1107 53	その他のもの		
1107 54	その他のもの		
1107 55	その他のもの		
1107 56	その他のもの		
1107 57	その他のもの		
1107 58	その他のもの		
1107 59	その他のもの		
1107 60	その他のもの		
1107 61	その他のもの		
1107 62	その他のもの		
1107 63	その他のもの		
1107 64	その他のもの		
1107 65	その他のもの		
1107 66	その他のもの		
1107 67	その他のもの		
1107 68	その他のもの		
1107 69	その他のもの		
1107 70	その他のもの		
1107 71	その他のもの		
1107 72	その他のもの		
1107 73	その他のもの		
1107 74	その他のもの		
1107 75	その他のもの		
1107 76	その他のもの		
1107 77	その他のもの		
1107 78	その他のもの		
1107 79	その他のもの		
1107 80	その他のもの		
1107 81	その他のもの		
1107 82	その他のもの		
1107 83	その他のもの		
1107 84	その他のもの		
1107 85	その他のもの		
1107 86	その他のもの		
1107 87	その他のもの		
1107 88	その他のもの		
1107 89	その他のもの		
1107 90	その他のもの		
1107 91	その他のもの		
1107 92	その他のもの		
1107 93	その他のもの		
1107 94	その他のもの		
1107 95	その他のもの		
1107 96	その他のもの		
1107 97	その他のもの		
1107 98	その他のもの		
1107 99	その他のもの		
11100 999	その他のもの		

[illegible][illegible]

[illegible]

170209 200	2 カフェイン	17 5% (その量が 1kg につき 13 50 日の産出税より低いときは、当 産出税)	B4
1702 30	ぶどう類及びぶどう樹木 (果樹を含有しないもの及び果樹の含有量が乾燥状態において全重量の 20%未満のものに限る。)		
170230 100	1 香料又は着色料を加えたもの	23 8% (その量が 1kg につき 23 80 日の産出税より低いときは、当 産出税)	B11
170230 210	2 その他のもの		
	(1) 砂糖を加えたもの	85 7% (その量が 1kg につき 60 50 日の産出税より低いときは、当 産出税)	1702-J17
	(2) その他のもの		
170230 221	A 精製したもの	21 3% (その量が 1kg につき 21 30 日の産出税より低いときは、当 産出税)	1702-J17
170230 229	B その他のもの		
1702 40	ぶどう類及びぶどう樹木 (果樹の含有量が乾燥状態において全重量の 20%以上 50%未満のものに限るものとし、加工品を除く。)		
170240 210	2 その他のもの		
	一 砂糖を加えたもの	78 5% (その量が 1kg につき 63 70 日の産出税より低いときは、当 産出税)	1702-J17
170240 220	一 その他のもの		
170250 000	果糖 (化学的に純粋なものに限る。)		
1702 60	その他の果糖及び果糖水 (果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 50%を超えるものに限るものとし、加工品を除く。)		
170260 210	一 砂糖を加えたもの	85 7% (その量が 1kg につき 60 50 日の産出税より低いときは、当 産出税)	1702-J17
170260 220	一 その他のもの		
1702 90	その他のもの (糖化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の 50%含有するものを含む。)		
	3 人造糖類及びカラメル		
170290 290	一 人造糖類		
170290 300	一 カラメル		
170290 420	4 ハンド・グロース・セサース		
170290 510	(1) 香料又は着色料を加えたもの	21 3% (その量が 1kg につき 21 30 日の産出税より低いときは、当 産出税)	B11
	(2) その他のもの		
	A その他のもの		
170290 623	B その他のもの		
170290 629	(a) 着色料	21 3% (その量が 1kg につき 21 30 日の産出税より低いときは、当 産出税)	B11
	(b) その他のもの		
1702 10	糖質 (砂糖の抽出又は精製の間に生ずるものに限る。)		
170310 040	2 その他のもの		
1703 90	その他のもの		
170390 040	2 その他のもの		
17 04	砂糖漿 (ホスト・マニトールを含むものとし、コブを含有しないものに限る。)	14% につき 15 30 円	B11
170410 000	コブ・マンニトール (砂糖で覆ったものを含むものに限る。)	24 0% (その量が 1kg につき 24 00 日の産出税より低いときは、当 産出税)	B11
170410 000	コブ・マンニトール (砂糖で覆ったものを含むものに限る。)	5 0% (その量が 1kg につき 5 00 日の産出税より低いときは、当 産出税)	B17
17 05	乳製品又は乳脂肪に調製したもの	10 0% (その量が 1kg につき 10 00 日の産出税より低いときは、当 産出税)	B6
170500 000	ココナツ (砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	12 5% (その量が 1kg につき 12 50 日の産出税より低いときは、当 産出税)	B5
17 06	チョコレートその他のココアを含むもの		
1706 20	その他の製品 (形状、組成又は組成のもの、その重量が 2 キログラムを超えるもの及び粒状、ペースト状、粉状、錠状その他これらに類する形状のもので、正味重量が 2 キログラムを超える数量入り又は重量包装したものに限る。)		
	1 第 04 10 項から第 04 14 項までの物品の数量単位 (ココアの含有量が全重量の 10%未満のものに限る。)		
	(2) その他のもの		

[illegible][illegible]

[illegible]

200969 259	その他のもの	12.0%	B6
20 09	屋外又は建設のジョイント及び構材を有する、塗装しおらず、かつ、アルコーを有さないものに属するものとし、塗装その他の材料を加えてあるか否かを問わない。） オレフィン・エース		
2009 12	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200912 290	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
2009 29	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200929 210	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
2009 41	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200941 290	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200950 100	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200950 300	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
2009 61	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200961 200	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
2009 69	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200969 110	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200969 310	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200969 290	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
2009 71	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200971 210	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200971 290	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
2009 19	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200919 210	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
2009 81	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200981 210	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200981 290	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
2009 89	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200989 111	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200989 122	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200989 123	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200989 129	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200989 210	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200989 221	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200989 231	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200989 239	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200989 910	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200989 990	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
2009 90	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200990 111	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200990 119	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200990 121	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200990 129	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200990 220	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11
200990 990	（1）上記の含有量が全重量の 10%以下のもの（注） （2）その他のもの	25.5%	B11

[illegible]

[illegible]

882311 000	スチール管	5%	5%	5%	5%
882312 000	スチール管	5%	5%	5%	5%
882313 000	スチール管	5%	5%	5%	5%
882314 000	スチール管	5%	5%	5%	5%
882315 000	スチール管	5%	5%	5%	5%
882316 000	スチール管	5%	5%	5%	5%
882317 000	スチール管	5%	5%	5%	5%
882318 000	スチール管	5%	5%	5%	5%
882319 000	スチール管	5%	5%	5%	5%
882320 000	スチール管	5%	5%	5%	5%

第C節 日本国の原産地規則及び原産地手続

第一款 一般規則及び手続

1 この節の規定の適用上、

- (a) 「代替性のある産品又は材料」とは、商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものをいう。
- (b) 「一般的に認められている会計原則」とは、収益、経費、費用、資産又は負債の記録、情報の開示及び財務書類の作成に関して、締約国の領域において一般的に認められている、又は十分なかつ權威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの原則には、一般的に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、慣行及び手続を含む。
- (c) 「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。
- (d) 「間接材料」とは、産品の生産、試験若しくは検査において使用される材料（当該産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される材料をいい、次のものを含む。

- (i) 燃料、エネルギー、触媒及び溶剤
- (ii) 産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
- (iii) 手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品
- (iv) 工具、ダイス及び鋳型
- (v) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料
- (vi) 生産において使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料
- (vii) 産品に組み込まれない他の材料であつて、当該産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの
- (e) 「材料」とは、他の産品の生産において使用される産品をいう。
- (f) 「非原産品」又は「非原産材料」とは、この節の規定に従つて原産品とされない産品又は材料をいう。
- (g) 「原産品」又は「原産材料」とは、この節の規定に従つて原産品とされる産品又は材料をいう。
- (h) 「輸送用のこん包材料及びこん包容器」とは、他の産品を輸送中に保護するために使用される産品（小売用に包装された産品の包装材料及び包装容器を含まない。）をいう。
- (i) 「関税上の特恵待遇」とは、前節の規定に従つて原産品について適用する関税率をいう。
- (j) 「生産」とは、作業をいい、産品の栽培、耕作、成育、採掘、収穫、漁ろう、わなかけ、狩猟、捕獲、収集、繁殖、抽出、採集、製造、加工及び組立てを含む。
- (k) 「取引価額」とは、産品が輸出のために販売されるに当たつて現実に支払われた若しくは支払われるべき価格又は世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定に従つて決定されるその他の価額をいう。
- (l) 「産品の価額」とは、産品の取引価額から当該産品の国際輸送に要する費用を除いたものをいう。
- (2) (a) 日本国は、この節に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品であつて、この節に規定する他の全ての関連する要件を満たすものを原産品とすることを定める。
 - (i) 一方又は双方の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品であつて、(b)に定めるもの

- (ii) 一方又は双方の締約国の領域において原産材料のみから完全に生産される産品
- (iii) 一方又は双方の締約国の領域において一又は二以上の生産者により非原産材料を使用して完全に生産される産品であつて、次款及び第三款に定める全ての関連する要件を満たすもの
- (b) 日本国は、(a)の規定の適用上、次に掲げる産品を、一方又は双方の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品とすることを定める。
 - (i) 当該領域において栽培され、耕作され、收穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品
 - (ii) 当該領域において生まれ、かつ、成育された生きている動物（第三類に該当するものを除く。）
 - (iii) 当該領域において生きている動物（第三類に該当するものを除く。）から得られる産品
 - (iv) 当該領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物（第三類に該当するものを除く。）
 - (v) 当該領域から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(i)から(iv)までに規定するものを除く。）
 - (vi) 当該領域において、(i)から(v)までに規定する産品又はそれらの派生物のみから生産される産品
- 3 (a) 日本国は、(c)に規定する場合を除くほか、産品が次款及び第三款に定める適用可能な関税分類の変更の要件を満たさない非原産材料を含む場合であつても、全ての当該非原産材料の価額が当該産品の価額の十パーセントを超えず、かつ、当該産品がこの節に定める他の全ての関連する要件を満たすときは、当該産品を原産品とすることを定める。
 - (b) (a)の規定は、非原産材料を他の産品の生産において使用している場合にのみ適用する。
 - (a)の規定は、次のものについては、適用しない。
 - (i) 第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の非原産材料又は第一九〇一・九〇号若しくは第二一〇六・九〇号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）であつて、第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の産品（第○四〇二・一〇号から第○四〇二・二九号までの各号及び第○四〇六・三〇号の産品を除く。）の生産において使用されるもの（第○四〇二・一〇号から第○四〇二・二九号までの各号の粉乳又は第○四〇六・三〇号のプロセスチーズであつて、(a)に定める僅少の非原産材料に係る十パーセントの許容限

- 度を適用する結果として原産品であるものは、この(i)に規定する第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の産品又は(ii)に規定する産品の生産において使用される場合には、原産材料とする。）
- (ii) 第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の非原産材料又は第一九〇一・九〇号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）であつて、次のいずれかの産品の生産において使用されるもの
 - (A) 第一九〇一・一〇号の育児食用の調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）
 - (B) 第一九〇一・二〇号の混合物及び練り生地（バター脂の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超えるものであつて小売用でないものに限る。）
 - (C) 第一九〇一・九〇号又は第二二〇六・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）
 - (D) 第二一・〇五項の産品
 - (E) 第二二〇二・九一号又は第二二〇二・九九号の飲料（ミルクを含有するものに限る。）
 - (F) 第三三〇九・九〇号の飼料（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）
- (iii) 第○八・○五項又は第二二〇〇九・一一号から第二二〇〇九・三九号までの各号の非原産材料であつて、第二二〇〇九・一一号から第二二〇〇九・三九号までの各号の産品又は第二二〇六・九〇号、第二二〇二・九一号若しくは第二二〇二・九九号の果実若しくは野菜のジュース（ミネラル又はビタミンを加えたものに限るものとし、濃縮したものかどうかを問わず、二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）の生産において使用されるもの
 - (iv) 第一五類の非原産材料であつて、第一五・〇七項、第一五・〇八項、第一五・一二項又は第一五・一四項の産品の生産において使用されるもの
 - (v) 第八類又は第二二〇類の原産品でない桃、梨又はあんずであつて、第二二〇・〇八項の産品の生産において使用されるもの
- 4 日本国は、代替性のある産品又は材料について、次のいずれかの事項に基づいて、原産品又は原産材料として取り扱うことを定める。

- (a) 各々の代替性のある産品又は材料が物理的に分離していること。
- (b) 代替性のある産品又は材料が混在している場合には、一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式が使用されていること。ただし、選択された在庫管理方式が当該在庫管理方式を選択した者の会計年度を通じて使用される場合に限る。
- 5 (a) 日本国は、産品が完全に得られるかどうか又は産品が次款及び第三款に定める関税分類の変更の要件を満たすかどうかを決定するに当たり、(c)に規定する附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料については、考慮しないことを定める。
- (b) 日本国は、産品の附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料であつて(c)に規定するものが、これらと共に納入される当該産品の原産品としての資格と同一の資格を有することを定める。
- (c) 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、この5の規定の適用の対象となる。
 - (i) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料が、産品に含まれるものとして分類され、及び当該産品と共に納入されており、並びにその仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされていないこと。
 - (ii) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の種類、数量及び価額が(i)に規定する産品について慣習的なものであること。
- 6 (a) 日本国は、産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品が原産品かどうかを決定するに当たつて考慮しないことを定める。
- (b) 日本国は、輸送用のこん包材料及びこん包容器については、産品が原産品であるかどうかを決定するに当たつて考慮しないことを定める。
- 7 日本国は、間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とみなすことを定める。
- 8 (a) 日本国は、原産品が第三国の領域を通過することなく輸入締約国へ輸送される場合には、当該原産品が原産品としての資格を維持することを定める。
- (b) 日本国は、原産品が、一又は二以上の第三国の領域を経由して輸送される場合であっても、次の(i)及び(ii)の要件を満たすときは、当該原産品が原産品としての資格を維持することを定める。

- (i) 両締約国の領域外において当該原産品についていかなる作業も行われていないこと。ただし、積卸し、ばら積み貨物からの分離、蔵置、輸入締約国の要求に基づいて行われるラベル又は証票による表示及び当該原産品を良好な状態に保存するため又は当該原産品を輸入締約国の領域へ輸送するために必要な他の作業を除く。
- (ii) 当該原産品が第三国の領域において税関当局の監督の下に置かれていること。
- 9 (a) 日本国は、この協定に基づく関税上の特惠待遇の要求を行う輸入者に対し、産品が原産品であることについて輸入の時に申告を行うよう要求することができる。
- (b) (a)に規定する申告の要件については、日本国の法令又は手続において定めるものとし、及び利害関係者が知ることができような方法により公表し、又は入手可能なものとする。
- 10 (a) 日本国は、この協定に基づく関税上の特惠待遇の要求を行う輸入者に対し、当該要求についての確認のために情報を要請することができる。日本国は、輸出者又は生産者から直接提供される当該情報を受領することができる。
- (b) 日本国は、次のいずれかの場合には、関税上の特惠待遇の要求を否認することができる。
 - (i) 産品が関税上の特惠待遇を受ける資格がないと決定する場合
 - (ii) (a)の規定により、産品が関税上の特惠待遇を受ける資格があることを決定するのに十分な情報を輸入者から得られなかった場合
 - (iii) 輸入者がこの節に定める要件を満たさない場合
- 第二款 品目別原産地規則の解釈のための一般的注釈
- 1 この款及び次款の規定は、次の類、項、号及び品目に分類される産品について適用する。
 - (a) 第一類から第二類までの各類
 - (b) 第四類から第五類までの各類
 - (c) 第一六・〇二項から第一六・〇三項までの各項
 - (d) 第一七類から第二二類までの各類
 - (e) 第二二・〇二項
 - (f) 第二二・〇四項
 - (g) 関税分類番号二二〇六・〇一〇〇の品目

- (h) 関税分類番号二〇七・一〇・一九九の品目
- (i) 第二二・〇九項
- (j) 第三類
- (k) 第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号
- (l) 第三三・〇一項
- (m) 第三五・〇一項から第三五・〇二項までの各号
- (n) 第三五・〇四項から第三五・〇五項までの各号
- (o) 第三八〇九・一〇号
- (p) 第三八二三・一一号から第三八二三・七〇号までの各号
- 2 この款及び次款に定める品目別原産地規則の適用上、次の略号を適用する。
- (a) 「CC」とは、いずれかの類の非原産材料からの生産（当該類には、当該非原産材料から生産される産品が該当する類を含まない。）又は産品が該当する類、項若しくは号への他の類からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の二桁番号の水準における変更（すなわち、類の変更）が行われなければならないことを意味する。
- (b) 「CTH」とは、いずれかの項の非原産材料からの生産（当該項には、当該非原産材料から生産される産品が該当する項を含まない。）又は産品が該当する類、項若しくは号への他の項からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の四桁番号の水準における変更（すなわち、項の変更）が行われなければならないことを意味する。
- (c) 「CTSH」とは、いずれかの号の非原産材料からの生産（当該号には、当該非原産材料から生産される産品が該当する号を含まない。）又は産品が該当する類、項若しくは号への他の号からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の六桁番号の水準における変更（すなわち、号の変更）が行われなければならないことを意味する。
- 3 この款及び次款に定める品目別原産地規則の解釈上、
- (a) 関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

- (b) 品目別原産地規則が統一システムの特定の材料を除外する場合には、当該品目別原産地規則は、産品が原産品となるために、除外された当該特定の材料が原産材料であることを要件とすることを意味するものとする。
- (c) 一の産品が、二以上の選択的な品目別原産地規則の対象である場合において、当該選択的な品目別原産地規則のいずれかを満たすときは、当該一の産品は、原産品とする。
- (d) 一の産品が複数の要件を含む品目別原産地規則の対象である場合には、当該一の産品は、当該複数の要件の全てを満たすときのみ原産品とする。
- (e) 単一の品目別原産地規則が一連の項又は号の産品について適用され、かつ、当該品目別原産地規則が当該産品の項又は号の変更を定める場合には、当該変更は、他の項又は号（当該一連の項又は号の中の他の項又は号を含む。）から生ずることがあるものと了解される。
- 4 第六類から第一四類までの各類の規定の適用上、第三国から輸入した種、りん茎、根茎、台木、挿穂、接ぎ穂、苗木、芽その他植物の生きている部分から締約国の領域において栽培される農産品又は園芸品は、原産品とする。
- 5 第一八・〇六項の規定の適用上、「カカオ含有量」とは、カカオ豆由来の成分（チョコレートリカー又はココア粉（固形物）及びカカオ脂）から成るものをいう。カカオ含有量割合とは、産品の重量に占めるカカオ豆由来の成分の割合をいう。
- 6 第一八・〇六項の規定の適用上、「菓子」とは、小売用にした産品であつて更なる調製なく食することを主に目的とするものをいう。
- 第三款 品目別原産地規則
- 前款1(a)から(d)までに分類される産品の各品目別原産地規則は、次の表に別段の定めがある場合を除き、CCとする。同表一欄に示す品目に該当する原産品については、同表二欄に定めるそれぞれの品目別原産地規則を適用する。
- | 一 欄 | 二 欄 |
|--------------|--|
| 統一システムに基づく分類 | 品目別原産地規則 |
| 〇四・〇一・〇四・〇四 | CC 第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。 |

〇四・〇五	C C (第一九〇一・九〇号の酪農調製品、乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)又は第二二〇六・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)
〇四・〇六	C C (第一九〇一・九〇号の酪農調製品、乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)
〇八〇一・三三	C T S H
〇九〇一・二二―〇九〇一・二二	C T S H
〇九〇一・二〇	C T S H
〇九〇四・二二	C C (第〇七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。)(とうがらしに限る。) C C (その他の産品)
〇九〇四・二三	C C (第〇七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。)(とうがらしに限る。) C T S H (その他の産品)
〇九〇五・二〇	C T S H
〇九〇六・二〇	C T S H
〇九〇七・二〇	C T S H
〇九〇八・二二	C T S H
〇九〇八・二三	C T S H
〇九〇八・三三	C T S H
〇九〇九・三三	C T S H
〇九〇九・三三	C T S H
〇九〇九・六二	C T S H
〇九一〇・二二	C T S H
〇九一〇・二〇―〇九一〇・三〇	C C又は 破砕し若しくは粉砕してない産品を破砕し若しくは粉砕すること(第〇九一〇・二〇号から第〇九一〇・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
〇九一〇・九一	C T S H
〇九一〇・九九	C T S H又は 破砕し若しくは粉砕してない産品を破砕し若しくは粉砕すること(第〇九一〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
一一〇一・九〇	C C (第一〇・〇六項の材料からの変更を除く。)
一一〇三・一〇	C C (第一〇・〇六項の材料からの変更を除く。)
一一〇五	C C (第〇七・〇一項の材料からの変更を除く。)

一二〇七・一〇	C C (第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。)
一二〇七・二〇	C C (第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。)
一二〇八・二二	C C。ただし、産品がアメリカ合衆国において收穫されるときはアメリカ合衆国において生産されることを条件とする。
一二〇八・二三	C C。ただし、産品がアメリカ合衆国において收穫されるばいしょからアメリカ合衆国において生産されることを条件とする。
一二〇八・二四	C C (第〇七一四・一〇号の材料からの変更を除く。)
一二〇八・九〇	C C (サフラワーの種の粉及びミールに限る。) C T H (その他の産品)
一五・一八一五・三二	C T H
一六〇二・三二	C C (第二類の材料からの変更を除く。)
一六〇二・四一―一六〇二・四九	C C (第二類の材料からの変更を除く。)
一六〇二・五〇	C C。ただし、第二類の非原産材料が使用される場合には、当該非原産材料のそれぞれが二千十八年三月八日にサンディエゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結国である第三国において完全に生産されるものであることを条件とする。
一七〇一・三一―一七〇一・九九	C C (第二二・一九三号の材料からの変更を除く。)
一七〇二・三〇―一七〇二・六〇	C C (第二二・一九三号の材料からの変更を除く。)
一七・〇四	C T H
一八・〇三一八・〇五	C T H
一八〇六・一〇	C T H (第一七・〇一項の材料からの変更を除く。)(砂糖の含有量が乾燥状態において全重量の九十パーセント以上である加糖ココア粉に限る。) C T H。ただし、第一七・〇一項の非原産材料の重量が産品の重量の五十パーセントを超えないことを条件とする。(その他の産品)
一八〇六・二〇	C T H
一八〇六・三一―一八〇六・九〇	C C (カカオ含有量割合が産品の重量の七十パーセントを超える菓子に限る。) C T S H (その他の産品)
一九〇一・一〇	C C (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超える産品であつて小売用でないものに限る。) C C (その他の産品)
一九〇一・二〇	C C (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)(バター脂の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超える産品であつて小売用でないものに限る。) C C。ただし、非原産材料である第一二〇二・九〇号の米粉の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。(米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十

	パセントを超える産品に限る。)	
	注 二以上の品目別原産地規則が適用可能である場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。	
一九〇・九〇	C C (第〇四・一〇項から第〇四・六〇項までの各号の材料からの変更を除く。) (乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品に限る。) C C。ただし、非原産材料である第一・二・三・九〇号の米粉の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。(米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超える産品に限る。) C C (その他の産品 注 二以上の品目別原産地規則が適用可能である場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。	
一九〇・五	C T H	
二〇一・九〇	C C (第〇七・三一〇号、第〇七・九六〇号、第〇七・九九一号、第〇七・九一二号若しくは第〇七・一一二〇号の材料又は第〇七・一九〇号のアーチチョーク、たまねぎ若しくはピーマンからの変更を除く。)(野菜の調製品(二)以上の野菜から得たものを除く。 C C。ただし、第〇七・三二・一〇号、第〇七・九六〇号、第〇七・九九一号、第〇七・九一二号及び第〇七・一一二〇号の非原産材料並びに非原産材料である第〇七・一一・九〇号のアーチチョーク、たまねぎ及びピーマンの価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。(その他の産品)	
二〇三・一〇	C C (第〇七・九五一号、第〇七・一八〇号又は第〇七・一一五一号の材料からの変更を除く。)	
二〇四・一〇	C C (第〇七・一〇一項、第〇七・一〇一〇号、第〇七・一一九〇号又は第〇七・一二九〇号の材料からの変更を除く。)	
二〇四・九〇	C C (第〇七・三二・一〇号、第〇七・九六〇号、第〇七・三二・一〇一〇号又は第〇七・三二・三三三号から第〇七・三二・四〇号までの各号の材料からの変更を除く。)(野菜の調製品(二)以上の野菜から得たものを除く。) C C。ただし、第〇七・三二・一〇号、第〇七・九六〇号、第〇七・三二・一〇一〇号及び第〇七・三二・三三三号から第〇七・三二・四〇号までの各号の非原産材料の価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。(その他の産品)	
二〇五・二〇	C C (第〇七・一〇一項、第〇七・一一九〇号、第〇七・一二九〇号又は第〇七・一〇五五号の材料からの変更を除く。)	
二〇五・四〇	C C (第〇七・三二・一〇号の材料からの変更を除く。)	
二〇五・五一	C C (第〇七・三二・三三三号から第〇七・三二・三九九号までの各号の材料からの変更を除く。)	
二〇五・六〇	C C (第〇七・九二・二〇号の材料又は第〇七・二〇・八〇号のアスパラガスからの変更を除く。)	
二〇五・七〇	C C (第〇七・九二・九一十一号から第〇七・九二・九九号までの各号又は第〇七・一一・二〇号の材料からの変更を除く。)	
二〇五・九〇	C C (第〇七・一〇一項、第〇七・九二・九五一号若しくは第〇七・九二・九六〇号の材料又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項のばれいしよ若しくはきのこ(はらたけ属のもの)からのの変更を除く。)(野菜の調製品(二)以上の野菜から得たものを除く。) C C。ただし、第〇七・一〇一項、第〇七・九二・九五一号及び第〇七・九二・九六〇号の非原産材料並びに非原産材料である第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項のばれいしよ及びきのこ(はらたけ属のもの)の価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。(その他の産品)	
二〇七・九	C T H (第〇八・四五〇号のマングロー若しくはグアバ、第〇八・九三〇号の桃、第〇八・八一〇・一〇一〇号、第〇八・八一・一〇一〇号、第二二・〇六項、第二二・〇八項若しくは第二二・〇九・四一〇号から第二二・〇九・四九号までの各号の材料又は第〇八・八一・八九号のマングーリース若しくはグアバジュースからの変更を除く。)。ただし、第〇八・四三・三〇号の非原産材料の価額が産品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。(果実の調製品(二)以上の果実から得たものを除く。) C T H。ただし、第〇八・四三・三〇号の非原産材料、非原産材料である第〇八・四一・五〇号のマングー及びグアバ、非原産材料である第〇八・九三・三〇号の桃、第〇八・八一・一〇一〇号、第〇八・八一・一〇一〇号、第二二・〇六項、第二二・〇八項及び第二二・〇九・四一〇号から第二二・〇九・四九号までの各号の非原産材料並びに非原産材料である第〇八・九三・三八号のマングーリース又はグアバジュースの価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。(その他の産品)	
二〇八・二	C C (第二二・〇二項の材料からの変更を除く。)	
二〇八・一九	C C (第〇八・一〇二項又は第二二・〇二項の材料からの変更を除く。)(単に煎っただけのナット又は落花生(乾いたもの又は油漬けしたものであつて、塩を加えたかどうかを問わない。)) C C (第〇八・一〇二項又は第二二・〇二項の材料からの変更を除く。)(単に煎っただけのナット又は落花生(乾いたもの又は油漬けしたものであつて、塩を加えたかどうかを問わない。))の含有量が乾燥状態において全重量の五十パーセント以上である混合物に限る。) C C (その他の産品)	
二〇八・四〇	C C (第〇八・四三・三〇号又は第〇八・一一九〇号の材料からの変更を除く。)	
二〇八・五〇	C C (第〇八・四三・三〇号、第〇八・四四〇号又は第〇八・一一九〇号の材料からの変更を除く。)	
二〇八・七〇	C C (第〇八・四三・三〇号の桃又は第〇八・一一九〇号の桃からの変更を除く。)	
二〇八・八〇	C C (第〇八・一〇一〇号又は第〇八・一一一〇号の材料からの変更を除く。)	
二〇八・九七	C C (第〇八・四四・五〇号のマングロー若しくはグアバ、第〇八・一〇五五項、第〇八・八三・三〇号若しくは第〇八・八四・一〇一〇号の材料、第〇八・九三・三〇号の桃又は第〇八・一一九〇号の冷凍のあんず、梨若しくは桃からの変更を除く。)。ただし、第〇八・四三・三〇号の非原産材料の価額が産品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。(液体又はゼラチンに入った混合物に限る。) C C (その他の産品)	
二〇九・九	C C (第〇八・四四・五〇号のマングロー又はグアバからの変更を除く。)	
二〇九・一一二〇九・三九	C C (第〇八・一〇五五項の材料からの変更を除く。)	
二〇九・四一一二〇九・四九	C C (第〇八・四三・三〇号の材料からの変更を除く。)	

二二〇・六〇・一〇〇	CTH	
二二〇・〇九	CTH	
二二〇・九・一〇	CTH	
二二〇・九・九〇	CTH	CTH (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの) からの変更を除く。)(飼料用に供する種類の調製品であつて、乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。)
		CTH。ただし、第一〇・〇六項の非原産材料の価額が製品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。(ベツトフールド以外の調製品であつて、米の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超えるものに限る。)
		CTH (その他の産品)
		注 二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。
二九〇・五・四三二・二九〇・五・四五	CTSH	
三三〇・一・二二一・三三〇・一・九〇	CTSH	
三三〇・一・二〇一・三五〇・一・九〇	CTSH	
三三〇・二・二二一・三五〇・二・一九	CTH	
三三〇・二・二〇一・三五〇・二・九〇	CTSH	
三五・〇・四	CTH	
三五〇・五・二〇一・三五〇・五・二〇	CTH	
三八〇・九・一〇	CTH	
三八三・三・二一一・三八三・七〇	CTSH	

令和元年十一月十九日 衆議院会議録第九号

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六〇

(附属書Ⅱは、英語により作成され、この協定の不可分の一部を成す。)

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

平成三十年九月の日米首脳会談における日米共同声明において、我が国とアメリカ合衆国との間で貿易協定の締結に向けた交渉を開始することについて一致した。これを受け、平成三十一年四月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、令和元年十月七日にワシントンにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とアメリカ合衆国との間で、農産品及び工業品を対象とする物品の貿易を促進するための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農産品及び工業品を対象とする物品の貿易について、協定に別段の定めがある場合を除き、各々の譲許表に従って、関税の撤廃又は削減を行うこと。

2 両締約国は、いずれかの締約国の要請の後三十日以内に、協定の運用又は解釈に影響を及ぼす可能性のある問題について、六十日以内に相互に満足すべき解決に達するために協

議を行うこと。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国が実施する関税の撤廃又は削減等の対象品目、条件等並びに両締約国の原産地規則及び原産地手続について規定している。

本協定は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とアメリカ合衆国との間の物品の貿易が促進され、両国間の経済的な結び付きがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和元年十一月十五日

外務委員長 松本 剛明
衆議院議長 大島 理森殿

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

令和元年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とアメリカ合衆国との間において、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的基盤を確立することにより、両国間のデジタル貿易を促進し、両国の経済的な結び付きをより強固なものにするともに、自由で開かれた国際経済の発展につなげるため、令和元年十月七日にワシントンで、デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国（以下「両締約国」という。）は、次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「アルゴリズム」とは、一連の定められた手順であつて、問題を解決し、又は結果を得るために行われるものをいう。

(b) 「コンピュータ関連設備」とは、商業上の利用のために情報を処理し、又は保存するためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置をいう。

(c) 「対象企業」とは、一方の締約国について、当該締約国の領域に所在し、かつ、他方の締約国の投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する企業であつて、この協定の効力発生の日に存在するもの又はその後設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいう。

(d) 「対象金融サービス提供者」とは、次のいずれかのものをいう。

(i) 他方の締約国の金融機関

(ii) 一方の締約国の金融規制当局による規制、監督又は免許、認可、許可若しくは登録の対象となる他方の締約国の金融サービス提供者（他方の締約国の金融機関を除く。）

(e) 「対象者」とは、次のいずれかのものをいう。

(i) 対象企業

(ii) 他方の締約国の者

(f) 「関税」とは、商品の輸入に際し、又は商品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の課税金並びに商品の輸入に関連して課される付加税及び加重税を含む。ただし、次のものを含まない。

(i) 千九百九十四年のガット第三条２の規定に適合して課される内国税に相当する課税金

(ii) 輸入に関連する手数料その他の課税金であつて、提供された役務の費用に応じたもの

(iii) ダンピング防止税又は相殺関税

(g) 「デジタル・プロダクト」とは、コンピュータ・プログラム、文字列、ビデオ、映像、録音物その他のものであつて、デジタル式に符号化され、商業的販売又は流通のために生産され、及び電子的に送信

されることができるものをいう（注）。

注 デジタル・プロダクトには、金融商品をデジタル式に表したものの（金銭を含む。）を含まない。

(h) 「電子認証」とは、電子的な通信又は取引の当事者の同一性を検証し、及び電子的な通信の信頼性を確保するための処理又は行為をいう。

(i) 「電子署名」とは、電子文書又は電子メッセージに含まれ、付され、又は論理的に関連する電子的な形式でのデータであつて、当該電子文書又は電子メッセージとの関係において署名者を特定するために及び署名者が当該電子文書又は電子メッセージに含まれる情報を承認することを示すために利用することができものをいう（注）。

注 日本国においては、電子署名については、当該電子文書又は電子メッセージに含まれる情報が改変されていないことが当該データにより確認されるものであるとの要件を満たさなければならない。

(j) 「電子的な送信」とは「電子的に送信される」とは、電磁的手段を用いて送信されることをいう。

(k) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体その他これらに類する組織を含む。）をいう。

(l) 「他方の締約国の企業」とは、他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業であつて、他方の締約国の領域において実質的な事業活動に従事しているものをいう。

(m) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(n) 「金融機関」とは、締約国の領域に所在する金融仲介機関その他の企業であつて、当該締約国の法律に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、及び金融機関として規制され、又は監督されるものをいう。

(o) 「他方の締約国の金融機関」とは、一方の締約国の領域に所在する金融機関（その支店を含む。）であつて、他方の締約国の者が支配するものをいう。

(p) 「金融市場の基盤」とは、清算し、決済し、又は支払、有価証券若しくは派生商品の取引その他の金融取引を記録するために利用される複数の参加者で構成されるシステムであつて、対象金融サービス提供者が他の金融サービス提供者（当該システムの運営者を含む。）と共に参加するものをいう。

(q) 「金融サービス」とは、金融の性質を有するサービスをいう。金融サービスには、全ての保険及び保

險関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）並びに金融の性質を有するサービスに付随するサービス又は金融の性質を有するサービスの補助的なサービスを含み、次の活動を含む。

保険及び保険関連のサービス

(i) 元受保険（共同して行う保険を含む。）

(A) 生命保険

(B) 生命保険以外の保険

(ii) 再保険及び再再保険

(iii) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(iv) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(v) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(vi) 全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(vii) ファイナンス・リース

(viii) 全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(ix) 保証

(x) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（当該取引が取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(A) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(B) 外国為替

(C) 派生商品（先物及びオプションを含む。）

(D) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(E) 譲渡可能な有価証券

(F) 他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(xi) 全ての種類の有価証券の発行への参加（当該発行が公募で行われるか私募で行われるかを問わず、委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(xii) 資金媒介業

(xiii) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(xiv) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(xv) その他の金融サービスを提供するサービス提供者による金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理及び関連ソフトウェアのサービス

(vi) (v)から(vv)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオに関する調査及び助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(r) 「金融サービスのコンピュータ関連設備」とは、対象金融サービス提供者についての免許、認可、許可又は登録の対象となる業務の実施に関する情報の処理又は保存のためのコンピュータ・サーバー又は記憶装置をいう。ただし、次のもののコンピュータ・サーバー又は記憶装置及び次のものへのアクセスのために利用するコンピュータ・サーバー又は記憶装置を含まない。

(i) 金融市場の基盤

(ii) 有価証券又は派生商品（例えば、先物、オプション、スワップ）の取引所又は市場

(iii) 対象金融サービス提供者に対して規制権限又は監督権限を行使する非政府機関

(s) 「他方の締約国の金融サービス提供者」とは、一方の締約国の領域内では一方の締約国の者に対し金融サービスを提供し、又は提供しようとする他方の締約国の者をいう。

(t) 「詐欺的又は欺まんの商業活動」とは、消費者に実害をもたらす詐欺的若しくは欺まんの商業上の行為又は防止されない場合にはこのような実害をもたらす急迫したおそれがある詐欺的若しくは欺まんの商業上の行為をいい、次の行為を含む。

(i) 重要な事実に関して誤った表示（その暗示を含む。）を行う行為であつて、誤認した消費者の経済

- 的利益に重大な損失をもたらすもの
- (ii) 消費者による代金の支払の後、当該消費者に商品を引き渡さず、又はサービスを提供しない行為
- (iii) 消費者の金融口座、電話料金のための口座その他の口座に許可なく請求を行い、又はこれらの口座から許可なく引き落としを行う行為
- (u) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。
- (v) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。
- (w) 「政府の情報」とは、財産的価値を有しない情報（データを含む。）であつて、中央政府が保有するものをいう。
- (x) 「情報コンテンツ・プロバイダ」とは、インターネットその他のコンピュータを利用した双方向サービスを通じて提供される情報の全部又は一部を作成する者又は事業体をいう。
- (y) 「コンピュータを利用した双方向サービス」とは、複数の利用者によるコンピュータ・サーバーへの電子的なアクセスを提供し、又は可能とするシステム又はサービスをいう。
- (z) 「他方の締約国の投資家」とは、一方の締約国の領域において、投資を行おうとし、行っており、又は既に行つた他方の締約国の自然人又は他方の締約国の企業をいう。
- (aa) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。
- (bb) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国の法律の下で他方の締約国の国民である自然人をいう。
- (cc) 「者」とは、自然人又は企業をいう。
- (dd) 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する情報（データを含む。）をいう。
- (ee) 「他方の締約国の者」とは、他方の締約国の自然人又は他方の締約国の企業をいう。
- (ff) 「一方の締約国の者」とは、一方の締約国の自然人又は一方の締約国の企業をいう。
- (gg) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

- (hh) 「租税条約」とは、二重課税の回避のための条約その他の租税に関する国際協定又は国際取決めをいう。
- (ii) 「租税」及び「租税に係る課税措置」には、消費税を含むが、次のものを含まない。
- (i) (f)に定義する「関税」
- (ii) (f)(ii)及び(iii)に掲げる措置
- (jj) 「要求されていない商業上の電子メッセージ」とは、インターネット接続サービスの提供者又は他の電気通信サービスを通じ、受信者の同意なしに又は受信者の明示的な拒否に反して、商業上又はマーケティング上の目的で電子的なアドレスに送信される電子メッセージをいう。
- (kk) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。
- 第二条 適用範囲
- 1 この協定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、電子的手段による貿易に影響を及ぼすものについて適用する。
- 2 この協定は、次のものについては、適用しない。
- (a) 政府調達
- (b) 政府の権限の行使として提供されるサービス
- (c) 締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）ただし、第二十条に規定するものを除く。
- 第三条 一般的例外
- 1 この協定の全ての規定（第二十一条の規定を除く。）の適用上、サービス貿易一般協定第十四条(a)から(c)までの規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。
- 2 第二十一条の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十條の規定及びその解釈に係る注釈は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。
- 第四条 安全保障のための例外
- この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。
- (a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提

供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。

(b) 締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

第五条 信用秩序の維持のための例外並びに金融政策及び為替政策のための例外

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（注）（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融機関若しくは金融サービス提供者が負う者を保護するための措置又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げられない。当該信用秩序の維持のための措置は、この協定の規定に適合しない場合には、当該規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

注 両締約国は、「信用秩序の維持」には、個々の金融機関又は金融サービス提供者の安全性、健全性及び財務上の責任の維持並びに支払及び清算の制度の安全性並びに財務上及び運営上の健全性の維持を含むことを了解する。

2 この協定のいかなる規定も、一般に適用される差別的でない措置であつて公的機関が金融政策若しくは関連する信用政策又は為替政策を遂行するために行うものについては、適用しない。

第六条 租税

1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づくいずれの締約国の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。この協定と租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3 2の規定に従うことを条件として、

(a) 第八条の規定は、全ての租税に係る課税措置について適用する。ただし、所得、譲渡収益、法人の課税対象財産又は投資若しくは財産の価額（注）に対する租税に係る課税措置（投資又は財産の移転に対するものを除く。）及び遺産、相続、贈与又は世代を飛ばした財産の移転に対する租税を除く。

注 この(a)の規定は、各締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすものではない。

(b) 第八条の規定は、所得、譲渡収益、法人の課税対象財産又は投資若しくは財産の価額（注）に対する

租税に係る課税措置（投資又は財産の移転に対するものを除く。）であつて、特定のデジタル・プロダクトの購入又は消費に関するものについて適用する。ただし、第一文の規定は、締約国が、当該デジタル・プロダクトの購入又は消費に関する利益の享受又はその継続のための条件として、当該デジタル・プロダクトを自国の領域において提供することを要求することを妨げるものではない。

注 この(b)の規定は、各締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすものではない。

ただし、第八条のいかなる規定も、次のものについては、適用しない。

(c) 租税条約に基づいて締約国が与える利益に関する最恵国待遇の義務
(d) 現行の租税に係る課税措置の規定のうち同条の規定に適合しないもの
(e) 現行の租税に係る課税措置の規定のうち同条の規定に適合しないものの継続又は即時の更新
(f) 現行の租税に係る課税措置の規定のうち同条の規定に適合しないものの改正（当該改正において当該租税に係る課税措置と同条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

(g) 租税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする新たな租税に係る課税措置（課税を目的として居住地に基づいて者を区別する租税に係る課税措置を含む。）の採用又は実施。ただし、当該租税に係る課税措置が両締約国の者、物品又はサービスの間で恣意的な差別を行わないことを条件とする。（注）

注 両締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(d)の規定がサービス及び直接税に限定されないものとみなした場合の同条(d)の規定を参照して、この(g)の規定を解釈しなければならないことを了解する。

(h) 年金信託、年金計画、退職年金基金その他の制度であつて、年金若しくは退職年金の支払又は類似の給付を行うためのものに関し、締約国が、当該制度に対する継続的な権限、規制又は監督の維持を要求することを、当該制度への拠出又は当該制度の収入に関する利益の享受又はその継続のための条件とする規定

(i) 保険料に対する消費税（当該消費税が他方の締約国によって課されていたとしたならば、(d)から(f)までの規定の対象となつたであろうものに限る。）

第七条 関税

いずれの締約国も、一方の締約国の者と他方の締約国の者との間の電子的な送信（電子的に送信されるコ

ンデントを含む。) に対して関税を課してはならない。

第八条 デジタル・プロダクトの無差別待遇

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の領域において創作され、生産され、出版され、契約され、委託され、若しくは商業的な条件に基づき初めて利用可能なものとされたデジタル・プロダクト又はその著作、実演家、制作者、開発者若しくは所有者が他方の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない(注)。

注 この1の規定の適用上、第三国のデジタル・プロダクトは、「同種のデジタル・プロダクト」である限りにおいて、「他の同種のデジタル・プロダクト」に該当する。

2 この条の規定は、締約国によつて交付される補助金又は行われる贈与(公的に支援される借款、保証及び保険を含む。)については、適用しない。

3 この条のいかなる規定も、締約国が放送(注)の提供に従事する企業における外国資本の参加の割合を制限する措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

注 この3の規定の適用上、日本国については、「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信をい(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第一号、オンデマンド・サービス(インターネット上で提供されるそのようなサービスを含む。))を含まない。

4 1の規定は、知的財産権に関し、知的財産に関する両締約国間の二国間協定に基づく権利及び義務に抵触する限りにおいて、又は当該二国間協定が存在しない場合には両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に基づく権利及び義務に抵触する限りにおいて、適用しない。

第九条 国内の電子的な取引の枠組み

1 各締約国は、電子的な取引を規律する法的枠組みであつて、千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法の原則に適合するものを維持する。

2 各締約国は、次のことを行うよう努める。

- (a) 電子的な取引に対する不必要な規制の負担を回避すること。
- (b) 電子的な取引を規律する自国の法的枠組みの策定において利害関係者による寄与を容易にすること。

第十条 電子認証及び電子署名

1 締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、署名が電子的な形式によるものであること

のみを理由として当該署名の法的な有効性を否定してはならない。

2 いずれの締約国も、電子認証又は電子署名に関する次の措置を採用し、又は維持してはならない。

- (a) 電子的な取引の当事者が当該取引のための適当な電子認証の方式又は電子署名を相互に決定すること

を禁止することとなる措置

- (b) 電子的な取引の当事者が当該取引について電子認証又は電子署名に関する法的な要件を満たしていることを司法当局又は行政当局に対して証明する機会を得ることを妨げることとなる措置

3 締約国は、2の規定にかかわらず、特定の区分の取引について、電子認証の方式又は電子署名が特定の実施基準を満たすこと又は自国の法令に従つて認定された当局によつて認証されることを要求することができる。

第十一条 情報の電子的手段による国境を越える移転

1 いずれの締約国も、情報(個人情報を含む。)の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止し、又は制限してはならない。

2 この条のいかなる規定も、1の規定に適合しない措置であつて、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要なものを採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。(注)

注 ある措置が、データの移転に関し、当該移転が国境を越えるものであることのみを理由として、競争条件の変更により対象者に不利益をもたらすような態様で当該移転に対して異なる待遇を与える場合には、当該措置は、この2の規定の要件を満たさない。

- (a) 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。

- (b) 目的の達成に必要な範囲を超えて情報の移転に制限を課するものではないこと。

第十二条 コンピュータ関連設備の設置

1 いずれの締約国も、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。

2 この条の規定は、対象金融サービス提供者については、適用しない。対象金融サービス提供者については、次条において取り扱う。

第十三条 対象金融サービス提供者のための金融サービスのコンピュータ関連設備の設置

1 両締約国は、対象金融サービス提供者の情報（当該対象金融サービス提供者の取引及び運営の基礎となる情報を含む。）への締約国の金融規制当局による迅速、直接的、完全及び継続的なアクセスが金融に係る規制及び監督のために不可欠であることを認識し、並びに当該アクセスへの潜在的な全ての制限を撤廃することの必要性を認識する。

2 いずれの締約国も、対象金融サービス提供者が当該締約国の領域外において利用し、又は設置する金融サービスのコンピュータ関連設備において処理され、又は保存される情報に対し、当該締約国の金融規制当局が、規制及び監督を目的として、迅速、直接的、完全及び継続的なアクセスを認められる場合には、対象金融サービス提供者に対し、当該締約国の領域において事業を実施するための条件として、当該領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない（注）。

注 締約国は、この協定に反しない措置（第五条の規定に適合する措置を含む。）を採用し、又は維持することができる。

3 各締約国は、対象金融サービス提供者に対して当該締約国の領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求する前に、実行可能な範囲内で、当該対象金融サービス提供者に対し、2に規定する情報へのアクセスが不十分であることを改善するための合理的な機会を与える（注）。

注 締約国は、対象金融サービス提供者に対して当該締約国の領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求することができる。ただし、当該締約国の金融規制当局が2に規定する情報へのアクセスを認められない場合に限り。

第十四条 オンラインの消費者の保護

1 両締約国は、消費者がデジタル貿易を行うに当たり、当該消費者を詐欺的又は欺まんの商業活動から保護するための透明性のある、かつ、効果的な措置を採用し、及び維持することの重要性を認識する。

2 各締約国は、オンライン上の商業活動を行う消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある詐欺的又は欺まんの商業活動を禁止するため、消費者の保護に関する法律を制定し、又は維持する。

第十五条 個人情報の保護

1 各締約国は、デジタル貿易の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する（注）。

注 締約国は、プライバシー、個人情報又は個人データを保護する包括的な法律、プライバシーを対象とする分野別の法律、企業によるプライバシーに関する自主的な取組の実施について定める法律等の措置を採用し、又は維持することにより、この1に定める義務を履行することができる。

2 各締約国は、個人情報の保護であつて自国がデジタル貿易の利用者に提供するものに関する情報を公表する。当該情報には、次の方法に関するものを含める。

- (a) 自然人が救済を得ることができる方法
- (b) 企業が法的な要件を満たすことができる方法

3 各締約国は、個人情報保護のために両締約国が異なる法的な取組方法をとることができることを認識しつつ、このような異なる制度の間の相互運用性を促進する仕組みの整備を奨励すべきである。

4 両締約国は、個人情報保護を確保するための措置の遵守を確保すること及び個人情報の国境を越える流通に対する制限が当該流通によりもたらされる危険性との関係で必要であり、かつ、当該危険性に比例したものであることを確保することの重要性を認識する。

第十六条 要求されていない商業上の電子メッセージ

1 各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージに関する次の措置を採用し、又は維持する。

- (a) 要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の電子メッセージの現に行われている受信の防止を円滑に行うことができるようにすることを要求する措置
- (b) 自国の法令によつて特定された方法により、商業上の電子メッセージを受信することについて受信者の同意を要求する措置

2 各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者であつて、1の規定に従つて採用し、又は維持する措置を遵守しないものに対し、その遵守を求める手段について定める。

第十七条 ソース・コード

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の一方の締約国の領域における輸入、流通、販売又は使用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転若しくは当該ソース・コードへのアクセス又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを要求してはならない。

2 この条の規定は、一方の締約国の規制機関又は司法当局が、他方の締約国の者に対し、特定の調査、検査、検討、執行活動又は司法手続のため、ソフトウェアのソース・コード又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを保存し、又は入手可能なものとする（注）を要求することを妨げるものではない。ただし、当該ソース・コード及び当該アルゴリズムを許可されていない開示からの保護の対象とすることを条件とする。

注 ソフトウェアのソース・コードの営業上の秘密としての地位が当該営業上の秘密の保有者により主張される場合には、当該ソース・コード又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを入手可能なものとすることは、当該地位に悪影響を及ぼすものと解してはならない。

第十八条 コンピュータを利用した双方向サービス（注）

注 この条の規定は、第三条の規定に従うものとする。同条の規定は、この協定の適用上、特にサービス貿易一般協定第十四条(a)の規定に基づく公衆の道徳の保護のために必要な措置のための例外が、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すことを定める。両締約国は、オンライン上の性的取引、児童の性的搾取及び売春からの保護のために必要な措置（例えば、アメリカ合衆国の千九百三十四年の通信法を改正する「二千十七年のオンライン上の性的取引に対する州及び被害者による対策法」（第百十五議会第百六十四号一般法律）が公衆の道徳の保護のために必要な措置であることに合意する。

1 両締約国は、コンピュータを利用した双方向サービスをデジタル貿易を増進するために不可欠なものとして促進することの重要性（中小企業にとつての重要性を含む。）を認識する。

2 このため、4に規定する場合を除くほか、いずれの締約国も、コンピュータを利用した双方向サービスによって保存され、処理され、送信され、流通し、又は利用可能なものとされる情報に関連する損害についての責任を決定するに当たり、当該コンピュータを利用した双方向サービスの提供者又は利用者情報をコンテンツ・プロバイダとして取り扱う措置を採用し、又は維持してはならない。ただし、当該提供者又は利用者が当該情報の全部又は一部を作成した場合を除く。（注）

注 締約国は、自国の法令を通じて又は司法上の決定により適用される現行の法の原則を通じてこの条の規定を遵守することができ。

3 いずれの締約国も、コンピュータを利用した双方向サービスの提供者又は利用者による次の行為を理由として、当該提供者又は利用者に対する責任を負わせてはならない。

(a) 当該提供者若しくは利用者がコンピュータを利用した双方向サービスを提供し、若しくは利用すること

とを通じてアクセス可能若しくは利用可能となるデータであつて、当該提供者若しくは利用者が有害であり、若しくは異議が申し立てられる可能性があると認めるものへのアクセス又は当該データの利用可能性を制限するために誠実かつ自発的に行つた行為

(b) 情報コンテンツ・プロバイダその他の者が有害であり、又は異議が申し立てられる可能性があると認めるデータへのアクセスを制限することができるような技術的手段を可能とし、又は利用可能とするために行つた行為

4 この条のいかなる規定も、

(a) 知的財産に関する締約国の措置（知的財産の侵害に係る責任について取り扱う措置を含む。）については、適用しない。

(b) 知的財産権の保護又は行使のための締約国の能力を拡大し、又は減ずるものと解してはならない。

(c) 次のことを妨げるものと解してはならない。

(i) 締約国が刑事法を執行すること。

(ii) コンピュータを利用した双方向サービスの提供者又は利用者が法執行当局の特定のかつ合法的な命令を遵守すること。

第十九条 サイバーセキュリティ

1 両締約国は、サイバーセキュリティに対する脅威がデジタル貿易に対する信頼を損なうものであることを認識する。したがつて、両締約国は、次のことを行うよう努める。

(a) コンピュータの安全性に係る事象への対応について責任を負うそれぞれの権限のある当局の能力を構築すること。

(b) 電子的なネットワークに影響を及ぼす悪意のある侵入又は悪意のコードの拡散を特定し、及び軽減するために協力するための現行の協力の仕組みを強化すること並びに当該仕組みをサイバーセキュリティに係る事象への迅速な対処のために並びに意識の向上及び良い慣行に関する情報の共有のために利用すること。

2 両締約国は、サイバーセキュリティに対する脅威の進化する性質に鑑み、当該脅威に対処するに当たつて、定められている規制よりも危険性に基づいた方法が一層効果的なものとなることを認識する。したがつて、各締約国は、サイバーセキュリティ上の危険を特定し、及び当該危険を防止するため

並びにサイバーセキュリティに係る事態の発見、当該事態への対応及び当該事態からの回復のため、危険性に基づいた方法（コンセンサス方式による基準及び危険度に応じた管理手法に関する良い慣行に依拠するもの）を採用するよう努め、及び自国の領域内の企業に対し、当該方法を利用することを奨励するよう努める。

第二十条 政府の公開されたデータ

- 1 両締約国は、政府の情報への公衆のアクセス及び政府の情報の公衆による利用を容易にすることが経済的及び社会的な発展、競争力並びにイノベーションを促進することを認識する。
- 2 締約国は、自国が政府の情報を公衆により利用可能なものとすることを選択する限りにおいて、政府の情報が機械による判読が可能であり、及び開かれた様式であること並びに検索、抽出、利用、再利用及び再配布することができるものであることを確保するよう努める。
- 3 両締約国は、特に中小企業のため、事業機会を増大させ、及び創出する観点から、各締約国が公衆により利用可能なものとした政府の情報へのアクセス及び当該政府の情報の利用を当該締約国が拡大することができる方法を特定するために協力するよう努める。

第二十一条 暗号法を使用する情報通信技術産品

- 1 この条の規定の適用上、
 - (a) 「暗号」又は「暗号化アルゴリズム」とは、暗号文を作成するために暗号鍵を平文と組み合わせる数学的な手法又は式をいう。
 - (b) 「暗号法」とは、データの内容を秘匿し、若しくは偽装し、又はデータの探知されない変更若しくは許可なく行われる使用を防止することを目的とする当該データの変換のための原理、手段又は方法をい、一若しくは二以上の秘密のパラメーター（例えば、暗号変数）又は関連する暗号鍵の管理を使用する情報の変換に限る。
 - (c) 「暗号化」とは、暗号化アルゴリズムの使用を通じ、データ（平文）を再転換及び暗号法の適当な暗号鍵なしには容易に理解することができない形式（暗号文）に転換することをいう。
 - (d) 「情報通信技術産品」とは、意図された機能が情報の処理及び電子的手段による通信（送信及び表示を含む。）である産品又は当該機能が物理的な現象の特定若しくは記録のために若しくは物理的な過程の管理のために適用される電子的な処理である産品をいう。

- (e) 「暗号鍵」とは、当該暗号鍵を知る主体は暗号化アルゴリズムの演算を再現し、又は逆算することができるが、当該暗号鍵を知らない主体はこれらを行うことができないような方法によって当該演算を決定するパラメーターであつて、暗号化アルゴリズムに関連して使用されるものをいう。
- 2 この条の規定は、暗号法を使用する情報通信技術産品について適用する（注）。ただし、この条の規定は、次のものについては、適用しない。

注 この条の規定の適用上、情報通信技術産品には、金融商品を含まない。

- (a) 締約国の法執行当局（サービス提供者であつて、自らが管理する暗号法を使用するものに対し、当該締約国の法的手続に従い暗号化されていない通信を提供するよう要求する場合に限る。）
 - (b) 金融商品の規制
 - (c) 締約国の政府（中央銀行を含む。）が所有し、又は管理するネットワーク（利用者の装置を含む。）へのアクセスに関して当該締約国が採用し、又は維持する要件
 - (d) 締約国が金融機関又は金融市場に関連する監督、調査又は検査の権限に基づいてとる措置
 - (e) 締約国の政府による又は締約国の政府のための情報通信技術産品の製造、販売、流通、輸入又は使用
- 3 いずれの締約国も、暗号法を使用し、及び商業上の目的のために設計された情報通信技術産品に關し、当該情報通信技術産品の製造、販売、流通、輸入又は使用の条件として、当該情報通信技術産品の製造者又は供給者に対して次のいずれかのことを要求してはならない。
 - (a) 当該締約国又は当該締約国の領域に所在する者に対し、暗号法に関連する財産的価値を有する情報を移転し、又は当該情報へのアクセスを提供すること（特定の技術、生産工程その他の情報（例えば、非公開の暗号鍵その他の秘密のパラメーター、アルゴリズムの仕様その他設計の詳細）の開示によるものを含む。）。
 - (b) 情報通信技術産品の開発、製造、販売、流通、輸入又は使用について、当該締約国の領域に所在する者と提携し、又は協力すること。
 - (c) 特定の暗号化アルゴリズム又は暗号を使用し、又は統合すること。

第二十二条 改正、効力発生及び終了

- 1 両締約国は、この協定の改正につき書面により合意することができる。改正は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続に従つて当該改正の承認を書面により相互に通告した日の後三十日、又は両締

約国が決定する他の日に効力を生ずる。

2 この協定は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。その終了は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行った日の後四箇月で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年十月七日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

杉山晋輔

アメリカ合衆国のために

ロバート・E・ライトハイザー

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

平成三十年九月の日米首脳会談における日米共同声明において、我が国とアメリカ合衆国との間で物品貿易協定について、また、他の重要な分野（サービスを含む）で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始することによって一致したことを踏まえ、平成三十一年四月に行われた第一回閣僚会議において、我が国及びアメリカ合衆国は、デジタル貿易協定の締結に向けた交渉を開始することについて一致した。これを受け、両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、令和元年十月七日にワシントンにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とアメリカ合衆国との間で、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 いずれの締約国も、締約国間における電子的な送信に対して関税を課してはならないこと。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の領域において創作等されたデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならないこと。

3 いずれの締約国も、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止又は制限してはならないこと。

4 いずれの締約国も、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域におけるコンピュータ関連設備の利用・設置を要求してはならないこと。

5 各締約国は、デジタル貿易の利用者の個人情報保護の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持すること。

6 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェアの自国の領域における輸入・販売等の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードやアルゴリズムの移転等を要求してはならないこと。

7 いずれの締約国も、ソーシャルネットワーク・キングサービス（SNS）等の双方向コンピュータサービスによって送信・流通等が行われる情報に関連する損害についての責任を決定するに当たり、当該コンピュータサービスの提供者又は利用者を情報コンテンツ・プロバイダとして取り扱う措置を採用し、又は維持してはならないこと。

なお、本協定は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とアメリカ合衆国との間のデジタル貿易が促進され、両国間の経済的な結び付きがより強固になることを通じ、両国間の貿易が安定的に拡大し、ひいて

令和元年十一月十九日 衆議院會議録第九号

は自由で開かれた国際経済の発展につながるこ
とが期待されるところの見地から意義であると認
め、本件は承認すべきものと議決した次第であ
る。

右報告する。

令和元年十一月十五日

外務委員長 松本 剛明

衆議院議長 大島 理森殿

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等
に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与
等に関する特別措置法の一部を改正する法
律

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等
に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)
の一部を次のように改正する。

第五條中「」とあるのは「」の下に「第三十二條の
四第一項中「当該事業場に、労働者の過半数で組
織する労働組合がある場合においてはその労働組
合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場
合においては労働者の過半数を代表する者との書
面による協定により、次に掲げる事項を定めたこ
とは」とあるのは「次に掲げる事項について条例に
特別の定めがある場合は」と、「その協定」とある
のは「その条例」と、「当該協定」とあるのは「当該
条例」と、同項第五号中「厚生労働省令」とあるの
は「文部科学省令」と、同条第二項中「前項の協定

で同項第四号の区分をし」とあるのは「前項第四号
の区分並びに」と、「を定めたときは」とあるのは
「」について条例に特別の定めがある場合は」と、

「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働
組合がある場合においてはその労働組合、労働者
の過半数で組織する労働組合がない場合において
は労働者の過半数を代表する者の同意を得て、厚
生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条
第三項中「厚生労働大臣は、労働政策審議会」とあ
るのは「文部科学大臣は、審議会等 国家行政組織
法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定す
る機関をいう。で政令で定めるもの」と、「厚生労
働省令」とあるのは「文部科学省令」と、「協定」と
あるのは「条例」と、同法を加え、「同項を同法
第三十二條の四第一項から第三項まで及び第三十
三條第三項」に改め、「」と、「」の下に「から」を加
え、「第三十二條の五まで」を、「第三十二條の三
の二、第三十二條の四の二、第三十二條の五」に
改める。

第六條第一項中「第三項」の下に「及び次条第一
項」を加える。
本則に次の一条を加える。

(教育職員の業務量の適切な管理等に関する指
針の策定等)

第七條 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福
祉の確保を図ることににより学校教育の水準の維
持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時
間及びそれ以外の時間において行う業務の量の
適切な管理その他教育職員の服務を監督する教
育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図
るために講ずべき措置に関する指針(次項にお
いて単に「指針」という。)を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変

更したときは、遅滞なく、これを公表しなけれ
ばならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、令和三年四月一日から施行す
る。ただし、次項の規定は公布の日から、第六
條第一項の改正規定及び本則に一条を加える改
正規定は令和二年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 文部科学大臣は、この法律による改正後の公
立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関
する特別措置法第五条の規定により読み替えて
適用する地方公務員法(昭和二十五年法律第二
百六十一号)第五十八條第三項の規定により読
み替えて適用する労働基準法(昭和二十二年法
律第四十九号)第三十二條の四第三項の文部科
学省令を定めようとするときは、この法律の施
行の日前においても、同項(同項の審議会等を
定める政令を含む。)の規定の例により、当該政
令で定める審議会等の意見を聴くことができ
る。

理 由

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を
推進するため、教育職員について労働基準法第三
十二條の四の規定による一年単位の変形労働時間
制を条例により実施できるようにするとともに、
文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等
に関する指針を策定及び公表することとする必要
がある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与
等に関する特別措置法の一部を改正する法
律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

1 本案は、公立の義務教育諸学校等における働
き方改革を推進するため、教育職員について労
働基準法第三十二條の四の規定による一年単位
の変形労働時間制を条例により実施できるよう
にするとともに、文部科学大臣が教育職員の業
務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公
表することとするものであり、その主な内容は
次のとおりである。

1 教育職員への労働基準法第三十二條の四の
規定の適用

公立の義務教育諸学校等の教育職員につい
て労働基準法第三十二條の四の規定による一
年単位の変形労働時間制を条例により実施で
きるよう、地方公務員法第五十八條第三項の
規定の適用について必要な読替え規定を定め
ること。

2 教育職員の業務量の適切な管理等に関する
指針の策定等

(一) 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福
祉の確保を図ることににより学校教育の水準
の維持向上に資するため、教育職員が正規
の勤務時間及びそれ以外の時間において行
う業務の量の適切な管理その他教育職員の
服務を監督する教育委員会が教育職員の健
康及び福祉の確保を図るために講ずべき措
置に関する指針(以下「指針」という。)を定
めるものとする。

(二) 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれ

を変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

3 施行期日等

(一) この法律は、令和三年四月一日から施行すること。ただし、3の(二)については公布の日から、2については令和二年四月一日から施行すること。

(二) この法律の施行に関し必要な準備行為を定めること。

二 議案の可決理由

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について労働基準法第三十二条の四の規定による一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和元年十一月十五日

文部科学委員長 橋 慶一郎

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法第七条の指針(以下「指針」という。)において、公立学校の教育職員のいわゆる「超勤四項目」以外の業務の時間も含めた「在校等時間」

の上限について位置付けること。また、各地方公共団体に対して、指針を参酌した上で、条例・規則等において教育職員の在校等時間の上限について定めるよう求めること。服務監督権者である教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握するとともに、勤務時間の記録が公務災害認定の重要な資料となることから、公文書としてその管理・保存に万全を期すること。

二 指針において在校等時間の上限を定めるに当たっては、教育職員がその上限時間まで勤務することを推奨するものではないこと、また、自宅等における持ち帰り業務時間が増加することのないよう、服務監督権者である教育委員会及び校長に対し、通知等によりその趣旨を明確に示すこと。併せて、「児童生徒等に係る臨時的な特別の事情」を特例的な扱いとして指針に定める場合は、例外的かつ突発的な場合に限定されることを周知徹底すること。

三 服務監督権者である教育委員会及び校長は、教育職員の健康及び福祉を確保する観点から、学校規模にかかわらず、労働安全衛生法によるストレスチェックの完全実施に努めるとともに、優先すべき教育活動を見定めた上で、適正な業務量の設定と校務分掌の分担等を実施することにより、教育職員の在校等時間の縮減に取り組むこと。また、政府は、その実現に向け十分な支援を行うこと。

四 政府は、一年単位の変形労働時間制の導入の前提として、現状の教育職員の長時間勤務の実態改善を図るとともに、その導入の趣旨が、学校における働き方改革の推進に向けて、一年単

位の変形労働時間制を活用した長期休業期間等における休日のまとめ取りであることを明確に示すこと。また、長期休業期間における大会を含む部活動や研修等の縮減を図るとともに、指針に以下の事項を明記し、地方公共団体や学校が制度を導入する場合に遵守するよう、文部科学省令に規定し周知徹底すること。

1 指針における在校等時間の上限と部活動ガイドラインを遵守すること。

2 所定の勤務時間の延長は、長期休業期間中等の業務量の縮減によつて確実に確保できる休日の日数を考慮して、年度当初や学校行事等で業務量が特に多い時期に限定すること。

3 所定の勤務時間を通常より延長した日に、当該延長を理由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないことにより、在校等時間の増加を招くことのないよう留意すること。なお、超勤四項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議や研修等については、通常の所定の勤務時間内で行われるようにすること。

4 所定の勤務時間を縮小する日は、勤務時間の短縮ではなく勤務時間の割り振られない日として、長期休業期間中等に一定期間集中して設定できるようにすること。

5 教育職員の終業時刻から始業時刻までの間に、一定時間以上の継続した休息時間を確保する勤務間インターバルの導入に努めること。

6 一年単位の変形労働時間制は、全ての教育職員に対して画一的に導入するのではなく、

育児や介護を行う者、その他特別の配慮を要する者など個々の事情に応じて適用すること。

五 一年単位の変形労働時間制を導入する場合は、連続労働日数原則六日以内、労働時間の上限一日十時間・一週間五十二時間、労働日数の上限年間二百八十日等とされている労働基準法施行規則の水準に沿って文部科学省令を定めること。また、対象期間及び対象期間の労働日数と労働日ごとの労働時間等については、事前に教育職員に明示する必要があることを周知徹底するとともに、一年単位の変形労働時間制の導入は、地方公務員法第五十五条第一項及び第九項の対象であることについて、通知等による適切な指導・助言を行うこと。

六 学校における働き方改革に関する総合的な方策を取りまとめた平成三十一年一月の中央教育審議会答申の実現に向けて、国・都道府県・市区町村・地域・学校が一体となって取り組むこと。特に、教育委員会は、答申内容の実現を学校任せにせず、自らが主体となつて学校における働き方改革を強力に推進すること。また、国及び地方公共団体は、「教員採用試験の倍率低下」や「教員不足」といった課題を解決するための対策に万全を期すこと。併せて、国は、抜本的な教職員定数の改善、サポートスタッフや部活動指導員の配置拡充をはじめとした環境整備のための財政的な措置を講ずること。

七 政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

八 教育職員の崇高な使命と職責の重要性に鑑み、教職に優秀な人材を確保する観点から、人材確保法の理念に沿った教育職員の処遇の改善を図ること。

九 三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本体 三六三円 本号一部 三三〇円